

三見の歴史



三見の歴史用語集

用 語	行	頁	用 語	行	頁
御蔵入 (おくらいり)	1	28	町奉行 (まちぶぎょう)	10	28
小物成 (こものなり)	3	28	郡奉行 (こうりぶぎょう)	2	29
浦浮役 (うらうきやく)	4	28	宰判 (さいはん)	1	30
石高 (いしかか)	7	35	代官・勘場 (だいかん・かんば)	6	30
門役銀 (かどやくぎん)	11	38	大庄屋 (おおしやうや)	10	30
浦屋敷石 (うらやしきこく)	1	42	庄屋 (しやうや)	2	31
海上石 (かいじやうこく)	2	42	畔頭 (くろがしら)	1	32
田方物成 (たかたものなり)	10	66	地下役人 (じげやくにん)	3	34
畠方物成 (はたがたものなり)	6	67	給領庄屋 (きゅうりやうしやうや)	10	50
石貫銀 (いっかんぎん)	9	67	小都合庄屋 (こつごうしやうや)	11	50
小物成 (こものなり)	12	67	給領主 (きゅうりやうしゅ)	13	50
楮石 (こうぞこく)	1	68	在郷住宅士 (ざいこうじやうたくし)	5	53
口米 (くちまい)	3	68			
種子利米 (しゅしりまい)	5	68	寄組 (よりぐみ)	3	54
作飯利米 (さくはんりまい)	8	68	大組 (おほぐみ)	7	54
浮役銀 (うきやくぎん)	10	68	手廻組 (てまわりぐみ)	13	54
山立銀 (やまたてぎん)	12	68	遠近付 (えんきんづき)	3	55
酒造和市違銀 (しゅぞうわしちがひぎん)	13	68	徒士 (ちから)	6	55
山役銀 (やまやくぎん)	4	69			
井米 (ひやうまい)	6	69	御立山 (おたてやま)	5	63
延米 (のべまい)	10	69	御預山 (おあずけやま)	2	64
修甫米 (しゅうほうまい)	4	75	合壁山 (がっぺきやま)	10	65
春定・名寄帳 (はるさだめ・なよせちやう)	13	31	御米蔵	7	39
			御高札場	1	40

三見の歴史

題字

文部科学大臣

河村建夫

天平三年九月
佐美郷槻原里庸米六斗



長登銅山遺跡で発掘された木簡（美東町教育委員会蔵）

奉安置

當山鎮守藏王大權現尊像

大檀那中大夫充京兆尹防長豐荒太守政弘朝臣

大檀那嗣君朝議郎本列別駕多々良朝臣義興

延徳三年三月廿七日

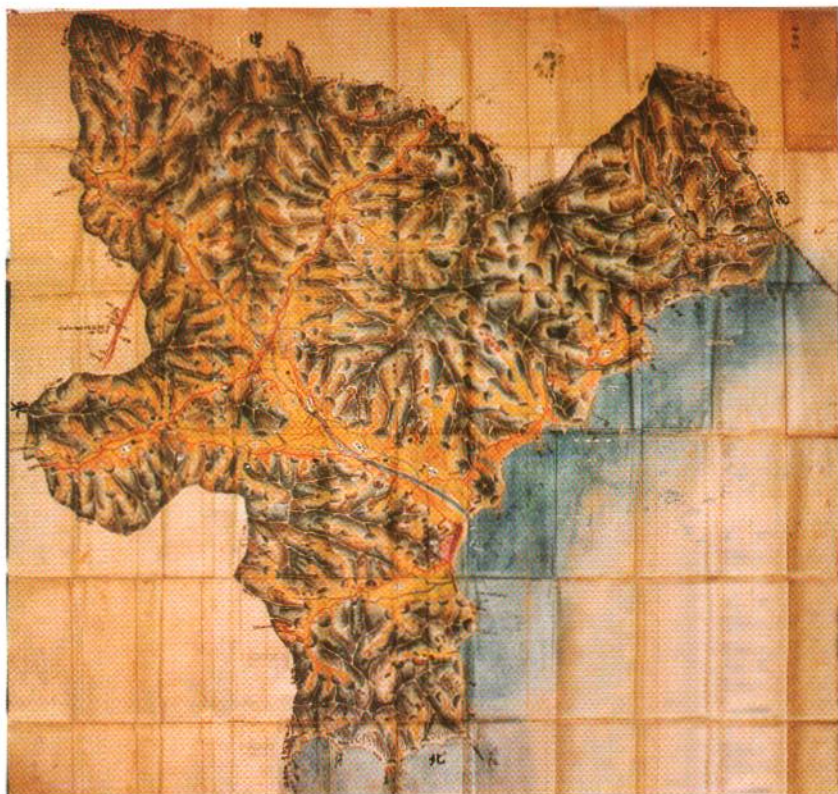
鉢多寺住持前南禪寺棟謹造立

長嶺依渡守中原朝臣清國

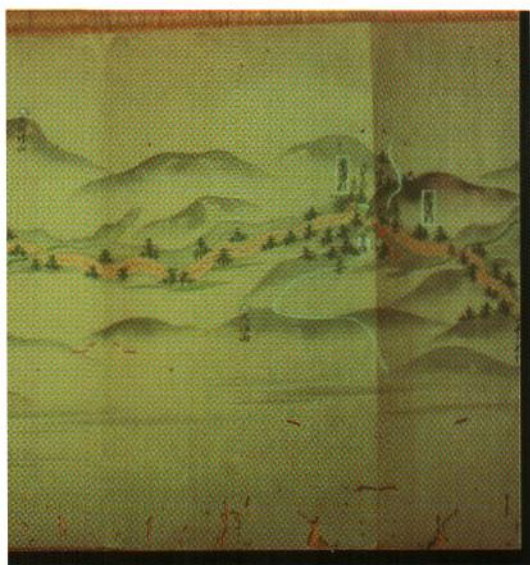
佛師

播磨法眼

藏王権現宝殿の扉に「鉢多寺」と記されている（三田八幡宮蔵）



藩政時代の三見村古図（阿部家蔵）



御国廻御行程記（三見村）
（山口県文書館蔵）





地下上申村絵図 中山（山口県文書館蔵）



地下上申村絵図 手水川（山口県文書館蔵）



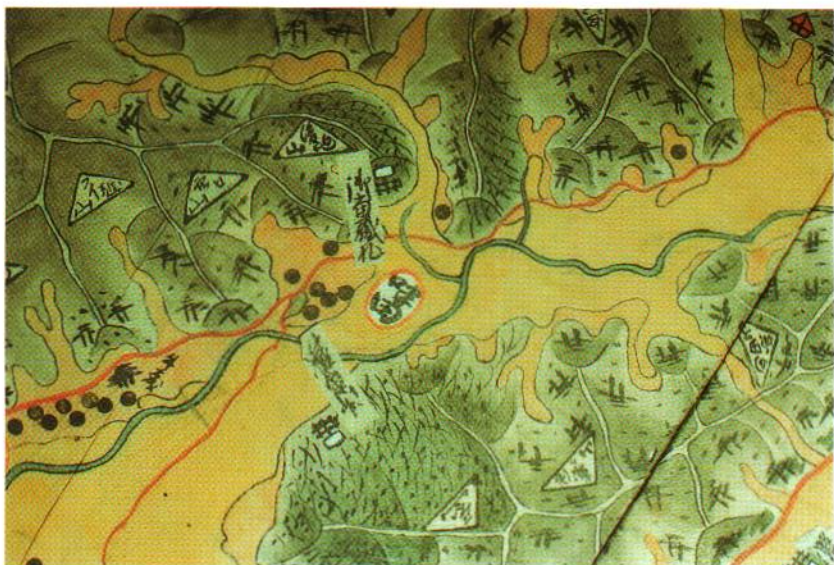
地下上申村絵図 床並 (山口県文書館蔵)



地下上申村絵図 市 (山口県文書館蔵)



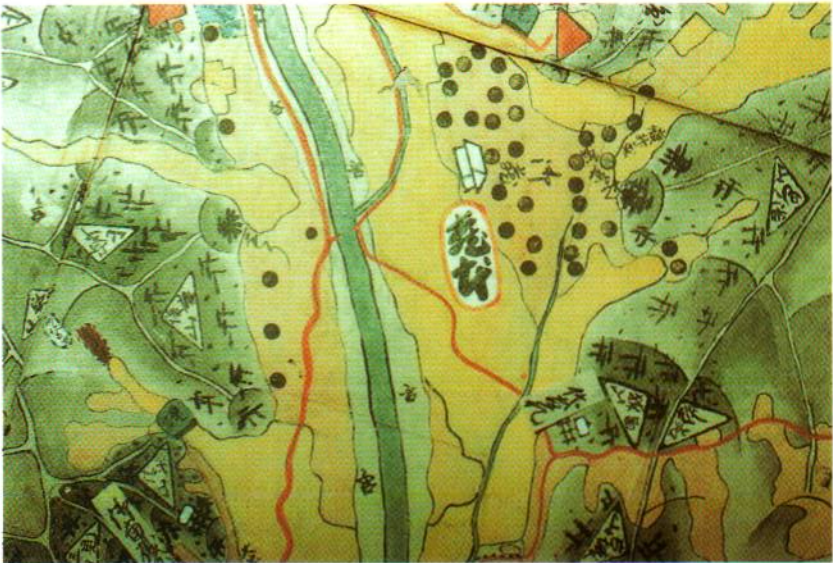
地下上申村絵図 吉広・河地（山口県文書館蔵）



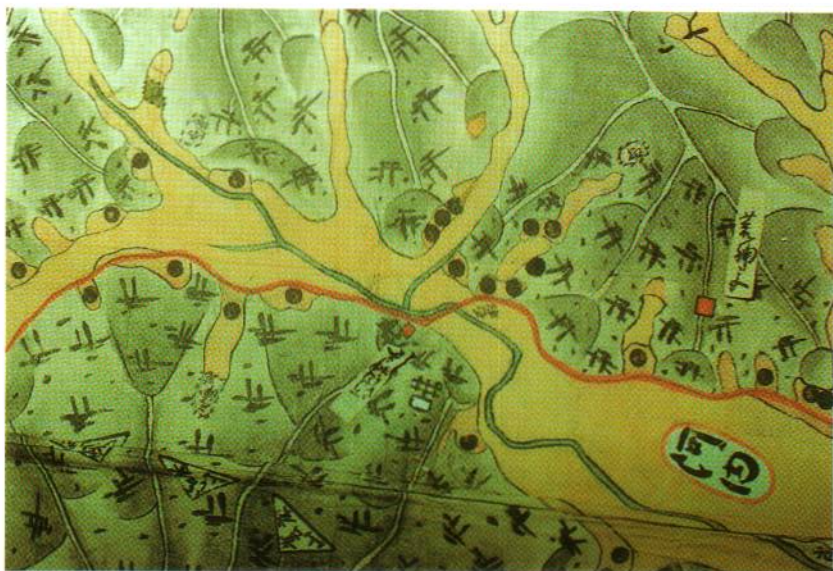
地下上申村絵図 畦田（山口県文書館蔵）



地下上申村絵図 石丸（山口県文書館蔵）



地下上申村絵図 蔵本（山口県文書館蔵）



地下上申村絵図 河内（山口県文書館蔵）



地下上申村絵図 三見浦（山口県文書館蔵）



地下上申村絵図 明石（山口県文書館蔵）



地下上申村絵図 飯井（山口県文書館蔵）



床並一里塚 地下上申村絵図（山口県文書館蔵）



復元した床並一里塚



郷社三見八幡宮



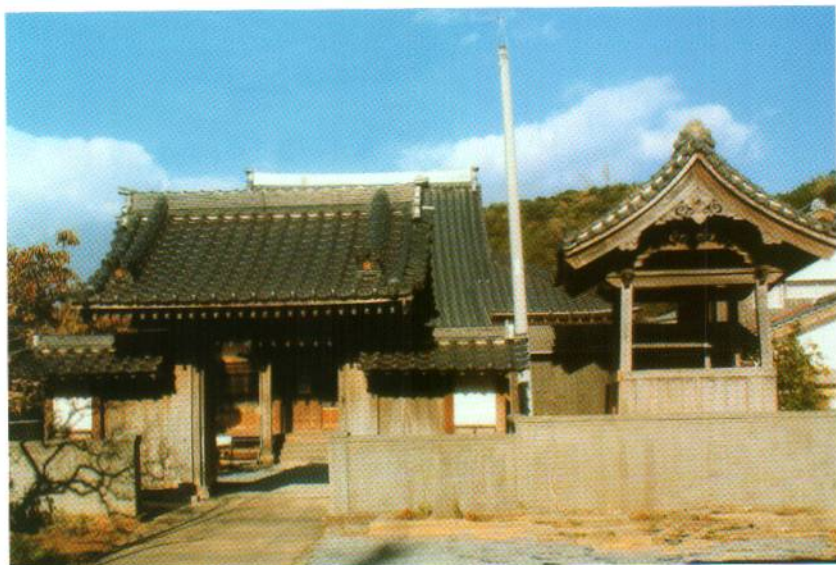
現在の三田八幡宮



昭和 10 年頃の蔵王権現社



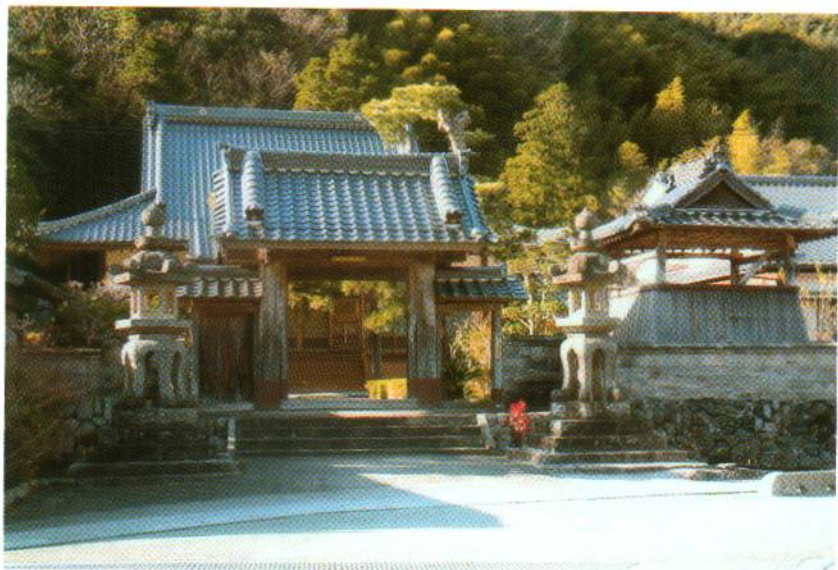
現在の金峯神社



桃隠山 光円寺



紅谷山 明満寺



法明山 善照寺



香林山 円徳寺



白水山 色雲寺



円通山 潮音寺



三田八幡宮に奉納の神楽舞（岩戸）



手水川の神楽舞（三場）



床並の神楽舞（太刀）



中山の神楽舞（三枚米）



三田八幡宮祭礼奉納の石丸鶏闘楽



金峯神社式年祭奉納の市鶏闘楽

はじめに



元萩市三見公民館長

阿 武 秀 道

平成三年十一月美東町の長登銅山跡から「佐美郷槻原里庸米六斗、天平三年九月」と書かれた木簡が出土しました。この佐美郷は今私どもが住んでいる三見ですが、当時は美祢郡に属していました。

これによつて私どもは今から千二百年も昔のことを知ることができました。

ふる里三見の先人達は古代から現代まで、どのような社会の仕組の中で、どのような生活を営んでいたのでしょうか。

現代を生きる私どもにとつて、郷土の先人達が育み築いてきたふる里の歴史の歩みを後世に伝えることは大いに意義のあることと思ひ、古文書・古記録・昔からの言い伝え等の資料を参考にして、書き記してみました。

また不備な部分も多々あるかと思ひますが、ふる里の歴史に関心をお持ちの方々のご少しでもお役に立てば幸いです。

発刊によせて



前文部科学大臣
衆議院議員

河村 建夫

このたび「三見の歴史」が発刊されましたことは、まことにうれしいことです。著者、阿武秀道先生はじめ、編纂にあたられた「三位ふるさと史の会」のみなさんのご努力に心より敬意と感謝の意を表します。

私は小学生の頃、母から「三見（さんみ）の名前は、壇の浦の源平合戦に敗れた平家の落人が三見の海岸に逃げのび、その中に三位くらいの位の方が居られ、そこから「さんみ」というようになったと聞いた覚えがあります。

編纂の会が「三位さんみふるさと史の会」となっているのもそこから来ているのではないでしょうか。

今回の発刊によって「さんみ」の由来がかなり判ってきました。

私は「平家の落人」「三位の方」というのは、たしかにロマンに富む話だけど、史実はどうなのだろう？とずっと思っていました。

三位の中将平重衡が海路三見に逃れてきたのは、史実に照らしてあり得ないことで伝説であること、そして平成三年に発掘された美東町の長登銅山遺跡の木簡に「天平三年（七三一）九月佐美郷：」の佐美（さみ）が三見の起源であり、「文和元年（一一三二）大井八幡宮御祭礼：」に「三見郷」の字が見え、「三見」の名前が初めてあらわれたとあります。胸のつかえがおりた感じですよ。

萩市の成人式では、成人者が「私たちは郷土を愛し、国を愛し、平和を愛する立派な社会人となりますことを誓います」と誓約します。立派な誓いです。

郷土を愛するためには、まず郷土の歴史を知ることが大切です。三見の歴史を知る上で、まことに意義ある発刊であります。三見の皆さんをはじめ多くの方が、本書に目を通されることを望みます。

発刊に寄せて



萩市三見公民館長

田 中 親 明

わたしが三見公民館に着任する以前、「三見歩こう会」の事業が三見地区以外で実施されてい
ました。

この事業の視点を変え、三見地区内に焦点をあてながら、自分の住んでいる所を知っていた
たく事業とし開催しました。意図するところは住んでいる所をよく知ることにより、そこを愛
し誇りをもつ愛郷心を育てたい願いからでした。

そこで、三見地区内の昔の道を中心に歩き廻りながら、途中歩を止めては郷土史に詳しい指
導者に、そこにまつわる歴史に関わることについて指導していただき、健康増進を兼ねた「三
見歩こう会」にしました。

歩き終えた参加者からは「このような出来事があったとは」また「ここにこのような道があつ
たとは」など興味深げに話される声をお聞きし、次第に三見についての関心が拡がり、深まっ
ていく感触を得ることができましたが、より広く深めるための三見を知る史料は断片的なもの

しかありませんでした。

幸いなことに、郷土史に大変ご造詣の深い光円寺住職 阿武 秀道さんが執筆された原稿が、以前から公民館に眠ったままになっておられることを思い出しました。そこでこの貴重な労作を生かすために、平素、郷土の歴史の学習に取り組んでおられる三位ふるさと史の会（代表 中村芳生さん）会員の皆さんに呼びかけたところ、書籍として発刊することを快く引き受けていただき、全面的に協力を得ることが出来ました。

これを契機として会員の皆さんによる編集に関わる会議を重ね、ついに三見で最初の歴史書の発刊の運びとなりました。

ここに著者 阿武 秀道さんの原稿執筆に要された長年にわたる労苦、また三位ふるさと史の会の皆さんの全面的なご協力に心から敬意と感謝を表します。

「三見の歴史」に寄せる関係各位の温かい励ましとお心遣いが結集されてここに発刊の日を迎えることが出来ました。どうか未永く愛読されますことをお願いいたします。

目次

古 代

原始時代……………	1
大化前代……………	4
大化の改新と地方行政組織……………	5
三見の由来……………	7

中 世

南北朝時代……………	11
阿武郡十八郷の社頭座席……………	13
室町・戦国時代……………	15
請文の行程……………	15
名 田……………	16
鉢多寺……………	17

近世前期

三見郷内の給領主……………	19
阿部氏……………	22

近世中期

萩築城と検地……………	25
藩政時代の地方民政機構……………	28
村の成り立ち……………	33
三見村、三見浦の諸状況……………	33
三見村の諸状況……………	34
三見浦の諸状況……………	41
近世後期	
三見村、三見浦の諸状況……………	45
職業構成……………	56

産業	58	漁業	82
農業	58	三見浦	83
農業土木	60	三見浦漁港	85
林業	62	往還道	86
農民の負担	66	橋	87
三見村における諸税負担	70	道松	89
農民の生活	72	御駕籠建場	90
村内各部落の状況	74	一里塚	91
市	74	三見宿	92
中山	75	村の年中行事	95
手水川	76	藩政時代の教育	101
床並	76	藩校明倫館	102
吉広・石丸・蔵本・河内	77	寺子屋と庶民教育	103
明石	77	幕末の防備体制	106
飯井	78	吉田松陰と三見	109
村内生産物	79	三見の寺社沿革	111

仙教	111
桃隠山 光円寺 浄土真宗本願寺派	115
紅谷山 明満寺 浄土真宗本願寺派	116
法明山 善照寺 浄土真宗本願寺派	117
香林山 円徳寺 浄土真宗本願寺派	117
白水山 色雲寺 浄土真宗本願寺派	118
円通山 潮音寺 天台宗	119
三見八幡宮	120
蔵王権現宮	121
仁王堂	123
山王社	124
各地区の堂社祠	124
古城跡	126
箕ノ越窯	126
民俗文化財	127
鶏闘楽	127

手水川神楽舞	128
床並神楽舞	129
中山神楽舞	130
文書で見る庄屋名	131
各地区の字地、小字地、小名	135
近現代	
大政奉還と版籍奉還	140
山口県の発足	141
郡区町村の編成	142
郡制施行	143
市制町村制の施行	144
行政	145
一市四村の合併	154
一市二町四村の合併	159
学校教育	160

三見小学校	161
三見中学校	168
社会教育	172
公民館	172
三見青年団・三見婦人会	173
三見地区各種団体連絡協議会	174
教育部会	175
道路部会	175
福祉部会	176
環境衛生部会	176
三見保育園	177
さんみ苑	178
交通・運輸	179
宿場の廃止と陸運会社	179
道路	180
鉄道	180

バス	182
郵便・通信	182
三見警察官駐在所	184
産業・経済	185
農業	185
農業統制の強化	187
農業の民主化	188
米作	190
夏橙	192
びわ	193
西条柿	195
ブロッコリー	196
玉葱	197
竹材	197
農業協同組合	201
漁業	203

三見漁港	210
漁船	212
漁業協同組合	213
文化財	215
三見八景	215
三見橋	217
吉広のバクチノキ	218
三見史年表	219

漁業

はえ縄漁業	205
鯛流刺網漁業	206
羽魚流網漁業	207
近海まぐろはえ縄漁業	207
その他の漁業	209
定置網漁業	209

古 代

原始時代

およそ四十五億年の歴史をもつ地球の上に人類が現れたのは、今から二百万年以上も前のことだといわれている。そのころは地質学上洪積世こうせきせいとよばれる時代で、阿武・萩方面では相次いで火山が噴火した。笠山や羽賀台、さらに萩沖の大島など六島の島々もこのころできたものである。

この時代には寒い氷河期と暖かい間氷期とが交互におとずれて、日本は大陸に連なったり、列島となつて離れるなど大きな変化があつた。氷河期には陸地の大部分は厚い氷に覆われ、海面は今より低くなつて日本列島は大陸と陸続きになり、人々は象や大角鹿などを追つて大陸との間を行き来していた。そうして日本列島に住みついたのが日本人の祖先で、それは今から数十万年前のことである。

今からおよそ一万年前、氷河期が終わり沖積世になると、地球の気候が暖かくなって海面が上昇し、数十万年前は大陸と陸続きであった日本は完全に切り離されて、日本列島となった。そのころには萩の市街地である阿武川の三角州はまだ出来ておらず、三見川の河口も深い入江になって、蔵本、石丸、河内辺りまでは海であった。その後数千年の間に、山崩れや洪水によって土砂が積もって、少しずつ平地となり現在のような地形になったと思われる。

私たち日本人の祖先は、今からおよそ一万年位前までは土器を知らず、簡単な石器で狩りと採集の生活をしていた。土器が製作し始められたのは数千年前からといわれているが、その時代に造られた土器は縄目の文様をつけたものが多いので、この時代を縄文時代といい、今からおよそ二千三百年くらい前まで続いた。

日本列島に初めて稲作農耕が伝わり、銅や鉄などの金属の道具が生まれ、織物の衣服を身に付ける生活が定着したのは弥生時代で、これを「弥生農耕文化」といつている。大陸から入ってきたこの新しい文化は、たちまち日本列島に拡がり、八千年にも及んだ狩猟・漁労・採集に明け暮れた縄文文化時代は終わりを告げることになった。

縄文時代は比較的平和な時代であったが、農耕社会の成立とともに、水田経営に伴う土地争

今からおよそ一万年前、氷河期が終わり沖積世（ちゅうせきせい）になると、地球の気候が暖かくなって海面が上昇し、数十万年前は大陸と陸続きであった日本は完全に切り離されて、日本列島となった。そのころには萩の市街地である阿武川の三角州はまだ出来ておらず、三見川の河口も深い入江になって、蔵本、石丸、河内辺りまでは海であった。その後数千年の間に、山崩れや洪水によつて土砂が積もつて、少しずつ平地となり現在のような地形になつたと思われる。

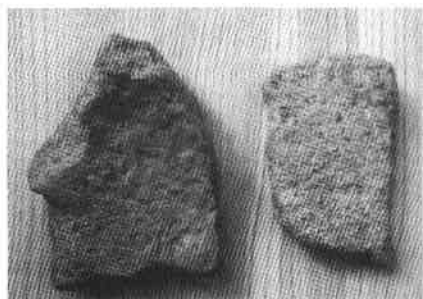
私たち日本人の祖先は、今からおよそ一万年位前までは土器を知らず、簡単な石器で狩りと採集の生活をしていた。土器が製作し始められたのは数千年前からといわれているが、その時代に造られた土器は縄目の文様をつけたものが多いので、この時代を縄文時代（じようもんじだい）といい、今からおよそ二千三百年くらい前まで続いた。

日本列島に初めて稲作農耕が伝わり、銅や鉄などの金属の道具が生まれ、織物の衣服を身に付ける生活が定着したのは弥生時代（やよい）で、これを「弥生農耕文化」といつている。大陸から入つて来たこの新しい文化は、たちまち日本列島に拡がり、八千年にも及んだ狩猟・漁労・採集に明け暮れた縄文文化時代は終わりを告げることになつた。

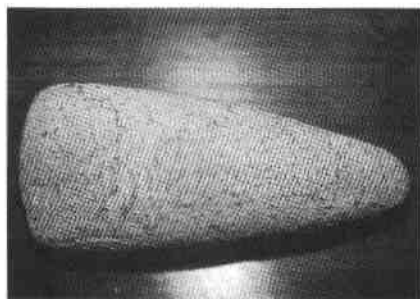
縄文時代は比較的平和な時代であつたが、農耕社会の成立とともに、水田経営に伴う土地争

い、水争い、富や権力を得るための武力行使による争いが起こり始め、勝利を得た者はそれぞれその地方の支配者となった。こうした支配者は自分の権力を示すために競って大きな墳墓を造った。こうして各地の豪族が巨大な古墳を残した時代を古墳時代こふんという。

見島・大井をはじめ萩周辺には縄文時代や弥生時代の遺跡が発見され、出土品も数多くあるが、三見ではこのような遺跡は発見されていない。畦田で石斧及び弥生時代の土器片が発見されているが、その当時集落があつて人間が定住していたのか、又は狩猟などに来て放置したものか定かでない。



土器片 平 6.5 (三見公民館蔵)



石 斧 昭 47.4 石丸畦田、上円福寺に出土 (榎田祥三氏蔵)

大化前代

弥生時代中期頃から全国各地に単位集落が統合した小国家が発生した。これらの小国家は古墳時代に入るところには、現在の郡単位程度に領域を拡張、これを治める首長が現れたが、大和政権は次第にこれら地方の首長を服従させ、彼等を国造として大和政権の地方組織にしていた。

阿武・菟地方においても、大井に基盤を置く豪族が周辺の小豪族を武力や政治力でその支配下に置き、古墳時代の後期には阿武国という小国家を造り、阿武・菟一帯を支配する豪族に成長していった。しかし、この豪族もやがて大和政権の支配下に入り、朝廷より阿武国造に任命された。大和朝廷は任命した豪族に臣・君・公・連・直などの姓を与えたが、阿武国造の姓は「君」で「阿牟君」といった。

平安時代の初期の歴史書『国造本紀』に「纏向日代朝（景行朝）の御世、神魂命の十世の孫、味波波命を以つて阿武国造に定め賜う」とあり、また『日本書紀』の景行天皇四年の条に「日向髪長大田根が日向襲津彦皇子を産む。これ阿牟君の始祖なり」とある。景行天皇は自ら日向国に赴き熊襲を平定したといわれているが、これによるとこの時征服した日向の女性を妃に

し、その子孫が阿牟君ということになる。

大井で発掘された古墳からの出土品などを見ると、この時代には黄金をちりばめた太刀を持ち、瑪瑙めのうや碧玉へきぎよくなどで身を飾った権力者がいて、阿武国造と称し、この地方に君臨していたことがうかがわれる。

当時長門国の地域には穴戸あなと国造と阿武国造が置かれた。穴戸国造には景行天皇の時代、大和桜井田部連つむぎの同族速都鳥命はやつづりのみことが任じられ、後の豊浦、厚狭、美祢の三郡がその管轄下に属した。阿武国造は阿武、大津の両郡が管轄領域であった。

大化の改新と地方行政組織

大化元年（六四五）中大兄皇子なかのおおえのおおじ（後の天智天皇）は中臣鎌足なかしんのかまたり（藤原鎌足）らと謀って、蘇我そが入鹿いりか父子を誅し、新たに即位した孝徳天皇のもとで皇太子となり、新政府をつくって国政の改革に着手した。翌二年には改新の詔を発して、いわゆる大化の改新を断行した。それにより従来の氏姓制度が廃止され、それまで蘇我そが、大伴おほとも、物部ものべなどの氏族の所有していた土地や人民は

すべて国家の所有となつて、天皇を中心とする中央集権の政治体制が確立した。

地方行政組織としては、今までの国造が廃止されて国、郡、里ができ、国には国司、郡には郡司が置かれて地方政治が行われるようになった。この改新によつて長門地区にあつた穴戸、阿武の二国が廃止されて新たに穴戸国になり、国府は今の下関市長府に置かれたが後に長門国と改称された。靈龜元年（七一五）には里が郷に改められ、それ以後里長は郷長と呼ばれ、郷を構成する戸は郷戸と呼ばれるようになった。平安時代には長門の国に四〇の郷があつた。天平九年（七三七）の『長門国正税帖』によると、長門国には厚狭、豊浦、美祢、大津、阿武の五郡が置かれている。阿武郡は阿武国造の子孫が阿武君を名乗つて郡の長官に任じられ、国造時代以来の地であつた大井に郡衛を置いて支配を続けた。しかし、これは、大和政権の一地方役人であつて、以前のような強い力はなくなつた。

三見はその頃は、佐美郷として美祢郡に属していた。平成三年（一九九一）十一月美祢郡美東町の長登銅山遺跡で発掘された木簡に「天平三年（七三一）九月佐美郷つまほらのと原里庸米六斗」と書かれており、三見から労役に代わる米六斗を納めたことが判明した。郡名を省略して郷名から書き始めていることから、この木簡は発見地と同じ美祢郡内で書かれたものと考えられる。

従つて三見が当時美祢郡下の一郷であつたことが明らかになつた。しかし、「槻原里」については三見のどの辺りか明らかでない。

平安時代中頃の承平年間（九三一〜九三七）に編纂された『倭名類聚鈔』にも美祢郡六郷（美祢、渚鋤、位佐、作美、賀万、駅家）のうちには作美郷の名が見え、美祢郡下の一郷として記されている。阿武郡には阿武（大井）、椿（椿東・椿西）、大原、宅佐（むつみ村高佐）、多万（田万川町、田万）、住吉、神戸、駅家（田万川町小川）の八郷があつたが大原、住吉、神戸の三郷については現在のどこにあたるのか明らかでない。なお、そのころ見島は大津郡に属していたが、寛文四年（一六六四）に分かれて見島郡となつた。

三見の由来

平安時代中期の法典「延喜式」長門国駅馬の条に参美、植田（萩市中津江一帯と推測される）阿武、宅佐、小川各三疋とあり、古代の作美郷、椿郷、阿武郷などの中枢地には駅馬が配置されていたことが記されている。この参美駅は現在の手水川又は三見市と考えられているが、作美

郷の域内であつた山田村のうち、陰陽連絡道路が通つていた木間付近であつたという説もある。「地名淵鑑」によると、作美、参見はともに佐味さみと読み、後に佐牟味さむみ（さむみ↓さんみ）になつたものであり、「さみ」は「さび」「そぶ」「そう」などと同源の語で「水さび」のこととある。また、別に「古代の製鉄所」のことという説もあり、更に「せみ」「はみ」と同じで「狭い所」という説もある。

三見という字については『由来書』に往古三位中将平重平（重衝しげひらの間違まちがいと思われる）が安徳天皇を奉じて、当時河内坂井の浜へ上陸したので、村名を三位といったが、いつのころからか三見になつたと記されている。

平安末期頃長門国は平氏政権の支配下にあり、平知盛の知行国であつた。しかし、その後諸国に蜂起した平氏打倒の兵に圧倒された平氏一門は、京都を追われ西国に逃れていったが、ついに文治元年（一一八五）三月壇ノ浦の海戦に敗れて滅亡した。壇ノ浦で敗れた平氏軍の中には北浦方面に逃亡した者もあつたといわれている。従つて三見にも平氏の残党が海路逃れてきたことも推測される。そのようなことから重衝が上陸したという伝説が生まれたものと思われる。しかし、重衝は寿永三年（一一八四）一ノ谷の戦いに敗れ、須磨の浦で源氏に捕らえられて鎌

倉に送られた後、奈良僧徒の要求により奈良に送られ、木津川のほとりで処刑された。これは治承四年（一一八〇）重衝が奈良の東大寺、興福寺などを攻めて焼き払ったことによるものである。

この史実から見ても重衝は壇ノ浦の戦いには参加していなかったことになる。従って三見上陸説は後世の創作であろう。『山口県風土誌』にも「由来書の伝説は無稽なり」とある。

弘化二年（一八四五）の『防長風土注進案』には次のように記されている。

「三見村名発り、格別古老の申伝も御座なく、元来三位村と書来り候由に御座候へ共、いつの頃よりか三見村と書来り候、其の趣意相分り申さず候事」

『治所集評』に云く、三見村の名発する所不詳といえども古代の地名にて、「延喜式」、「倭名鈔」などには美祿郡の郷名なりしが大内家時代は如何ありけん、未考

「御当家になりては、阿武郡三十七カ村の内の本郷なり。又三見の名を三位と書くは後世の料簡なるべし云々。『延喜兵部省式』に長門国参見と有れば三見と書くは還つて正しき書体なり。古代より員数の字には尅、式、参と書く時は、参の字を略したる書き方なるべし」

これによって見ると、年代が明らかではないが、駅名の「参見」が「作美」にかわつて郷名となり、更に「参」を「三」と書くようになって「三見」になつたものと思われる。

文和元年（一三五二）八月十三日付三善康忠在判の『大井郷八幡宮御祭礼郷々社頭座敷本帖』に「三見郷」の字が見えるが、これが「三見」という字の現れた最初の文書である。従つて南北朝中期には既に「作美郷」は「三見郷」となり、美祢郡を離れて阿武郡に属していたことになる。

南北朝時代

元弘三年（一二三三）北条高時が滅び長門探題が廃止された。翌年元弘は改元されて建武元年（一二三四）となり、厚東武実が長門守護となった。それ以後厚東氏が代々その職を継いだ、その当時三見にもその一族厚東下総守の居城があった。現在の城山じょうやまがその跡で麓の厚東坂はその名に因んだものといわれている。

城山は高さ六〇メートルの小高い山で、頂上は平地になっており、海に面した北及び北東側は急な斜面になっている。反対の南西側は比較的ゆるやかな斜面で、五層の段床になっている。この山の頂上から見ると、三見川流域に広がる石丸あたりから浦に至る平地は一望のうちに見わたすことができる。このような地形は厚東氏にとっては、敵方の動きを見張るに最適の場所であり、また三隅方面へ通ずる道路を抑える拠点ともなるところから、ここに物見を兼ねた

城塞を築いたものと思われる。

当時、隣国石見は益田氏及び吉見氏の所領で、それに接する阿武・萩地方の支配をめぐって厚東氏とこの両氏とは度々兵火を交えたが、後に益田氏は厚東氏との対決から手を引いたため、それ以後は吉見氏が厚東氏と対立を続けることになった。

三見・三隅境の鎖板峠（鎖板峠といふ）及び城山の麓菅蓋（すがふた）、石丸でも厚東、吉見両軍の戦闘があつたと伝えられているが、両者の接点にあたる三見が戦場になったことは充分推測できることである。

正平十三年（北朝廷延文三年・一三五八）周防の大内弘世が厚東氏を制圧、長門守護となり、以後長門は周防とともに天文二十年（一五五二）



城山・横島城の位置を示す古図（山口県文書館蔵）

大内三十一代義隆が家臣陶晴賢の反乱にあつて山口を落ち延び、長門深川の大寧寺で自刃滅亡に至るまで百九十三年間大内氏の支配下にあつた。

阿武郡十八郷の社頭座席

「三見」という字が初めて見える文和元年（二三五二）の大井郷八幡宮御祭礼文書による阿武郡十八郷の社頭座席順を見ると、三見郷は左座一番をつとめ、右座一番の椿郷と相對しており、当時三見郷は郡内において最も有力な郷村として認められていたことがうかがわれる。

阿武郡十八郷の社頭座席は次のとおりであつた。「萩市史」「ふる里大井」による）

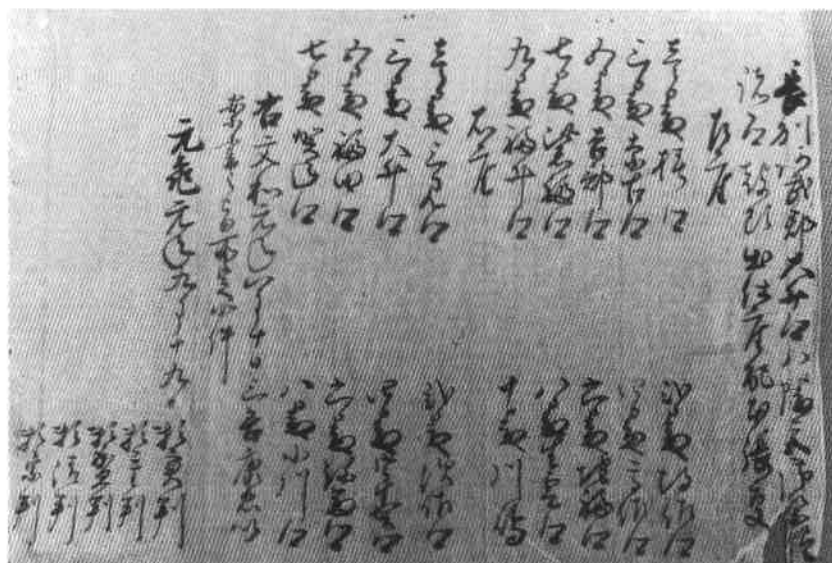
左 座

一番	三見郷	二番	須佐郷	三番	大井郷	四番	宇生賀郷	五番	福田郷
六番	弥富郷	七番	嘉年郷	八番	小川郷				

右 座

一番	椿郷	二番	得佐郷
三番	奈古郷	四番	高佐郷
五番	吉部郷	六番	地福郷
七番	紫福郷	八番	生雲郷
九番	福井郷	十番	川島郷

当時の三見郷の郷域について、『風土注進案』に山田村は「里伝に云、山田村は古しへは三見上村と云ひしとぞ、さるは佐々木四郎阿武郡に四歩を十八郷に分ち、三見郷を二夕村にわけて上村と下村と云うよし、慶長の比までも猶しか唱へ来れり」とあるが、これによると三見郷は山田村も含んでおり、山田村は三見上村、現在の三見は三見下村と呼ばれ



古文書に見える「三見」の文字（大井八幡宮蔵）

ていたことがわかる。

元亀元年（一五七〇）九月十九日附吉見頼実・頼重・頼盛・頼清・頼宗在判の大井八幡宮祭礼時に出仕する鼓頭（神主）の座席順を定めた「長州阿武郡大井郷八幡宮御祭礼諸郷鼓頭出仕座配本帳事」を見ると、前記文和元年八月十三日三善康忠が定めたものと席順は同じであるが左右の座が入れ替っている。この文書には「右文和元年八月十日三善康忠以案書之旨所定如件」とあるが、誤記か或は吉見氏による意図的なものかは明らかでない。

室町・戦国時代

請文の行程

応永六年（一三九九）十二月二十一日大内義弘は足利義満に背いて堺で討死したが、その後弟盛見は周防・長門・豊前・筑前四カ国の守護職となった。

二十八代教弘は寛正二年（一四六二）六月、防・長・豊・筑四カ国を中心とする領国各地から

城下町山口までの行程日数と請文（身分の上の者の命令や要求に対し、承諾した旨を答申した文書）を提出する期日を定めた。阿武郡では福田が二日、小川が二日半、請文は十一日とし、椿・三見・地福・得佐・生雲が一日行程、請文は七日と定められており、三見は大内氏の領国中、山口から最短距離の部にはいつていた。

みさう
名 田 だん

この時代における三見郷の耕地を示す名田（耕作者の名前や仮名をつけた田地）の名称も当時の文書の中に見ることが出来る。

阿部家文書の中に、応永十二年（一四〇五）十二月十三日僧祥祐より五郎左衛門への「ゆづりわたすミやうてんの事」として名田の譲状があるが、この中に「か二郎かいち」「ひとまち田」「やしき竹のした」などの名が記されている。

三見市の小字「岡村」については、光円寺文書の中にある享徳三年（一四五四）十一月十八日付鉢多寺祥憚より祥啓への証状に「長州三見鉢多寺領内桃隠庵々敷之事」として、「右件在所雖

為岡名内祥啓書記開発山野造立一字為開山大照和尚云々」とあるが、これが「岡村」にあたる
 と考えられ、桃隠庵建立に際してこの地を庵敷として譲り渡したことが分かる。また明応六年
 (一四九七)十月五日「鉢多寺領奉免清太郎名事」として「右彼田嶋等事任悦松和尚宝徳三年辛
 未三月三日御下知状之旨讓景悟侍者処也云々」と鉢多寺住持寿嶺より景悟への讓状がある。そ
 の他享徳三年(一四五四)十一月十日『僧祥啓処分状』の「道珎(珍)名」天文六年(一五三七)
 八月二十二日『鉢多寺住持寿鼎下地状』の「田中名」など名田の名が記されている。

鉢多寺

室町時代、大内氏の庇護をうけて栄えた寺に鉢多寺がある。この寺は光円寺、善照寺の起源
 をなすもので、往古推古天皇十九年(六一一)大内氏の祖先といわれる朝鮮百済国聖明王の第三
 子琳聖太子御渡海の砌の御祈願所として建立されたと伝えられている。所在地については「防
 長寺社由来」蔵王権現の所に「権現御社山の内に寺床と申所二、三カ所も御座候、地下の申伝
 二八鉢多寺、円福寺などと申宮ノ坊御座候由、今以寺床築石御座候事」とあるところから手水

川蔵王権現宮（現金峯神社）の付近であったと思われる。草創当時は真言宗であったが大内時代禅宗に改宗、南禅寺に属して桃隠庵・宝地庵・称奉庵などの末庵があった。光円寺・善照寺などの文書によると、鉢多寺が土地の支配、諸公事、夫役などに大きな権限を持っていたようで、中世における繁栄がうかがわれる。しかし天文二十年（一五五二）大内氏が滅亡するに至って寺勢は次第に衰微していったようである。

江戸時代初期に再建された蔵王権現宝殿の棟札に「奉再興長州阿武郡三見村鉢多寺蔵王大権現宝殿一字慶安三（一六五〇）庚寅孟春神吉日」とその名が見えるが、その後いつごろ



鉢多寺跡（推定）

まで存続したのか明らかでない。

天保十三年（一八四二）三月に行われた寺社整理によって廃寺となっているが、この整理は既に元禄の御根帳（正式に認められた寺社の登録原簿）にない寺社のほとんどがその対象となっているところから、そのころには名ばかりの寺になっていたであろう。

元禄九年（一六九九）^六三月すでに古跡となっていたものを鉢多院と改め、椿郷東光寺の塔頭（本寺に属しその寺域内にある末寺院）となったが、これは萩藩三代藩主毛利吉就の遺志によるものといわれている。しかし明治になって本寺東光寺へ合併された。

三見郷内の給領主

大内氏はその家臣に三見郷内の地を所領として与えている。

伊佐元綱は大内義興から玉井郷（玉江）六石を与えられていたが、天文六年（一五三七）一月八日元綱はこれを子武綱に譲与した。この伊佐氏は本姓佐々木氏で鎌倉時代には近江国伊佐を領したことから伊佐氏と称した。後大内氏、毛利氏に仕え萩藩初代毛利秀就のとき佐々木姓に

復した。

郷内には家臣の外大内氏の氏寺興隆寺（山口）の所領もあつた。天文二十年（一五五二）八月二十日の大内義隆袖判の興隆寺への安堵状（幕府、領主などが武家・寺社へそれらの所領であることを承認した文書）に「三見郷内壱石八斗地（元福王寺領）」とある。

須子源五郎英明も三見郷に所領を有していたが、大内義隆の没後大内義長、陶晴賢と吉見正頼の抗争が始まると、阿武郡に侵入して来た益田方によつて須子氏の三見郷の所領が侵略された。このため天文二十三年（一五五四）三月八日、長門守護代内藤隆世は益田刑部少輔に対して須子氏の三見郷所領の侵害を止めるよう命じている。

天文二十年（一五五二）大内義隆が陶晴賢に滅ぼされたので、義隆と親戚にあたる吉見正頼は兵を挙げて毛利元就に通じ、弘治三年（一五五七）阿武郡を攻略して毛利軍に合し、晴賢の迎えた大内義長を滅ぼした。大内氏に代わつて防長両国が毛利氏の知行下に置かれるに及んで、阿武郡に於ける益田氏の勢力は後退し、毛利氏に味方した吉見氏がその大部分を所領、支配するに至つた。「毛利氏八カ国分限帖」によると吉見氏は郡内に於いて七千八百九十石三斗六合、益田氏は六十石式斗八升九合であつた。

弘治三年（一五五七）十一月十一日吉見正頼は吉見家譜代の家臣野村新十郎頼春に川島郷内九斗余、吉部郷内老石老斗余と共に三見郷内に拾石を与えた。また正頼は同年十一月十五日長嶺道祖寿に三見郷内拾石足（宮川先知行式拾石内）を与えている。

足あし＝何石足とは、何石の土地、即ち給地を意味した言葉

天正十六年（一五八八）十月三日正頼の子広頼は上領直之に対して三見郷内玉井（玉江）に五石を与えた。上領氏は吉見頼行の三男頼見（応永三十二年 一四二五没）を祖とし、三河国上領村を領して上領氏を称したが、後に石見国に帰り吉見氏の家臣となった。天正十九年（一五九二）十月十八日広頼の子元頼は下瀬市之進に三見郷内拾式石六斗五升六合足を与えた。この下瀬氏も吉見の一族で、吉見頼行の二男頼右（応永二十三年 一四一六没）を祖とし、三河国下瀬を領して下瀬氏と称したが、後に石見国吉賀郡に帰り、吉見家の家臣となった。

これらの武士たちは、宛あて行がわれた乃貢米のくま（年貢米）を受領するのみで三見郷に居住してはいなかった。

阿部氏

戦国時代後期に来郷して三見に定住した武士に阿部氏がある。阿部氏は大内十六代盛房の三男問田長房を祖とし、その子弘経は大内義弘に仕えて軍功があり、大内氏尊崇の毘沙門天の像、その他の霊器を預けられ、問田氏が代々奉持して来た。阿部家には、銅鏡、鰐口なども伝えられているが、銅鏡には「毘沙門天御前延徳二庚戌（一四九〇）防長豊筑大守政弘朝臣」の鑄銘がある。

大内義隆に仕えた問田十郎隆盛は天文二十年（一五五二）九月一日義隆が自刃したとき義隆の子を守護して山中に隠れたが、二日陶軍に見つかりともに自害して果てた。隆盛の子安弘は浪人となり、永禄五年（一五六二）山口の阿部隆政の娘を娶り、同十年に三見の生化ヶ原に来住したが、慶長二年（一五九七）蔵本に移った。

『風土注進案』には阿部家について次のような伝書が記されている。

伝 書

大内周防権介盛房三男間田平大夫長房嫡男
同太郎弘経応永四年（一三九七）大内左京大夫
義興^{（弟）}菊地貞頼御退治之時、大内家守護本尊毘
沙門天御立願有之御勝利也、此時弘経寺社奉
行所勤、殊二依軍功右之尊像并靈器数多御預
二付子々孫々奉守護、代々寺社奉行役也、弘
経八代孫間田備中守弘胤永正八年（一五二一）
京都船岡山合戦二於テ討死、其ノ子掃部頭興
之石州高城二於テ病死、其ノ子十郎隆盛天文
二十年（一五五一）大寧寺二於テ義隆公一同生
害、其ノ時從臣悉退散、其ノ子喜平次安弘幼
弱二テ諸国流浪、永祿五年（一五六二）山口に
於テ暫ク滞留中阿部帶刀隆政ノ娘ヲ娶リ、



阿部家由来石碑

又々武者修業ノ為九州遍歴、永祿十年（一五六七）再ビ歸リ長州三見生ヶ原ニ於テ休足中、同村郷士永隅勘解由安弘ヘ隨身、彼ノ志ニ依テ柴庵ヲ結ビ閑居空シク光陰ヲ送ル中、其ノ時毘沙門ノ靈告ヲ蒙リ蔵本村ヘ引移リ小社建立林山二本尊ヲ奉安置今ニ宝持伝候、我姓八大内之一族間田家ノ末流タルトイエドモ自今以後問田氏ヲ改メ母方ノ姓名ヲ以テ阿部ト称ス、其ノ由緒此ノ如ク候事

元和丁巳年（一六一七）

阿部右馬之介安弘

阿部家初代安弘は吉見正頼に仕えたが三代弘善の時引退帰農した。弘善は元祿五年（一六九二）一月十七日九十八歳で没した。妻は永隅勘解由の孫娘であった。

近世前期

萩築城と検地

慶長五年（一六〇〇）関ヶ原敗戦の結果、毛利輝元は中国地方八カ国百十二万石から防長二州三十六万九千四百十一石に削減転封され、萩に居城を置くことになった。

築城は慶長九年（一六〇四）六月に始まり同十三年（一六〇八）六月にほぼ完成した。満四年間の大工事であった。それより萩は文久三年（一八六三）四月十六日藩庁が山口に移るまで、二百五十五年間防長統治の中心となった。

毛利氏は八カ国より二カ国に減封されたため、既に関ヶ原戦以前に収納を済ませていた八カ国の年貢の内、防長を除く六カ国分を広島に入つた福島正則に返済しなければならなかった。それに加えて築城や家臣の待遇などのため、藩の財政は極度にひっ迫した。

慶長五年（一六〇〇）領内の検地を行っているが、慶長十三年（一六〇八）より同十五年にか

けて、この財政危機を乗り切るために大がかりな検地を実施した。これによって一時藩の財政は小康を得たが、そのころより幕府の御手伝おしん普請が頻繁となり、決して楽な状態ではなかった。その上七ツ三步（七三%）という高租税率で住民に不満が絶えず、山代地方（錦町、本郷村、美川町、美和町）では一揆が起る程であった。この税率を幕府が標準としていた四公六民の比率に近づけるという意味もあって、寛永元年（一六二四）から同二年にかけて三度検地を行った。

表1ではこの三度の検地帳によって当時の三見郷の状況を表したものであるが、寛永二年（一六二五）の検地帳に「三見郷、山田共、二

表1 三見郷における慶長5年・慶長15年・寛永2年検地内訳

区分 検地名	田		畠		百姓屋敷		
	面積	石高	面積	石高	軒数	面積	石高
慶長5年	町 108.7620		町 42.0600				
慶長15年		石 2,178.018	85.6400	石 198.180	軒 282	町 17.1910	石 125.575
寛永2年	180.4821	3,524.123	85.9429	331.802	296	15.8620	208.907

区分 検地名	浦屋敷			小物成	浦浮役	面積合計	石高合計
	軒数	面積	石高				
慶長5年						町 150.8220	石 1,226.900
慶長15年	軒 115	町 1.7720	石 35.781	石 48.212	石 265.219	282.8110	2,850.985
寛永2年	95	1.0002	29.470	35.140	202.330	283.3012	4,331.772

備考 慶長5年は「兼重蔵田御検地帳」、慶長15年は「三井蔵田御検地帳」、寛永2年は「熊野概長門閩一紙」いずれも毛利家文庫により作成 萩市史(二)による

と記されているので、慶長五年（一六〇〇）及び同十五年（一六一〇）の検地は山田村を含んでいたものと思われる。

寛永二年（一六二五）の検地に基づいて家臣に対する大規模な一斉知行替えが行われたが、その際の村別の給主名と知行高を記載した『給領御配郡別石高名付立』によると、三見郷は次のような内訳となっている。

三見山田共

一、高四千三百三拾壹石七斗七升貳合

内

山田分

千九百三拾八石壹升五合

御蔵入

三見分

貳千三百七拾三石七斗五升七合 御蔵入

その他の分

貳拾石

山田滋光寺

御蔵入ごもりのなり＝支藩領及び藩士の給領以外の土地（藩直轄地）は、すべてその貢租が直接藩庫に収納されるので、これを御蔵入という。

小物成こものなり＝田畠から上納する年貢以外の雑税の総称

浦浮役うらうきやく＝慶長検地に始まる石貫銀（畠租その他石高を盛った各種の税銀）による銀納小物成

の一種で、浦漁民がその地先や周辺の一定海域に持つ慣行漁業権或いは特定の網漁権など海面漁業に対する税

藩政時代の地方民政機構

藩の民政については、藩主の下に国元の藩政最高の執政者としての実権を握っていた当職役があり、その下に町奉行、郡奉行があつた。

町奉行は町内一般の民政を統轄する役職で、長州藩では当職の管下にあつて各管内の町民に関する司法、行政、その他生活一般を治める諸権限をもつていた。藩政初期には山口、三田尻、萩の三カ所に置かれていたが、藩政中期には山口（享保四）、三田尻（享保元）の両町奉行が廃止

されたので、町奉行といえは萩町奉行をさすようになった。

郡奉行は各宰判の代官の上に立って民政の諸般を統括し、戸口調査、租税の監督、庶民の農業振興、風俗肅正など、民政の重要職である。その役所は郡奉行所で城中にあった。

慶安三年（一六五〇）萩藩は民政の区域を一八宰判に分け、それぞれに代官を置き、その直接の最高責任者とした。

三見は慶長移封後萩藩本領となったが、二分されて地方（農村部）が当島宰判に、浦方（漁村部）が浜崎宰判に属するようになった。

萩地方に於ける両宰判への所属は次のようになっていた。

当島宰判（代官所江向八丁）

川島庄・椿東分・椿西分・山田村・木間村・三見村・大井村（一部は徳山領）

浜崎宰判（代官所浜崎御船倉）

浜崎二町、浜崎浦、玉江浦、三見浦、鶴江浦、小畑浦、越方浜浦、大井浦、見島、大島、

相島・櫃島、羽島、尾島、肥島

宰判とは裁判とも書き、戦国時代からの用語で、もとの語義は支配又は斡旋するという意であつたが、藩政時代には行政用語として郡に当たる意味即ち行政区画の名称となつた。また、それは藩と地方の村落との間の中間行政機関でもあつた。しかし従來の郡もなくなつたわけではなく、地理的区分として最後まで残り、手紙などの所書きにも「阿武郡三見村庄屋何某」のように用いられた。

代官は各宰判の首長で、初めは所務代といつた。郡奉行の下にあつて、宰判内の民政、勸農、徴税、治安など一切の要務をつかさどる役で、平素は城中の郡奉行所中の一部局（代官所）に出勤するが、毎年春秋冬の三回は任地に出張滞在した。宰判における代官の役所を代官所又は勘場かんばといつた。

大庄屋は民間の中から選任せられ、年中勘場に勤務して宰判の民政に従事した。一宰判に一人あて置き、各村の庄屋の統領となり、代官役を補佐する民間側最高の役職である。土地や財産を多く持ち、衆望の高い家柄の者から代官によつて任じられ、大抵世襲であつた。代官役が勘場に駐在の時も、あるいは在萩の時も、すべてその指揮を受けて管下の村庄屋を統轄し、宰判財産や年貢米、米銀の徴収出納の責に任じ、又郡費としての郡配当米を管理した。俸給とし

ては恩米心付などを受け、藩主から苗字帯刀を許される者が多かった。

庄屋はその村内住民の首長として、民政の諸般をつかさどり、一切の責任を負う肝要の役職であった。村民の田畑、山林の売買、質入れなどについても奥判をしてこれを認証し、毎年「春定名寄帳」を改調して、所有権の異動を正して納税額を確定する。さらに大庄屋、代官役の検閲及び奥判をうけ、これに基づいて百姓人別の下札（貢租納入の告知書）を作成し、その年の納税額を予告する。租税米銀の徴収、租米の管理や運送の責にも任じたが、その他宗門改めや戸籍の異動、土木治水、勸農殖産、困窮者の扶助救済など、村内のあらゆる世話に任じた。村民の請願は総て代官所へ廻付し、庄屋自らこれを拒否することは出来なかつた。その事務は自宅に於いて取扱つた。大庄屋とほぼ同じく、村内の資産があり、且つ家柄の者から代官が選任した。世襲が普通であつたが、一代限りのものもあつた。給料としては高除米（租米の軽減）足役飯米、灯油代、筆墨紙料の定額その他代官所に出頭し、午飯夕飯をとつた時は米などを受けた。

春定名寄帳は毎年春初めに各農民の田畑の高反別に応じ、秋収穫の際の貢租額を代官役から告知するものを「春定」といい、百姓人別の賦課台帳を「名寄帳」という。

畔頭くろがしら Ⅱ 畔は田の畔（畦）の意から転じて部落の意となり、村内一定部落単位に幾人かの畔頭が置かれた。畔頭の任務は庄屋の相談役となり、又管轄内の年貢の収納、検見、戸籍その他の用務にあたった。畔頭の任命は庄屋↓大庄屋の推挙を経て代官によって行われ、村民に対してはかなり強い権限が与えられていた。畔頭給としては大体庄屋と同様であつて、高除米、足役米、灯油代、筆墨代など郡費より支出した。

庄屋畔頭の系統の下に、村落組織の基礎として、五人組あるいは十人組というのがあつた。これは近隣およそ五軒を以って一組とし、これを組合といつた。宗門の相互檢察、農耕の互助督励、租税の連帯責任、家事経済の相互扶助から冠婚葬祭の助け合いに至るまで、村落生活の最末端組織として重要な役割をもつた。

近世中期

村の成り立ち

三見郷は元禄十二年（一六九九）の『周防長門郷帳』では三見村と山田村が分かれ、それぞれ独立した一村となっており、また、三見浦、玉江浦も独立した浦方村落として記載されている。近世に於ける三見の状況については『地下上申』及びその『村絵図』と『風土注進案』及び『郡中大略』が基礎的史料であるが、『地下上申』は近世中期、『風土注進案』と『郡中大略』はともに近世後期のものである。

三見村、三見浦の諸状況

『地下上申』と『村絵図』（元文五年・一七四〇）によって当時の三見の状況をみると次のよう

なものであつた。

三見村の諸状況

○ 地下役人

三見村御蔵入庄屋

手水川 畔頭

市 ”

中山 ”

床並 ”

蔵本 ”

河内 ”

本郷(石丸) ”

明石 ”

阿武

久兵衛

市之允

伊平治

源左衛門

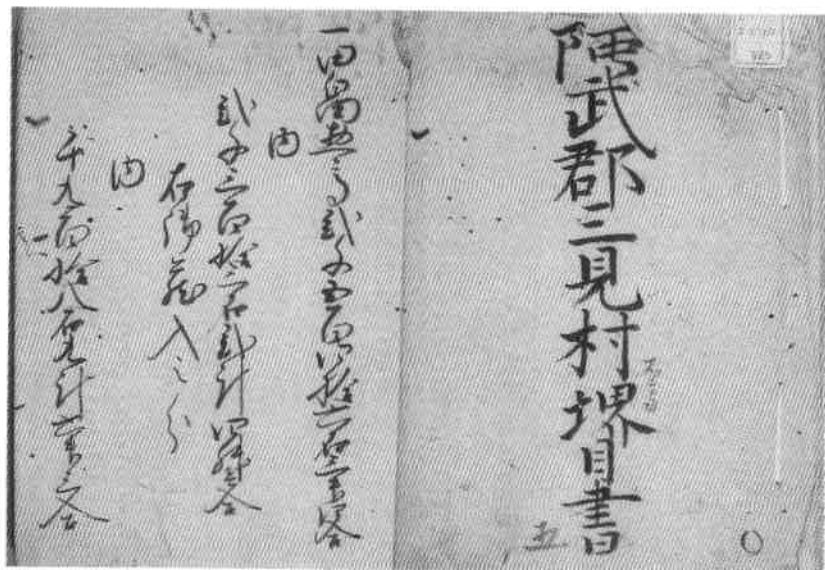
源之允

次郎左衛門

庄左衛門

孫左衛門

八右衛門



地下上申 三見村 (山口県文書館蔵)

吉広 畔頭

善左衛門

河内 ”

清兵衛

益田源兵衛知行所

飯井 庄屋

長三郎

三浦勘右衛門知行所

河内 庄屋

源兵衛

○石高

田島総高 二、五四六石三升四合

内

藩直轄地分

二、三一三石二斗四升一合

田方 一、九一八石九斗六升三合

島方 三七九石二斗二升六合

山役石 一五石五升二合

益田源兵衛地行所分

二二四石三斗六升九合

田方 一八三石三斗六升一合

畠方 四一石八合

三浦勘左衛門地行所分 八石四斗二升五合

田方 七石八斗二升五合

畠方 六斗

その他

秀岳院開作分 六斗

妙玖寺開作分 三斗二升

新見忠兵衛開作分 四反七畝一五歩

周布六左衛門開作分 三反

岡部茂兵衛開作分 一反

同右 畠 二反

○家数

総家数 四五五軒

内

地下住宅諸士、奉公人 三六軒

藩直轄地 三七五軒

益田源兵衛知行所 四四軒

○人数

総人数 二、一〇五人

内

地下住宅諸士、奉公人、寺社家共 二二七人

男 一一七人

女 一一〇人

藩直轄地

一、七五〇人

男

八八〇人

女

八七〇人

益田源兵衛知行所

一二八人

男

七三人

女

五五人

右農家の内で出来高一〇石以上の田畠を所有し、一戸分の門役銀を納める本軒ほんけんと呼ばれる家は五五軒、半軒といって本軒の半分の門役銀を納める家は一三七軒で、外の二二七軒は出来高二石四斗以下の小農か、耕地を所有せず日雇い稼ぎなどで生活をしてきた。これを見ても当時は耕地も少なく、農民の生活は厳しいものであったと思われる。

門役銀 田畠の高に依じた年貢諸負担の外に代銀納として課した軒別税

○牛馬数

総数 四〇四匹

藩直轄地 三五二匹

牛 二六九匹

馬 八三匹

益田源兵衛地行所 五二匹

○御米蔵ごまいくら 御米蔵は、藩に年貢米を納めるための一時保管用の倉庫で、三見村内には、次の

三カ所の外飯井と後には明石にも置かれた。

三見市（現三見市岡畑地）

本郷蔵本（現長澄正次氏宅地）

中山引地（現中山公会堂前）

○ 御高札場 高札場は、幕府や萩藩の触書、掟書などを掲示したもので、三見村では三見市の中心にあたる仁王堂境内に設置され、長さ三尺一寸（約〇・九三メートル）、横一間（約一・八メートル）、柱木四本、石垣高さ三尺（約〇・九メートル）、屋根は板葺きであった。高札は全部で八枚ほど掲げられ、内容は次のとおりであった。

御札内訳

- 一、諸国在々所々田畠荒さざる様にとの御札
- 一、忠孝を励し夫婦兄弟むつまじくすべきとの御札
- 一、切支丹宗門之御札
- 一、毒薬並似薬売買仕間敷との御札
- 一、伴天連宗並切支丹宗門之御札
- 一、捨馬仕間敷との御札
- 一、御添札
- 一、駄賃定之御札

○ 御物成札（年貢米告知札） 一カ所 三見市

○ 御立山（官有林） 十八カ所

○ 御立藪（官有竹林） 四カ所

三見浦の諸状況

○ 地下役人

三見浦庄屋 中本 源三郎

” 畔頭 三郎兵衛

○ 石 高

総石高 六四石九斗三升二合

内、浦屋敷石 五石三斗八升四合

海上石 五九石五斗四升八合



地下上申 三見浦（山口県文書館蔵）

浦屋敷石 || 浦百姓の屋敷と面積を調べ、それぞれ石高を盛って石貫銀による銀納年貢を徴収した。
 海上石 || 引請海面ひまうけの漁獲高を石に見積もつたもの。

漁民への租税はこの二つを主体として課した。

○ 家数

総家数 五七軒

内、本軒 一〇軒

半軒 一七軒

門男 一五軒

無縁 一五軒

○ 人数

総人数 二一九人

内、男 一〇二人

女 一七人

○ 船数

総船数 二五艘

内、猟船 七艘

箱桶船 一〇艘

天満船 八艘

○ 大敷網代場あじろ

総数 三カ所

内、浦家前沖 一カ所

雷島いかづち 一カ所

黒島 一カ所

○ 御立山

一カ所

三見山 浦町後の山（現潮音寺山）

これらによると元文五年（一七四〇）当時の三見村、浦合計の石高、家数、人数は次のようになる。

○ 石 高 二、六一〇石九斗六升六合

○ 家 数 五十二軒

○ 人 数 二、三二四人

内、男 一、一七二人

女 一、一五二人

近世後期

三見村、三見浦の諸状況

『風土注進案』（弘化二年・一八四五）及び『郡中大略』（安政二年・一八五五）によつて当時の三見の諸状況を見ると表2・表3・表4のとおりであつた。

○三見村耕地及び石高

表2 三見村耕地及び石高（弘化二年・一八四五）

田 畠 総 数	耕 地 面 積	石 高
藩直轄田畠数	一九六町五反六畝七歩	一、六六九石九升二合
給領田畠数	一七八町四反七畝一七歩	一、四二一石二斗三升
	一八町八畝二〇歩	二四七石八斗六升二合

内	
益田源兵衛(飯井)	一五町九反九步
三浦兵次兵衛(河内)	一町三畝二九步
新見清右衛門(手水川)	五反一畝一三步
周布孫兵衛(明石水尻)	四反八畝五步
岡部六平(床並)	一反四畝二四步
	二二五石九斗九升六合
	一〇石四升一合
	五石一斗九升六合
	五石七斗八升五合
	八斗四升四合

○ 三見村庄屋

弘化二年(一八四五) 江良彈藏

安政二年(一八五五) 阿部勘右衛門

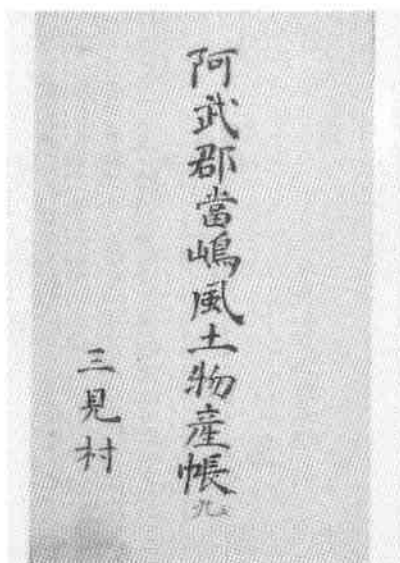
○ 三見浦石高

表3 三見浦屋敷石・海上石高

総石高	天保十二年(一八四二)	安政二年(一八五五)
浦屋敷石	六九石三斗八升八合	六九石三斗九升二合
海上石	九石八斗四升四合	九石八斗四升四合
	五九石五斗四升四合	五九石五斗四升八合

○ 三見浦庄屋

天保一二年（二八四二）中本重郎右衛門
 安政二年（二八五五）中本重郎右衛門



風土注進案（山口県文書館蔵）



郡中大略 三見浦
 （山口県文書館蔵）

○ 部落構成

表 4 家数

三見村総計	弘化二年（二八四五） 三七三軒	安政二年（二八五五） 三五八軒	畔頭
-------	--------------------	--------------------	----

○ 人 数

表5 人数

三見村 総計	弘化二年(一八四五)	安政二年(一八五五)
男	一、七八五人 九三〇人	一、五六九人 八二八人

三見村・浦合計	四三九軒	四二六軒	
三見浦 総計	六六軒	六八軒	
飯井	四六軒	四九軒	益田源兵衛地行所 三右衛門
明石	二七軒	二七軒	勘助
蔵元	三三軒	三三軒	久兵衛
河内	四二軒	四三軒	横田源右衛門
石丸	四四軒	四四軒	松右衛門
吉広	二三軒	一九軒	幸右衛門
床並	三八軒	三九軒	政右衛門
手水川	四一軒	三一軒	弥助
市	五七軒	五三軒	阿武利兵衛
中山	二二軒	二〇軒	伊右衛門

	女	一、〇〇一人	九四九人
	男	一、一〇九人	一、〇六一人
	合計	二、一一〇人	二、〇一〇人
	女	一四六人	二〇八人
	男	一七九人	二三三人
	合計	三二五人	四四一人
	女	八五五人	七四一人

この外に在郷住宅士、足輕、陪臣、その他それらの家族がいたが、家族については人数が明らかでない。

○ 給領主及び給領庄屋等

小村によつては武士の給領地があつたが、そこには小都合庄屋及び給領庄屋がそれぞれ一人宛配置された。安政二年当時の給領主及び給領庄屋は表6のとおりであつた。小都合庄屋はすべて蔵入（藩直轄地）庄屋の阿部勘右衛門が兼ねていた。

表6 三見村給領主・給領庄屋 安政二年（一八五五）

給領地	給領主	給領庄屋
飯井	益田源兵衛	長蔵
河内	三浦勘右衛門	三村亦右衛門
床並	岡部殿衛	次郎右衛門
手水川	新見伝次兵衛	新助
明石	周布係市	弥三右衛門

給領地Ⅱ藩士に給付された知行地。給地・拝領地などともいう。長州藩では土地知行制が永く受継がれ、下級の士卒を除いて藩士一般には原則として給領地が渡された。

給領庄屋Ⅱ藩士の知行所支配のために置く村役人で、ほぼ庄屋・畔頭と同じ職務をとり行った。小都合庄屋Ⅱ各給領庄屋を統轄する役目で、給領地関係の大庄屋にあたる。行政系列では給領庄屋↓小都合庄屋↓大庄屋↓代官役↓郡奉行となつて、その支配は給領主でなく藩であった。

給領主Ⅱ元文五年（一七四〇）の『地下上申』では三見村での給領主は飯井の寄組益田氏と河内の大組三浦氏のみであったが、弘化二年（一八四五）の『風土注進案』にはこのほかに大組の

新見・周布・岡部の三氏が前記のように給領主として記されている。この三氏は藩府に願って、村内に新田の開発を認可されたのであるが、開発地は余り大規模なものではなかった。開作地は本人の知行高に加給されたが、これらの給領地は一反余りから五反余りで田地はほとんど山間部に偏在していた。

飯井地区一帯を給領地としていた寄組益田氏は、須佐の永代家老益田氏の支流で、藩政初期の財政再建に尽くした益田元祥の末子就景が、寛永十一年（一六三四）に分家して興したものである。

○ 在郷住宅士

弘化二年（一八四五）における在郷住宅士の氏名は次のとおりである。

大組

吉田彦左衛門 岡部久右衛門 臼井左源太 羽仁寿之允 田中次郎左衛門 坪井與三熊

河野喜兵衛 長嶺與右衛門 村上安右衛門 飯田次郎四郎 後藤源助 周布孫平 小玉小

隼人 高須正作 坪井藤左衛門 乃美小左衛門

手廻組

中村久右衛門

遠近付

服部静馬 山崎百合槌 桑原弥二郎

徒士

林仲衛

その他

足輕二人 陪臣二人

安政二年（一八五五）における在郷住宅士の氏名は次のとおりである。

大組

乃美小右衛門 三浦勘右衛門 山田小平太 河野権助 波多野専蔵 飯田二郎四郎

村上波門 羽仁源八 長嶺孫槌 後藤源助 周布孫平 坪井神兵衛 田中次郎右衛門

坪井與三熊 岡部正之助 吉田栄太郎

手廻組

中村久右衛門

遠近付

服部九郎兵衛 桑原弥二郎

徒士

林仲衛

在郷住宅士は城下町に居住せず、農村に在住する藩士（陪臣を含む）のこと。浪人や武士であつて帰農した者は在郷住宅士とはいわない。また一門重臣クラスで一村以上の知行をもち、そこに在住する者もこの名称は用いられない。在郷住宅士と呼ばれている者は主として大組以下の士であつて、経済的な理由その他によつて農村住まいを余儀なくされた者である。

藩府は藩士に対し原則的には在郷することを認めなかつたが、藩制当初は藩士に給付する住宅の不足や資金難のため、小禄の者は例外として在郷することを容認した。万治制法（万治三年一六六〇）中には「八〇石以下の者で在郷の許された者」という記載があり、八〇石を基準にして認めていたが、時代とともに小禄の者は城下町では生計が立たないことから、多くの下級武士が在郷願いを出して移住した。このため在郷できる基準もだんだんと引き上げられ、ついには二五〇石となつた。これらに在郷士の行ふ農業に関するかぎり、武士としての恩典は与えられ

ず、屋敷田島ともに百姓並であつて、代官の支配下におかれた。もちろん年貢諸役も百姓同様に賦課された。

寄組Ⅱ藩士中において一門につぐ高い家格を示す階層である。一門は永代家老であるが、この寄組から選ばれた者は一代家老として政務の要衝にあつた。享保の末に各階級の石定めがきまり、寄組は五千石以下千石以上とされたが、特例として五千石以上の者や千石以下の者もあつた。

大組Ⅱ八組とも馬廻組とも言い、藩士中核の階層である。軍陣に臨み主將の馬廻りに従うもので、これを八組というのは藩初期の頃一門八家もしくは寄組の士に配して組を編成し、寛永二年（一六二五）の制定では八組とし、輪番にして六組は藩地に留めて萩城の勤番その他につけ、二組は藩主の参勤に随従警固として江戸に駐在させたことにおこる。禄高は四十石から千石の間で、その禄高に応じて武器や陪臣数の定めがあり、平時には代官役その他藩政各般の幹事的役職に補した。

手廻組Ⅱ藩主に近侍し、その側近の職務に服する者を以つて構成し、これを御手廻組と総称した。世襲の階級ではなく、在職中に適宜各階級からこれに編入し組織されたので、構成員も

大組の士以下、遠近付、儒者、医師、膳夫など広い範囲の階級にわたっていた。組頭には千石以上の寄組の士が任命され、手廻頭として組子を統轄した。

遠近付えんきんづきは、大組に準ずる階級で馬廻並の士とも称した。遠近付の士は多くは文筆をもって当役筆者役、当職内用掛、当職所記録方役、地方右筆、御世帯方帳方役などをつとめ、また用紙方役、御米方役などの事務にも従事した。

徒士かちは、徒士には地徒士と供徒士の二つがあり、初め両者は区別されていなかったが、二代藩主綱広の時に大柄の者を供徒士に、小柄の者を地徒士に定めた。地徒士は地方徒士の意味で、国徒士とも言い、藩主の在国中は常に駕籠に先駆して道路の警護にあたった。一方供徒士は藩主の参勤及び帰国に際し、その行列の先導と警衛に任じた。その禄高は五八石余を最高とし、最低は一〇石にも満たなかった。

○ 御米蔵

表7 御米蔵

飯 井	中 山	蔵 元	市	場 所
茅 茸 總 座	竹 座 茅 茸	右 に 同 じ	板 座 茅 茸	建 物
六坪	三坪七合五勺	一五坪	一一坪二合五勺	坪 数

職 業 構 成

職業では農業が絶対多数を占めているのは言うまでもないが、兼業という形で商工業を営む者も多数あり、村落における自給自足の経済圏の中からも生活の必要に応じて様々な商工業者が生じた。

弘化二年（一八四五）における三見村の職業構成は次のようなものであった。

農家 三六九軒

内 農人三二八軒 職人一六軒 小商人二五軒

職人（藩より営業許可証にあたる職人札を交付されている者）三〇軒

内 家大工三軒 杣木挽五軒 桶工三軒 鍛冶三軒 畳刺一軒 屋根葺一二軒 笠縫

一軒 竹籠造一軒 瓦屋一軒

商人（商人札を交付されている者）三二軒

内 酒造商売二軒（内、浦に一軒）肴・豆腐・餅商売一四軒 草履・草鞋店一六軒

牛馬数 三四〇匹

内 牛二四一匹 馬九九匹（内三一匹は三見市宿方御伝馬）

船数 四九艘

内 河内三艘 明石三艘 飯井五艘 いずれも薪・肥船として六貫目積位の分

浦三八艘（漁船）天保一二年（一八四一）による。

産 業

農 業

近世封建社会での最大の産業といえば農業で、その中の主要な作物は米であった。領主がその統治する庶民から徴収する貢租中、米の占める比重は圧倒的なもので、家臣に対する給与にも米を用いた。領主や家臣は直接必要以外の米は売払って市中に出したので、米はまた近世封建社会に流通した商品の中で、最も大きく又最も重要なものであった。

領主の経済力はその領地で生産する米の多少によって評価され、それはまた米のできる耕地の広さ、農家の数にもよった。開作によって田畑を増すこと、離農者の防止、新百姓の誘致などの方法が米の生産を増すために、しばしば採用された。また溜池を造ったり、溝を掘って水利の便を図るような土木工事も行われた。

農村では米は作高の半ば以上を貢租として上納したので、飯料として粟や黍きなどの雑穀を米に混ぜて用いた。米を主として飯料に供し得たのは富農に限られ、一般の農民は雑穀を主とし

て飯料にした。

表 8 三見村藩政後期平年米作高・作付面積比較表

平年米作高	農家軒数	一軒当平均作高	田 反 別	反 当 作 高
一、九〇〇石	三〇八軒	六石一斗七升	一〇〇町九反二畝	一石八斗八升

表 9 三見村藩政後期麦・雑穀平年作高

麦	大豆	粟	そば	小豆	きび	合 計	畑 反 別
八四〇石	四〇石	七三石	七〇石	三石	六三石	一、〇八九石	九一町六反四畝

その他の産物としては、唐芋^{とういも}、菜種^{なたね}、八九筍^{はちいぐ}、竹の穂・柿・梅・栗・枇杷^{びわ}・榊^{さかき}・楮^{かみ}・櫨^{はげ}の実、柿^{かき}などがあつた。

肥料Ⅱ藩政時代の始めから肥料を用いることは広く行われていた。『風土注進案』によると田畑の主な肥料は「きょう肥」（人糞尿）と堆肥であり、藻草・灰・酒粕・糠・干鰯・魚の内

臓の腐熟物なども用いた。堆肥の原料は山野の柴草が主で、家畜の糞尿も併せて用いた。酒粕・糠・魚肥などは購入肥料であるため、なかなか使用出来なかつた。また「きょう肥」は少なく萩より買い入れていたが、農民は生活が苦しくいきわたるほど買い入れることが出来なかつた。

農業土木

三見川は三隅境の鎖板峠から発して北東に流れ、市を経てそれより北西に方向を変え、ほぼ村内の中央部を流れ日本海に注いでいる。三見川には三つの主な支流があり、市で手水川川、河地で平野川、石丸で日間川と合流している。その他村内には一六の支流や小川があるが、これらの河川を堰きとめて井手を築き、溝や樋を通して又谷間には堤を築き、農業用水の確保につとめた。これらの農業用水を確保するため毎年河川や用水溝などの浚渫をしたり、護岸補強あるいは補修をしたりする川除きが行われた。これは農閑期を利用して行われる重要な仕事であつた。

藩政時代にはこのような農業用水の確保及び新田の開作などが農業振興の立場から盛んに行われ、相当の成果をあげた。

三見村に於ける用水路などの個所及び数は次のとおりであるが、これら地方関係の工事負担については、藩費負担のものと地下役負担のものがあつた。藩費負担は宰判の大小によつて毎年四〇石から六〇石前後の経費米を打ち切りに配当し、その範囲内で代官所に委任するものであり、地下役負担は村々の負担として、庄屋、畔頭や百姓中の協議で行うものである。

井 手 三三〇カ所 括弧内は藩費負担

蔵本二七(一) 石丸四三(四) 吉広一六(一三) 市三一(一〇) 床並五一(九)

中山四七(二〇) 手水川四一(一一) 明石二一(三) 河内六三

堤 八カ所

蔵本(一) 石丸(二) 中山(二) 河内三

用水溝 一三五カ所

蔵本一〇(三) 明石一四(五) 床並二〇(二) 市一四(四) 手水川二四(三)

吉広一六（九） 石丸一四（二） 河内九 中山一四

悪水溝一一カ所 全て地下役負担

蔵本二 市二 中山四 手水川二 石丸一

樋 二四カ所

藩負担一九 地下役負担五

林 業

古来より我が国の山林は農民に開放されて共同利用に供されてきたが、中世封建制度が生まれて以後、支配階級である領主が城の建設などに多くの木材を必要とするようになったので、自己の用に供する山林を設定して一般の利用収益の制限を行うようになった。

藩政時代にはこの区別が制度化されて、官有林、民有林の区別が生じ、官有林にも管理用役によって種々の名称を以って呼ばれる各種の山林が出来た。

近世後期の三見村に於ける山林山野の種別面積は次のとおりである。弘化二年（一八四五）『風

土注進案』による。

○ 御立山 二二五カ所 一 二一町八反五畝 括弧内は御立敷

中山二 手水川二 床並二(一) 石丸二(一) 河内六 蔵本五 明石四 市(一)

吉広(一)

御立山は藩の直轄官有林で、竹林の場合は御立敷といい、立木、竹林は直接藩の用に供させられた。用材林としては、それぞれの目的によつて区別され、御囲山、御用心山、番組山、普請山などがあつた。御囲山は立木を非常の用に供するため常時には伐採しないもの、御用心山は萩城の近辺その他の要地に用心のため保存した蓄財林である。また番組山は百年ごとに伐採して売り払いの計画を組んだ用材、普請山は藩直営の建築や道路、橋の修繕、井手川除などのために保存しておく用材林である。

○ 御預山 二カ所 三四町二反二畝 立銀一六七匁三分二厘

内 益田源兵衛御預山 二五町五反五畝 立銀一五〇匁

岡部六平御預山 八町六反六畝 立銀 一七匁三分二厘

御預山は御立山の一種であるが、地下諸臣地下百姓に預けて管理させていたもの。

寺社境内山も御立山に属するものであるが、これは寺社周辺の風致や尊厳維持のため伐採を禁止し、境内周囲の山林の景観を確保したもので、寺社營繕のための伐採も統制し、枯損木や風倒木の採用についても許可を要した。安政二年（一八五五）の『郡中大略』には三見村内に三見八幡社一反五畝一五歩、藏王権現社四町二畝二八歩の二カ所が記されている。

○ 合壁山 がつべきやま

天明五年（一七八五）「阿武郡当島三見村建銀山坪付帳」による三見村合壁山所有状況は表10のとおりである。

表10 三見村合壁山所有状況 天明五年（一七八五）

反 別	所有者数	反 別	所有者数
一三町く一四町	一人	五町く六町	八人
一二町く一三町	一人	四町く五町	一〇人

一町〜二町	三人	三町〜四町	三三人
一〇町〜一一町	〇人	二町〜三町	二七人
九町〜一〇町	一人	一町〜二町	五五人
八町〜九町	五人	五反〜一町	三四人
七町〜八町	二人	一反〜五反	三六人
六町〜七町	二人	〇反〜一反	一三人

萩市史(二)による

これで見ると一〇町以上の所有者が五名で、一町から二町前後の所有者が全体のほぼ半数を占め、五反未満の零細所有者は少ない。農業の外、薪の伐り出し、炭焼きなど林業によって生計を立てていた三見村の農民にとって、山林の所有は経済生活の上で重要な要素となっていた。合壁山とは民有林のことで、百姓が自分の田畠、宅地経営のため利用してきたことから、その所有権が認められるようになったものである。弘化二年(一八四五)当時五三〇町二反四畝の合壁山があり、立銀(上納銀)は一貫一九四匁であった。

○ 山野さんのの 九九二町三反

官有林であるが、村百姓全体が利用権を持っていた入会山いりあいやまである。百姓は願ひ出れば下木、下草の採取、間伐、又は用材の採取も許可された。また牛馬のつなぎ場として利用された。

三見村林業年間収入 単位銀（貫）

薪六五・〇 竹三・五 竹の皮一・五 松杉栗板一二・〇 木炭二・〇 茸きのこ〇・〇五

合計八四・〇五

農民の負担

藩政時代の税制は各時代により多少の変遷はあつたが、ほほ次のようなものであつた。農民の負担した貢租は米作に対して課せられた「田方物成」を根幹として一〇種に余る税目があつた。

1 田方物成たかたものなり 封建経済の基礎をなしていた米作高に課せられるもので、税収入中最大最重要なものであつた。田方物成の算出基準は検地により、田一筆毎に収穫高を見積もつて

「石」を定め、租率を乗じたものである（石盛）。租率は初期の慶長検地では七つ三歩成

すなわち七割三分という高率であつた。後に検地は度々行われ、石盛も部分的に修正されたが、農民の實際の負担高は軽減しなかつた。田方物成の主租を本土貢といい、これに口米、種子利米、作飯利米が付加され、これらの総称を并米びやまといつた。并米徴収にあつて使用する一斗枴は一斗一升のものであり、しぜん一割増徴となり、これを延米のべ米といつた。延米の一部は郡配当米として、地方行政機関である宰判經費にあてられた。

2 畠方物成はたがたものなり 畠に対する課税であつて、田方物成のような物納ではなく、石盛された畠の石高一石につき銀一〇匁（貞享検地 貞享三・四年 一六八六〜八七以後、藩政初期は一二匁）の率による石貫銀で徴収した。

3 石貫銀こつかんぎん 畠租その他石高を盛つた各種の税銀。例えば町地料石、海上石、山役石、楮石こもぎなど各種の石高制雑租を代銀納とし、高一石について徴収する錢一貫文（銀十匁）建の税率、及びそれによつて徴収される銀税そのものを、いずれも石貫銀という。

4 小物成こものなり 雑多なものに対する課税を総称して小物成といつた。そのうち門役銀は農民のうち、本百姓に属する階層から徴収した。小物成のうち大豆土貢、蕨繩、細引などの税目については物納であつた。

- 5 楮石（くろくわい） 紙すき原料としての楮についても、田畠屋敷の周囲などに植付けの株数を調べて小物成石を盛りつけ、石買銀を賦課された。
- 6 口米（くちまい） 田租の徴収にあたり関係役人の雑給や鼠喰いなどで減少したものを補うため、貢米一石について三升、すなわち三%あて賦課して藩庫に納める雑税。
- 7 種子利米（しゆしりまい） 蔵入、給領地を通じて百姓に作飯米とともに稲作用の種粃を貸しつけ、元本は永久に据置き利息米を毎年本土貢（田地に盛られた石高に対し、租率を乗じた本来の税 正租）に添えて徴収した。田租の付加税化したもの。
- 8 作飯利米（さくはんりまい） 種子利米に類似の性質をもったもので、毎年の稲の作付時分に扶食飯米として種子米と同額程度を田高あたりに百姓人別に貸し付けた。
- 9 浮役銀（うきやくぎん） 田畠の石掛り、すなわち百姓の持高に応じて賦課された現物貢租が代銀納になつたもの。田畠現高一石につき銀二分二
- 10 山立銀（やまたいぎん） 私有林である合壁山並に藩土に預付した御預山に対する課税
- 11 酒造和市違銀（しゆぞうわしちがひぎん） 酒造に対する運上銀、藩では酒造家のため収納した貢米を毎年初秋にあつて免許の石数に応じて（千石につき三十石宛）貸し付け、翌年三月中に米切手で返

納させた。酒造家は代銀で藩の米切手を買ひ、これを返納するわけである。その代り藩は酒運上として「和市違銀」の名目で、免許石の一石あたり銀一六匁一分宛（明和五年一七七八改正）を徴収した。

12 山役銀やまやくぎん 慶長検地に始まつた入会山野に反別にかかわりなく一定の慣行用益区域に課せられた税銀

13 并米びやまい 田租米と直接これにともなう付加税米の合計額。したがつて并米を分析すると、正租米と、付加税の口米、種子利米、作飯利米の四種であるが、これが別々にでなく、常に合算して貢米として徴収される。故に貢米（土貢米）と并米は別名であるが同意語である。

14 延米のべまい 田租米の徴収にあたり、収納用の斗斛の容量と量り方の操作によつて自動的に賦課される名目外の一種の税米で、藩初以来の延米は石あたり七升あつたといわれている。この延米の一部は藩庫に入り、外は地方に還元して郡村費の主財源とされた。なお、延米は更に量り方に操作を加えて、入実を一割増しの一斗一升となるようにした。これを貢米一斗として徴収するが、増徴される一升部分を延米といい、貢米一石については延米は一斗となるので斗延とも斗延米ともいう。

三見村における諸税負担

米作高、作付面積租米高は表11のとおりである。当島宰判内六カ村の米納租賦課率は河島庄七六・五% 椿東村五八・二% 椿西村六一・七% 山田村四二・五% 三見村六一・九% 大井黒川村四九・一%で三見村は河島庄に次いでの高賦課率であった。なお六カ村平均は五六・三%である。

表11 三見村米作高・作付面積租米高表 弘化二年（一八四五）

農家軒数	米作高	一軒当作高	田面積	反当作高	租米高	一軒平均租米高	課稅率
三〇八軒	一、九〇〇石	六・一七石	一〇〇・九二町	一・八八石	一、一七六・七四七石	三・八三石	六一・九%

表12 三見村諸税負担表 弘化二年（一八四五）

米納租	井	税目	税額
		米	九〇二石四斗七升四合三勺一才

諸 現 物 納 租	"	"	"	"	"	"	銀 納 稅	"	參 考	"	"	米 納 租
大 豆 土 貢	計	山 役 銀	酒 造 和 市 違 銀	山 立 銀	門 役 銀	浮 役 銀	島 銀	米 納 租 賦 課 率	米 生 產 高	計	諸 掛 物	延 米
七石四斗九升一合五勺四才	六貫八三四匁一分一厘一毛	一五〇匁五分二厘	九七〇匁五分	一貫一九四匁	二六五匁六分五厘	五〇七匁六分七厘一毛	三貫七四五匁七分七厘	六一・九%	一、九〇〇石	一、一七六石七斗四升七合二勺六才	一八八石五斗三升七合八勺九才	八五石七斗三升五合六才

農民の生活

諸現物納租	蕨	一 束
"	波	五枚一朱八味
"	紙	五本一朱八味
"	御請苧楮	二二六把

表12の諸税負担表によると、三見村は米の生産高年間一、九〇〇石に対して米納租は并米、延米、諸掛物を合計すると一、一七六石余に及び、米作に対する割合は六一・九%と高い率になっている。さらに米作高、作付面積租米高表によると一軒あたりの作高は六・一七石で、これに対して貢租として上納した米は一軒平均三・八三石に及んでいる。差引きすると農家の手に食糧として残る米は一軒平均二・三四石に過ぎず、一人の主食を一日五合とみて年間一石八斗を必要とするが、わずかに一・三人分の主食糧にしか相当しないという少量なものであった。このように多数の貢租を上納しなければならなかった農民の生活は当然甚だしく苦しいものに

なった。それで農家においては租米を納めた後の米に麦・雑穀を加えて食糧としたが、それでも足りない場合は大根やその葉を混ぜた粥などを食べた。それでもなお足りない分は、錢をもって飯米を購入しなければならなかった。また衣食住に必要な日用品の購入にも、もちろん錢が必要であった。そのため、農民は換金作物を工夫して栽培する外、前記職業構成のところでも記しておいたような種々の副業を営んだ。日雇、手内職、小商売、林業などがそれであったが、三見は城下町から離れていたため、副業の種類も少なく、山林関係の稼ぎが主になっていた。こうして得た錢をもって不足食糧を買入れ、衣食住の必要物品の買入れに充てた。これは三見村のみに限らずどの村でも同じで、農家の食糧以外の衣食住必要物品年間買入れ費用は一軒平均わずか銀二百匁位（米二石くらいの銀に相当）であった。このような生計費のもとで家族人口が増加すれば、たちまち飯米の不足をきたし、飢えにさらされるので、庶民の間では「間引」と称して、出産を制限することが行われた。

藩政下二百六十年間の人口の増加がまことに微々たるものであったのはこのためである。また、農民は農業の設備、器具、肥料などに投ずるだけの費用を持つ余裕がなく、農業の発達を著しく阻害された。

『風土注進案』を見ると、近世後期の村の状況がよくわかるが、三見村の諸事項については当時の庄屋江良弾歳が責任者となつて作成したものであり、課税に対する自己防衛のためか実際より控えめに表現したと思われるようなところもある。しかし封建権力に搾取されながら苦しい生活に耐えてきた村落の実情がよくうかがえる。

村内各部落の状況

市

寛文五年（一六六五）新駅が開設され、萩より赤間関に通ずる街道に沿う交通上の要地で三見村の中心集落であり、藩の高札場も設置され、御米歳もあつた。これまで奉免村と呼ばれていたが、新駅が開設され、三見市と呼ばれるようになった。

総家数五七軒、その中三軒が瓦屋根、一軒が曾木屋根、五三軒が草屋根でいずれも農業に従事しているが、その中商人一七軒、宿人夫馬持の者が三一軒あり、宿家は風水火難の時は貸米

銀なども支給され、年別の造り替料として一軒八斗を一步引きにして七斗二升を預けることを条件として支給された。その支払い方法について申出次第調査の上払出された。又年別に三軒宛葺替料に対し、一石五斗を一步引きにして一石三斗五升支給された。これらはともに定払いで修甫米しゅうぼうまい（剰余米などを蓄積し利殖運用して不時の出費にあてたもの）を以って支給されるというもので、駅場であつたためか、他の部落とは多少事情が違つていた。しかし所持の田畠は少なく人馬送りの役が主で生活は相当苦しい状況であつたようである。

中山

中山村は、田畠がやせ地なので収穫が少なく、萩に近いのに作物を売るほどにいたらず、いっこうに生活が成り立たず困窮者が多い。このように農業ばかりでは生活ができないので薪や摘草を持ち出して売り、生活の足しにしている。

手水川

手水川村は、田畠が山間にあるため、作物の収穫が少なく、困っている百姓ばかりで、農業のみでは生活ができないので、薪などを萩へ持ち出して売る者が多く、そのため馬を所持している者が相当いる。

床並

床並村は、田畠が山の谷あいによく、農業のみでは生活が苦しいけれども、はげ櫛・お苧・こうぞ楮などの生育が良好なので、栽培生産に精を出している。また農業の合間には薪を持ち出し売り払って生活を支えている。

吉広・石丸・蔵本・河内

この四カ村は、三見村の平野地にあり、田畠の土地柄も良い所が多く、他の村にくらべて収穫が多い。しかし年貢米が高く生活は苦しい。もっぱら農業に精を出しているが、農業の合間には山業にも励んでいる。

明 石

明石村は、山中へんぴな所であるが、農業に精を出し、小百姓ではあるが皆相応に暮らしている。農業の合間には山業に精を出している。特に女子は夜間縄仕事の内職で得たお金で、自分の身につける衣類などは、自分で取り調えるという風習がある。

飯 井

飯井村も山中へんぴな所で、農業に精を出しているが、田畠が少なく、農業だけでは生活が成り立たず、薪を樵り出し売払って生活の足しにしている。

以上のように三見村は、宿駅である三見市を除く各地区の農民が、農業の合間に薪を樵り売り出すなどの山林関係の仕事に携わっていた。これは、三見村が地形的に耕地となる平地が少なく、山地が多いことが大きく影響している。

村内生産物

『風土注進案』によると弘化二年（一八四五）当時三見村には表13のような生産物があった。農産物では米、麦を中心とする米穀類の外に、灯油の原料となる菜種が一二〇石（当島宰判の総生産高の約一四・二％）、また鬻付油びんつけあぶらや蠟燭ろうそくの原料となる櫛実はせのみも一万貫（同約三二・三％）を生産し、村の重要な換銀作物となっていた。

林産物では薪の生産額が銀六五貫目と村内生産物の最高額となっており、農民の副業としての薪の生産販売が多く、消費人口を抱える萩城下町の燃料供給源として村の貴重な産業の一つとなっていた。

その他大根、蕪、瓜、茄子などの野菜類も生産したが、いずれも販売するほどの量はなくもっぱら主食の米穀類を補うための食用に供された。次の村全体の収支対照表を見れば大よそこの時代の農民の生活実態を知ることができる。

表13 三見村三六九軒年間収支対照表 弘化二年（一八四五）

	収	入	支	出	差引過△不足	摘	要
米		一、九〇〇石				生産高	
麦		八四〇〃				〃	
粟		七三〃				〃	
きび		六三〃				〃	
大豆		四〇〃				〃	
そば		七〇〃				〃	
小豆		三〃				〃	
			米	九〇二石		租税田方物成并米	
			〃	八六〃		〃	延米
			〃	一八九〃		〃	諸掛物・小貫
			大豆	七〃		石大豆上納	
			穀類	三、二二三〃		一、七八五人分食料	
計		二、九八九石	計	四、三九七石	△一、四〇八石	食糧不足分（購入補填）	
銀		六五貫〇〇〇匁				薪売払代	
〃		八〇〇〇〃				蕨・縄・八符・こも売払代	
〃		二〇〇〇〃				木炭売払代	
〃		八〇〇〃				唐芋売払代	

合計銀	"	銀				"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一七五〃五三四〃	一六〃二〇〇〃	一八貫五〇〇〃				五〇〃	七五〇〃	二〃〇〇〇〃	四〃〇〇〇〃	八〃〇〇〇〃	二〃〇〇〇〃	一〃五〇〇〃	三〃五三四〃	二〃〃〇〇〇〃	八〃二〇〇〃	一〃五〇〇〃	一〃五〇〇〃	一二貫〇〇〇〃	
銀		"	"	銀															
八二〃五五〇〃		七三〃八〇〇〃	一〃四二五〃	七貫三二五〃															
銀九二貫九八四〃																			
不足食糧買入充當	諸商人利潤収入	日雇い賃銀収入	三六九軒衣食住必要品購入費(二軒二〇〇〃の割)	租税・諸掛物・小貫	租税・畠銀・浮役銀・門役銀	雑茸売払代	鱈売払代	竹売払代	杉板売払代	松板料その他売払代	蕨・蓬・海草の類売払代	茅売払代	楮売払代	榎実一万貫売払代	柿・梅・栗・やまもも・びわ・榊・榊売払代	竹の穂売払代	八九筭売払代	菜種一二〇石売払代	

漁業

藩政時代漁業村落を浦方と称した。行政機関として庄屋、畔頭、浦年寄などが置かれていたが、その下に網頭、村君、大船頭などがあり、各浦に存在する浦組の支配層をなしていた。浦組は浦百姓すなわち漁民の共同団体で、各種漁業の許可、免許を受ける場合の代表機関であった。藩の地方機関である代官に対して請願をしたり、また代官の側からの取締まりも浦組単位で行われた重要機関であった。浦組はまた漁民の自治機関でもあり、浦組によって承認されたことは法と同様の効力を有し、違反者は過料、漁具の没収、漁業停止、除名などの制裁さえも受けなければならなかった。各浦組は魚貝類の繁殖保護や漁具、漁船、漁場に一定の制限を付けたりしたが、藩はこれを公認し、地下役人に命じて浦規則として励行させた。漁場には各浦の浦組が慣行に基づいて占有を認可された網代（おしよ）と自由（いっぴ）に漁業が行われる入会（いっかい）の二種があった。萩の漁村と萩沖の島はすべて浜崎宰判の管轄下にあつたが、その漁場にも入会と網代があつて特定の大敷網と引網の網代とを除いた総ての海面が入会になつていた。

三 見 浦

慶安三年（一六五〇）「長門国大道小道並灘道舟路之帖」に三見浦とあり、家数は三〇軒と記されている。『地下上申』と『郡中大略』による三見浦の状況を表14で比較してみると、元文五年（一七四〇）から安政二年（一八五五）までの一一五年間に家数は一一軒増加したに過ぎないが、総人口は二倍以上も増えている。海上石は変わっていないが、浦屋敷石は四石四斗六升の増加となっている。これは漁民の戸数が増えたためである。

表14 『地下上申』・『郡中大略』比較表

	地下上申 元文五年（一七四〇）	郡中大略 安政二年（一八五五）
海上石	五九石五斗四升八合	五九石五斗四升八合
浦屋敷石	五石三斗八升四合	九石八斗四升四合
軒数	五七軒	六八軒
総人数	二一九人	四四一人
男人数	一〇二人	二二三人
女人数	一一七人	二〇八人
船数	二五艘	三八艘

萩市史(一)による

浜崎宰判管轄下の各浦では寛政初年（一七八九）頃より、鯪漁が不振となり、鯪網を中止とするものが続出し、寛政三年（一七九二）には特に不漁で漁民の食料が不足する状態となった。このため各浦は漁をしている鯪網に対して大、中ならしで一網に付き銀二貫目の貸渡銀を藩へ願ひ出た。

三見浦においても寛政五年（一七九三）大敷網漁が不振で漁民の生活が困窮したため、藩の御所帯方から貸渡銀一五貫目を借り受けた。この貸渡銀は年間5%の利息が付加され、十カ年賦で返納するものであった。この貸渡銀を返納するため、新しく大敷網の網代を設定しその漁獲に期待をかけたが、これも不振で返納延期を願ひ出るような状態であった。

天保八年（一八三七）には荒天続きによる不漁に加えて諸物価が高騰し、漁民の生活が苦しくなったため、困窮者六六人に対する取救米として二石二斗八升の給付を藩府に願ひ出た。さらに天保十一年（一八四〇）に三八人、文久元年（一八六一）に二六人、元治元年（一八六四）に一七人の困窮者に対して取救米の給付を願ひ出ている。

慶応元年（一八六五）には三見浦の漁船が沖合で遭難し、乗組員三人の全員が溺死した。この海難事故は、最近沿岸での漁獲が少なくなり、遠海へ出漁したのが原因であるとして遺族に対

して船頭は銀四〇匁、舸子^{かじ}は銀二〇匁宛が藩から支払われた。

三見浦漁港

三見浦漁港は「浜崎宰判本帖」にも「元来荒津之場所にて出漁之節高波手強く船取扱至て六カ敷、漁人一統大形ならず難渋し」とあり、漁民は漁港の整備に一方ならぬ苦心を重ねてきた。そのため安政四年（一八五七）には波除けとして、一文字に沖へ二五間（約四五メートル）ほど張り出し、根張り六間（約一〇・八メートル）高さ七尺（約二・一メートル）の捨石が施され波止が建設された。しかしその後高波によつて波止は破損して船の出入りが困難となり、魚群を発見しても出漁が遅れ間に合わないのので、捨石をして波止を修築する方策が立てられた。そこで慶応三年（一八六七）に銀二〇貫目の貸し渡しを藩に願ひ出て、明治初年に海岸の前面と東西に波砕きのための捨石投棄が施された。さらに明治五年（一八七二）には捨石に沿つて防波堤が築かれた。

往 還 道

往還道萩・下関を結ぶ赤間関街道は、唐樋の札場を出発点として橋本橋を渡り、濁淵で山口街道と別れ、西進して山田村奥玉江より三見村に入る。玉江川の土橋（追分橋）を渡り、玉江坂を三町三四間（約三八八メートル）上って行くと一里塚がある。さらに一町二〇間（約一四五メートル）進むと玉江坂の御駕籠建場があり、現在でも道脇の小高い所に平坦な場所と御駕籠建場に上る取付け道の跡が残っている。

村境（中山埜）を過ぎ、三見村に入って中山の集落を抜けると、村境より一〇町四五間（約一、一六二メートル）の所に三ツ辻がある。そこより右折して下って行くと畦田、石丸を経て浦に至るが、赤間関街道は直進し、二カ所の土橋を渡って地藏埜に出る。ここから下ってしばらく行くと三見市の仁王堂前に到着する。

三見市は人馬継立ての宿駅として栄えた村内交通の要衝であり、道を左に折れ、手水川川沿いに南の山手の方に進むと手水川を経て木間に至る。反対に右に折れて善照寺前を北に進むと吉広、石丸を経て浦に至る。

赤間関街道は、三見市からは三見川の本流に沿った谷間の道になるが、仁王堂より七町四八間（約八五〇メートル）ほど行くと床並の一里塚がある。現在はその跡はないが、土地の人はその辺りを「いちづか」と呼んでおり、一里塚のなまったものと思われる。（現在の一里塚は平成八年三月に復元した。）

一里塚からしばらく行くと土橋があり、この橋の手前を右に進むと床並の集落に至る。この土橋を渡ると谷は次第に深くなり、一里塚から二〇町三一間（二、二三六メートル）の地点にあたる鎖板埵に到着する。ここは三隅村との村境で、この村境の少し手前に鎖板埵の御駕籠建場と茶屋があった。

橋

弘化二年（一八四五）の『風土注進案』によると、三見村内に架かっていた橋は次表15のおりである。このうち善照寺前土橋と河内川尻土橋を除く八カ所の橋が赤間関往還筋に架かっていた。村内の脇道には殆ど橋がなく川は徒歩で渡っていた。三見川の支流手水川に架り、三

見市の中央に位置する土橋の普請経費は藩から支給されたが、その他の橋はすべて村の負担で普請が行われた。

表 15 三見村内の橋 弘化二年（一八四五）

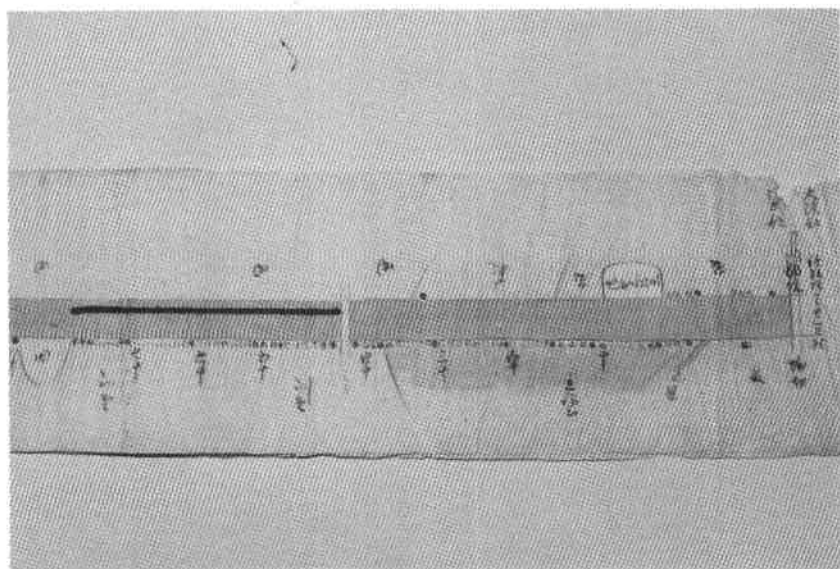
橋名	長さ	幅
○市中土橋	四間	二間二尺
善照寺前土橋	五間	一間半
○市観音下土橋	三間	一間半
○瀬波戸土橋	二間半	一間半
○中山土橋	二間半	九尺
○新田河滝土橋	二間	一間半
○床並石橋	二間半	五尺
○床並土橋	三間半	五尺
○中山土橋	二間半	九尺
河内川尻土橋	四間半	一間

○印は赤間関街道に架った橋

道 松

道松は往還道の左右に植えた並木松のこと
で夏には木陰となり、冬は積雪、風除けなど
に役立った。道松の管理は代官所が行い、勝
手な伐採は堅く禁止されていた。枯朽した場
合の植継は地下役で行われた。

当島宰判鎖板峠より玉江坂迄の道松絵図に
よると、大津郡境の鎖板峠より玉江坂まで、
赤間関往還の両側に植えられた道松は総計一、
〇五五本であるが、田島がある所にはほとん
ど植えられていない。明治二年（一八六九）に
三見村の往還松六五本が入札で売り捌かれ、
さらに明治五年（一八七二）に中山付近の道松



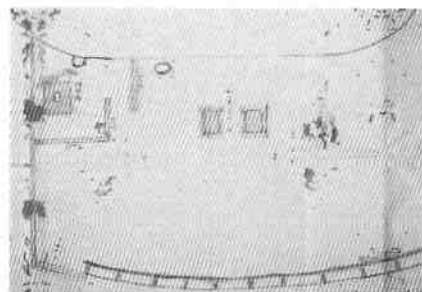
道松絵図（山口県文書館蔵）

一〇本が田地の陰になり、かつ大風の際人家に倒れかかる危険があるという理由で伐採入札売りを許可された。床並地区に残っていた道松も昭和十年ごろ伐採、売却された。

このように時代の変遷とともに道松は次第にその姿を消していった。

御駕籠建場

藩主の参勤や国内巡行の際に、往還の眺望の良い地点で駕籠を止めて休息する場所である。三見村では三隅村境の鎖板埵に設けられていた。この鎖板埵の御駕籠建場には駕籠を置く切芝台二カ所の外、簡素な茶室、湯茶沸かし所、便所などが設けられていた。



御駕籠建場差図 御駕籠建場跡（山口県文書館蔵）

一里塚

萩城下の唐樋の札場を起点として主要街道に一里おきに設置され、通行人の目印となった。

床並の一里塚は市の仁王堂から七町四八間（約八五〇メートル）唐樋の札場から二里一六町（約九、六キロメートル）の所にあった。これは『風土注進案』に記されているものであるが、『地下上申』及び江戸時代の絵図には萩より二里と記されている。

『風土注進案』では当初の玉江の一里塚が、唐樋の札場より一里一六町となっており、赤間関街道の一里塚は濁淵（萩駅前）の山口街道との分岐点をさらに起点として一里ごとに設置された。

このほか中山三ツ辻から三隅村津雲に至る海岸沿いの脇街道にも二カ所設けられていた。

一カ所は三田八幡宮の前あたりで、萩から二里の地点に当たり、もう一カ所はこれより一里先の飯井の集落に入る手前であった。この二カ所は『地下上申絵図』には記されているが、『風土注進案』には記載されていない。

三 見 宿

赤間関往還道沿いに発達した三見市は、人馬継ぎ立ての宿駅であった。安政年間（一八五四～五九）の『郡中大略』によると、三見市には宿屋三一軒、宿馬三一疋が常備され、人馬の調達を行い、その賃金を徴収する目代所もくだいしょが設けられ、目代が一人置かれていた。

慶安四年（一六五一）の光円寺文書に「大道筋近所二自然之時他国より之御使者衆其外之宿などに相成家も無之候」とあるように、この頃にはまだ往還道筋に宿がなかった。しかし往還道筋の交通の発達にもなつて寛文五年（一六六五）に三見市は新市として取り立てられ、さらに元禄年中（一六八八～一七〇三）には伝馬三十一疋を常駐するようになり、宿駅としての体裁を整えるに至つた。

その後、湯本や依山への湯治客の往来が増えるにつれて、三見宿の人馬のみでは対応できなくなり、近辺から加勢の人馬を提供してもらつて当座をしのいだが、人馬調達の費用がかさみ、三見宿は困窮する一方であつた。そこで、安永二年（一七七三）に赤間関、長府、清末方面きよまへへ旅する者は、この往還道を避けて萩から明木、絵堂、秋吉を経て吉田、小月、赤間関に至る中央

街道を利用することとし、また湯本、俵山へ入湯に行く人は萩で目的地までの人馬を雇い、三見宿での人馬加勢を禁止した。しかしこの布達は守られず三見宿は益々困窮の度を増したので、寛政九年（一七九七）に再び次のような布達を出した。すなわち日別伝馬三疋、人夫三人だけを旅行者の利用に供し、どうしてもやむを得ない場合には三見宿で人馬を雇うことになるが、その際には通常の五割増しの賃金を徴収することにした。

『郡中大略』によれば、三見宿から萩および三隅市に至る人馬賃金は表16のとおりであった。

表16 三見宿の人馬賃金 『郡中大略』 安政二年（一八五五）

人	夫	三見宿く萩（二里）	三見宿く三隅市（二里二三町）
本	馬	一疋につき三二文	一人につき四二文四歩
軽	尻馬	一疋につき六四文	一疋につき八四文八歩
雇	人夫	一人につき一一二文	一人につき一四九文
雇	馬	一疋につき二二四文	一疋につき二九九文
雇	軽尻馬	一疋につき一四九文	一疋につき二〇〇文

本馬Ⅱ江戸時代、幕府公用者や諸大名が一定の賃錢で使用できる宿駅の駄馬、その積荷量は軽尻馬の倍で約四十貫目であった。

軽尻馬Ⅱ江戸時代の宿駅制度で本馬などに対する駄賃馬。一駄は本馬の積荷量の半分と定められ、駄賃も本馬の半額（但し夜間は本馬なみ）を普通とした。人を乗せる場合は手荷物五貫目までは乗せることが許されていた。

三見宿は藩主の御国廻りや、湯本、俵山への湯治の節には休息所となり、光円寺、色雲寺、善照寺などが利用された。貞享二年（一六八五）に三代藩主吉就は九月二十三日に萩城を出発し、十月十四日に帰城しているが、この朝吉就は深川を立ち、昼休みを光円寺でとっている。また元禄九年（一六九六）に四代藩主吉広は九月二十九日に萩城を出発して防長両国を巡視し、十月十八日には通、瀬戸崎で鯨突きの様子を見物、昼頃三見市に到着して休息をとった。この時は色雲寺が本陣にあてられ、同日夕刻に帰城している。

文政十年（一八二七）三月四日、三見宿の百姓村上長兵衛は、書状伝送の間屋株の認可を郡奉行へ願ひ出て許可された。その利権に対して彼は毎年銀三百匁を差し出すことになったが、この銀は定払修補へ積立て、郡用費に充てられた。長兵衛は以前から長府藩の御用物や相場場の

送り問屋を請負っていたが、このたび本藩からも送り問屋株を認可された。ところが、問屋株の利益が少なくなることを憂慮した萩城下の飛脚問屋は、吉田宰判吉田宿の戎屋十兵衛と協定を結び、長兵衛の仕立てた飛脚の者を妨害した。このような動きに対して、郡奉行小幡小平太はこの協定を私的な違法行為と判断し、戎屋十兵衛を戒めるように吉田宰判の代官に命令した。

村の年中行事

『風土注進案』には年中風俗の項に次のような三見村での一年間の行事が記されている。農家は農作業に明け暮れるだけでなく、正月や盆などの年中行事、誕生祝や冠婚葬祭などの人生儀礼、また神社、寺院などの宗教行事がその日常生活に潤いを与え、かつ伝統的な民族文化を育んできた。

○年 始しじせく歳徳棚たなに養組かひぐみを掛け、小鯛、だいたい、昆布、鰯ますめ、神馬藻じんばそう、串柿などを飴かきり、小身の者は輪飴りんあめりにして手軽く作った。軒下はすべて引飴ひきあめりをつける。そして松飴まつあめり三日のうちに地下中、神社及び位牌寺へ参り、村役人、親類、朋友間互いに回礼し、下男下女に至るまで休息した。

四日以後は寺の首僧が回礼し、五日、十一日、十五日、二十日などには村外の親類、知人の間、下男下女などは親元へ年始に行く。

○ 御蔵開御用始二上旬のうちに庄屋のもとへ村役人が集合し、十一日には畔頭の所へ一組ごと一に集まり一年中の村の夫役、経費の負担などについて相談する。

○ 七草粥二一月七日の早朝に、せり、なずな、ごぎょう、はこべ、ほとけのざ、すずな、すずしろなどの七種を神棚に供えて杓子にて拍子をとり唱文する。粥に炊いて歳徳棚並びに大黒神、恵比寿の神棚に供え祖先の神霊にも供えて祝う。

○ 爆竹さざりち二どんどんともいう。一月十四日の早朝に、蓑組その他の飾りを下ろして一カ所に集め、浄火で焼く。

○ 小豆粥二一月十五日

○ 二十日正月二つつば団子をつくって祝う。

○ 日待ひまち二一月中に日待を行う者が多く、組々が国家安全、五穀成就の祈禱をし、鏡餅一重ねと御守などを勘場へ献上する。

○ 一日正月二二月一日は終日休息する。

- 下男出代り日二月二日 この日は多くの者が灸治療を行う。
- 上巳じょうし 桃の節句ともいう。三月三日に親類、朋友、組合など初雛の家に手軽な雛を贈って祝う。
- 下女出代り日三月五日
- 仏生会四月八日、手習いの子供たちは甘茶水で字を書く。
- 端午五月五日、親類、朋友、組合の者は初のぼりの節は、手軽な鍮やり、肴さかななどを贈る。
- 田作植付時節五月中旬前後に済ませたうえ、泥落しといつて一日休息する村もあり、下男、下女などは親元へ休息に行く。田植えが終わると畑物、大豆などの植付け、春植えの作物に肥料を施し、草取りを行う。六月に入るともつばら田の草取りで暇がない。
- 盆節季七月の盆前に、商家の貸し売りは十三日を期限として取引を済ます。十三日の晩から十五日の夜まで盆会ぼんえにつき、家々では灯籠をかかげる。十四日は位牌寺並びに墓所にも参り、朋友、親類間仏前に香典を供え焼香をする。新盆の家へは供物・香料などを供える。盆の期間中寺院では夜中に説法があり、十五日には送り団子などを作って仏前に供えるが、当村は真宗が多いので精霊送りということはしない。同日夜中より盆踊りといつて幼少男女

が集まり輪をつくり踊っていたが、近年になって行われなくなった。

- 牛馬安全祈祷いづま 盆の間、牛馬安全祈祷ということで柱松むらといつて、竹を漏斗じょうこのように作り、その中にすこしずつ松明たいまつなどを入れ、高さ三間ぐらいに竹を立てて置き、松明に火をつけ下より竹を動かすと花火のように左右に散るといふものである。床並地区では昭和九年ころまで牛馬安全祈祷が行われていた。

- 風鎮御祈祷かぜしづめ 二百十日前に村役人たちが八幡様の社に夜通しこもる。

- 田面たの八塑はつざく 後の雛ひなといつて、八月一日には一日仕事を休む。女子が生まれた家へは泥人形を贈って祝う。

- 下男出代り日しものおとこでりひ 八月二日

- 下女出代り日したのむすめ出りひ 九月五日

- 重陽菊の節句ちゆうやうきく 九月九日 一日休息とする。

- 蔵王権現社御祭礼くらわんげんじやごさいらい 九月九日より十日にかけて、腰輪踊りこしあしうり（鶏聞楽けいもんがく）といつて花笠をかづぎ、異風の踊りを神式で行う。

- 氏神八幡宮御祭礼うぢがみはつぱんみやごさいらい 九月十五日・十六日に御神事・流鏝馬やぶさめなどが行われる。石丸、蔵本、河内

の三カ村から腰輪踊りが出る。なお軒下へ挑灯ちゆうとうちんを掲げる。また九月、十月には村々引受の小祭りがあり、親類、朋友間で日頃の無音を勤め、肴一、二種で濁酒を出す。

○ 惠美須講ゑみすこう 十一月二十日、商家の者は日頃の売先に対して相応のもてなしをし、酒肴などを出す。

○ 報恩講 十一月二十二日より二十八日まで真宗の寺々では一日中説法があり、お参りした檀家へ簡単なお齋しきを出す。お齋料として米一升又は銀二匁もんぐらいを持参する。またお取り越しとって、住持、伴僧を招きお勤めをしてもらい、銀四匁もんまたは二匁もんぐらい身分相応の布施をする。

○ 川渡り 十二月一日、自分じぶんの心持ちで休息する者もある。

○ 正月餅搗もちう 身分相応に行う。十二月二十七日、二十八日には正月餅もちを搗うをする。真宗が多いので、大概輪餅りんもちり、引餅ひきもちりのみである。

○ 冠婚葬祭などの式 十三歳、十五歳で前髪を切り、元服とって氏神へ参詣する。婚礼の儀式は、親類が集まって一汁二菜ぐらいの膳立で盃事を行う。組合、朋友の間でお祝いとして百疋あるいは小肴を贈り、身分に応じた式を行う。

葬禮の式は、位牌寺の住持が申し受け、親類及び組合の者が集まり、野辺送りをし、たいがい野返りといつてすぐ初度の法事を営む。もつとも酒は出さない。頭立った者は翌日初度の営みを済ませた上で、親類中が寺に参詣する。帰宅して組合の者その他朋友の家族を招き茶の湯といつて縁高飯えりたかひ、煎茶などを振舞う。おいおいに年忌など世間なみのことを営む。

○ 地神祭こつちのかみ 小貫こつちのかみ（郡村入費の補足として徴収する租米）をもつて経費に充て、ありあわせで済ませる。田植えの前後に行う。

○ 誕生祝 子供が生まれたときには、組合より白米一升宛て持参する者もいる。男子は百十日、女子は百二十日目にあたる日に、百日参りももかといつて氏神へ参詣し、赤飯一重と団子を月の数ほど持参、ご祈祷札守をもらつて帰る。お礼として組合中へ赤飯を配るが、貧乏な者はその式をしない者もいる。

○ 地神経土用勤じしんきようどようつとめ 盲僧が家々を廻り、米二合あるいは一升御初穂として供えるが、これは軒別ではない。

○ 家作棟上むねあげ 親類、組合から酒肴を贈り、木出し、柱立てのときは加勢をする。棟上の時は肴一、二種類で酒を出す。

○ 春秋彼岸ハナ寺々で説法がある。

○ 子供手習場テ年始には錢百疋、五節句には銀二匁宛、節季には歳暮の進物を身分相應に師匠の所へ届ける。もつとも五節句には師匠から簡単な縁高飯を振舞う。

○ 庚申待こうしんまちハ念仏講の類は行わない。

藩政時代の教育

関ヶ原敗戦により、毛利輝元は中国八カ国から防長両国に減封され、萩に居城を置くことになった。そのため制度の改革や財政の立て直しなど急を要するものが多く、教育の充実に力を入れる余裕がなかった。二代綱広の代になって、元就以来の家法を集大成するとともに、士民生活を規制するため、時勢に適切な新しい法典を制定した。「万治制法」と称される三十三カ条からなる「当家制法条々」である。この中で「諸士はつねに文を学び、武をもてあそび、忠孝の道に志し、かりそめにも礼法を乱さず、義理をもつばらとして公儀をうやまい、法度を守り、其役々に怠るべからず。この法は当家において古より定めおかるゝ元就公の制法たり、今以て

怠るべからず事」と規定して大いに文武を奨励した。

藩校明倫館

五代吉元の時になって、藩の財政は逼迫し、家臣たちも家計に追われて士道頹廢の傾向が現れてきた。吉元はいかに財政逼迫のためとはいえ、武士道の本意に背くような現状は見過ごすことが出来ないとして、享保三年（一七一八）学をおこし、有能な人材を育成するために、藩校明倫館を創設することにした。翌四年一月十二日開校式を行い、入館生は文学の素読や儒書、兵書の受講とともに、劍、槍、弓、馬の諸術を修練した。なお、明倫館では家臣の子弟のみでなく、陪臣や農町民にも聴講を許可した。

明倫館は創建以来興隆の一途をたどってきたが、十三代敬親は天保の改革による文武の振興と異国船来航による難局に対処するため、人材の育成をめざして老朽化した明倫館を移転再建し、併せて学制改革を実施することを決意し、弘化四年（一八四七）十一月江向に新明倫館建設に着工した。嘉永元年（一八四八）十月完成、同二年一月開校し朱子学を「正学」として領内の

教学統制を一段と強化した。これによって朱子学は諸郡学校（郷校）、諸学館及び支藩の藩校に採用され、家塾、私塾でも半ば強制的に教えられるようになった。

寺子屋と庶民教育

慶応三年（一八六七）五月萩藩は、維新の動乱の中で庶民教育の振興と人材の育成を図るため、各宰判の勘場（代官所）の近辺に郷校を開設した。この郷校には諸士や有力農商民の子弟が入学し、四書（儒教の教典で大学、中庸、論語、孟子）、五経（儒教で人が守らなければならない五つの教えで、父子、君臣、



四書五経（小田奈保美氏蔵）

夫婦、長幼、朋友の關係を教示したものゝの素読や作文などの教育を受けた。

寺子屋は生徒数五〇人以下のものが圧倒的に多く、いわゆる読み、書き、算盤の初歩的教育を行う小規模な庶民教育機関であつた。

幕末期における防長両国の寺子屋は開設時期が確認できるものが一、四五二校もあり、そのうち嘉永期以降に開設したものが一、〇二五校であつた。このように防長両国では寺子屋が嘉永期以降飛躍的に増加し、庶民教育が普及していった。

師匠に対する謝礼は、年始、五節句、盆、暮に米銀野菜などをおさめるのが普通であるが、そのほか、月謝として毎月米一升、あるいは錢三〇文くらい納める例もあつた。

当時の師匠は、神職、僧侶、在郷士や庄屋、畔頭などの村役人、村落の知識層でほとんど内職的に自宅で教授した。

三見村で開設されていたものは次の表17のとおりである。教師については山本卓然（明満寺住職）のほかすべて在郷住宅士であつた。

表17 三見村で開設された寺子屋

教師	開設	閉鎖	場所
乃美小右衛門	文政六年	嘉永五年	河内
山本卓然	文政八年	明治二年	三見市明満寺
田中次郎左衛門	弘化二年	安政四年	浦
堀田帳右衛門	万延元年	明治三年	飯井
羽仁喜左衛門	文化元年	文政十年	吉
羽仁源八	文政十年	明治三年	吉
林民雄	明治元年	——	中山
波多野平次	明治二年	明治七年	吉
			広

「教育沿革史草稿」に右のうち羽仁源八、波多野平次兩人開設のものが記載されている。所在地はいずれも吉広で、教授内容もほぼ同じで次のとおりである。

書道は「いろは」から仮名文、漢字交じり文に進み、読み方は孝経及び四書、五経などの素読を行い、旧藩制法、郡中制法の読み聞かせも行った。和算術は加減乗除を順次教授した。

教科書は商売往来、庭訓往来などの往来物（初等教育、特に寺子屋用に編集された教科書の総称）、女大学（女子の修身、齊家の心得を仮名文で記した書）、孝経（孔子の孝道の教え）四書、五経などを使用した。いずれも修業年限は五年で、授業料は一カ年銀一四匁であった。

幕末の防備体制

幕末における毛利藩は内外の緊迫した情勢に対処して藩の軍備充実を計った。

天保十四年（一八四三）四月一日より藩主敬親の陣頭指揮の下に藩兵約一万四千、馬五百余疋を動員して福川の羽賀台で大操練を実施、三日には閲兵を行ったが、これは藩初以来最大規模のものであったといわれている。

弘化元年（一八四四）七月には外国船の来襲に備えて北浦一帯の沿岸地域を七区に分けて、各区に一門八家の中から警衛総奉行を任命した。次いで翌年五月には萩城及び海岸防備の部署を定め、各部署に諸役と兵員を配置した。

三見浦もこの時海上防上の要地とされ、飯井に給領地をもつ寄組益田源兵衛と、三見村の在宅諸士二十九人及び遠近付の士二十五人が配備され、有事の際の出動体制がとられた。各村においても外国船防禦（ぼうぎょ）のための出動体制がしかれたが『風土注進案』によると、三見村の場合は次のように定められていた。

- 一 集合場所は三見市の善照寺、明満寺、色雲寺の境内で、集合人員は人夫千二百二十二人、馬二百六疋である。各人は薪、大束、割木などを半把宛持参すること。
- 一 大釜四つ、大そうけ、塩なども明満寺へ差し出すこと。蠟燭八五挺、これはかねて貯蔵するようにいわれていたもので、当村へ役所が開設されるので、その通路用として使用されるもの。
- 一 外国船を発見したならば、最寄りの寺院から二つ切の鐘を突き始め、順々に寺院がこれを受け継ぎ村人に知らせ、鐘の音が届かない所へは急飛脚で申し継ぐこと。
- 一 鐘の音を聞きつけたならば、村々の人馬を揃へ、一昼夜分の食料を用意して集合場所へ駆けつけること。
- 一 集合したならば、人馬共に村印の小札を頭につけること。
- 一 集合場所に人馬が一応揃ったならば、所定の茶染めの幟を立て、庄屋と畔頭は人夫を召し連れて、三見揃場明満寺へ罷出ること。
- 一 三見宿の駅継ぎは常備の人馬でまかない、その他は集合した人馬の中から送り役を務めること。

一 兵糧の焚き出しのため、三見市に役所を開設すること。その要員は役人一人、手子一人、勘場役人一人とし、兵糧焚き出しは動員された人夫以外に、六十歳以上の老人と十四歳以下の子供並びに女性が行うこと。

一 松明、草鞋、薪などの受払いのため、三見市に役所を開設すること。その要員は手子一人、勘場役人一人、小使い一人とし、村の老人や子供も手伝うこと。

一 軒別に松明三帯、杵三足、草鞋三足を用意し、神社や御米蔵に集めておくこと。
このように老人や子供、女性に至るまで村人を総動員して、非常事態に備えた。

その後、嘉永六年（一八五三）正月には海防部署が改定され、警衛区域は八区に分けられ、さらに文久三年（一八六三）四月には山口を中心に南、北、西の三面にわたる沿岸警衛区域を十一区に再編成した。

このとき三見浦の警衛には、坪井与三熊、三浦政三郎、羽仁源八、村上波門、飯田猪三次、齋藤謙蔵、中村久右衛門、伊藤太兵衛、服部九郎兵衛の九名が命ぜられた。彼らのほとんどは三見村在住の諸士であるが、在郷住宅士だけでは海防要員として不足するので、農兵の採用が急務となり、羽仁源八を三見村の農兵取立用掛に任命し、その養成に努めた。藩の防備体制整備

には一般民衆も積極的に参加したが、それは防禦陣地の構築などの外、金銭、物品の献納などもあった。

当時の光円寺の記録を見ると、次のように記されている。

- 一 元治元年（一八六四）八月異船御用立てとして松明五百帯を献納した。
- 一 同年赤間関異船襲来に備え、浦の潮音寺へ諸士一同に出張を命ぜられ、昼夜詰めて見張りにあつた。
- 一 慶応二年（一八六六）八月軍艦御買入れの節、金沓分献納した。
- 一 釣鐘類を差し出した節、当寺の大鐘は古い寺柄であり、異変の節の合図用として残しておくことを許可され、替りとして、喚鐘一口を献納した。

吉田松陰と三見

嘉永二年（一八四九）三月十七日、松陰はこれまで研究した海防に関する意見を「水陸戦略」にまとめ、これを外寇御手当方がしこうに提出した。これが藩主に認められ、御手当御内用掛となった。

同年六月から七月にかけて御手当の用務を命ぜられ、阿武、大津、豊浦、赤間関の海岸を巡視した。この時の『廻浦紀略』と題した日記があるが、その中に嘉永二年（一八四九）七月六日海路萩より三見浦に着いた時の様子を次のように書いている。

「六日未明に乗船した。船は二隻である。一艘は船号を和布刈通めかりがよいと云つて関船（海賊を防ぐために使用した早船）である。櫓は二〇丁であり、船内の広さは一一畳、幅は一間半、長さは六間、船頭二人、水夫八人であつた。いま一艘は船号を御用丸と云い小早船（船脚の早い船）である。櫓は八丁で船内の広さは八畳、幅一間、長さ五間ほど船頭一人、水夫

一 和五、赤間、向未、タ、邑、不、松、萩、ヲ、終、セ、不、當、爲、代
 一 菅、三、須、市、市、長、街、街、終、日、無、尋、咄、言、ヲ、者、陸
 一 ヲ、催、レ、一、日、ヲ、陸、フ
 一 打、六、未、明、ニ、舟、ニ、上、リ、和、二、葉、ハ、八、船、号、ヲ、和、布、
 一 刈、通、ト、云、關、舟、ナ、リ、櫓、ニ、十、丁、三、内、リ、廣、サ、十、一
 一 幅、一、間、半、長、サ、六、間、船、頭、二、人、水、夫、八、人、一
 一 船、号、ヲ、御、用、丸、ト、云、小、早、船、ト、云、廣、サ、十、八、畳、幅、
 一 一、間、長、サ、五、間、住、船、船、付、一、人、水、夫、五、人、進、家、敷、
 一 四、尺、五、尺、ニ、差、ハ、和、布、刈、通、ニ、上、リ、多、田、尺、西、邦、
 一 國、ハ、御、用、丸、ニ、上、リ、日、卒、暗、海、賊、波、ヲ、モ、揚、ス
 一 三、見、浦、ニ、至、テ、上、陸、シ、テ、地、形、ヲ、注、ス、浦、サ、敷、六、
 一 十、軒、濱、ヲ、西、ノ、濱、ト、云、西、濱、ヨ、リ、通、ヒ、テ、望、ム、ニ、
 一 時、シ、テ、答、シ、ト、云、又、其、里、敷、ヲ、問、フ、ニ、二、里、七、浦、
 一 迄、ハ、三、里、之、五、里、ニ、云、ト、ク、子、カ、ラ、シ、ノ、二、寺、
 一 有、ハ、幡、杖、ノ、馬、場、人、敷、ヲ、心、ロ、ス、ヘ、シ、若、地、ヲ、平、
 一 々、シ、ト、ナ、テ、ハ、西、濱、ナル、ヘ、シ、船、上、リ、明、石、伊、

廻浦紀略（松陰神社蔵）

五人であつた。道家、飯田、森重と私は和布刈通に乗つた。多田、大西、郡司は御用丸に乗つた。この日は空がよく晴れ、海はさざ波も立たなかつた。三見浦に着いたので、上陸し、地形を観察した。この浦の戸数は六〇軒ばかりで、浜を西の浜と呼んでいる。西の浜から通かたがひを見ると、呼べば答える近さである。その距離はどの位かと尋ねたところ、二里ほどとのことであつた。三見には円徳、潮音という二寺があつた。八幡社の馬場は多数が集合するのに適した所である。もしこの浦に砲台を築くということになれば、西の浜がよいと考える。」

三見の寺社沿革

仏教

中世末期頃までにも既に萩には、竜藏寺、南明寺、弘法寺、海潮寺、常念寺その他多くの寺院が建立されていたが、三見にも鉢多寺をはじめ、桃隠庵、宝地庵、称奉庵、円福寺、西福寺、富瑠那寺、来迎寺など多くの寺院があつた。

大内時代には、大内氏、吉見氏など武士階級は禅宗が多く、また大内氏が禅宗を庇護したこともあつて、禅宗の寺院が増加する傾向が出てきた。草創当時真言宗であつた鉢多寺が禅宗に改宗し、桃隠庵をはじめ、その他の寺院すべてが禅宗であつたのもそのためと思われる。

毛利輝元が関ヶ原合戦に敗れて防長二州に移封され、萩は築城によつて城下町となり、大きな改革がなされたが、仏教信仰においても大きな変革がもたらされた。

萩における寺院は、従来の寺院に加え、主として毛利氏と共に広島から直接間接に移転して来た寺や、他所から城下にやつてきた僧、或いは家臣が僧となつて開創した寺院などにより、その数は急激に増加していった。しかし毛利氏も寺院の建立を自由にしていたわけではなく、幕府の方針を盛り込んだ「万治制法」の中で、寺院や僧侶のあり方を厳しく規制しており、新寺の建立についても、必ず古跡の寺院、廃寺の再興、引寺いんじをするという形をとらせている。毛利家の菩提寺である東光寺も、厚狭郡松屋村の古寺を引寺して建立されたものである。色雲寺も光円寺四代教宗が古跡再興の名目で建立を許可されたもので、教宗は光円寺を弟正順に譲り、色雲寺初代住職となつた。

寺院が増加していったその中でも真宗寺院が際立っていたが、これは次のような毛利氏と本

願寺の關係に起因するものである。

真宗は本願寺中興の祖である八代蓮如の力によつて全国に教勢が伸びて、十一代顕如のころには教団が益々盛んとなり、強固なものとなつていった。

織田信長は全国制覇を目指し、足利義昭を奉じて京都に入り、更に摂津、河内（大阪府）に陣を進めたが、野望を達成する上で大きな脅威であつた本願寺に対して、その勢力を削減するため、種々の無理な要求を出すなど、強圧的な態度に出てきた。この信長の態度に本願寺の危機を感じた顕如は全国各地の門徒の奮起を促し、大阪に上るよう要請するなど緊迫した状況が続いたが、遂に元龜元年（一五七〇）九月十二日兩者の間に戦闘が開始されるに至つた。これがいわゆる石山合戦で天正八年（一五八〇）三月まで実に一年間の永きにわたつて争いが続けられた。この石山合戦で、毛利輝元は全面的に本願寺を支援、兵や糧食を送つてこれを助けた。

関ヶ原合戦後、興正寺（本願寺に属していたが明治九年分離独立）准尊は伏見の陣中に徳川家康を訪ねて輝元に対する怨みを解かしめ、輝元が家康に謁したときには准尊がその仲介の勞をとつた。このことは輝元の准尊を徳とする一因ともなり、輝元は准尊に養女穴戸元秀の女長寿院を嫁せしめた。また輝元の室清光院はもと禅宗の信者であつたが、後に真宗に帰依するに

至った。寛永八年（一六三二）六月二十日清光夫人が没すると、禪宗大通院に葬ったが、山口には清光夫人のために清光寺を建立した。しかし輝元の子秀就の時代になって萩に移転、准尊の次子准円が第一世となった。

このようにして毛利氏と興正寺との関係が深くなったので、輝元は興正寺と約して防長二州の真宗寺院はことごとく西本願寺派に属せしめて、東本願寺にはしることを禁止し、またすべて興正寺の末寺と定めた。現在の山口県下の真宗寺院すべてが西本願寺に所属しているのはこのためである。

大内氏滅亡と共に禪宗も次第に衰微し、毛利氏の時代になって、本願寺と毛利氏との関係が緊密になるに従い、毛利氏の庇護が真宗の教勢拡張に多大の支援となって、萩はもとよりその他の地方にも真宗が浸透し、天正から寛永にわたるわずか七〇余年の間にも防長両国に真宗寺院が多く造立せられ、また真宗に転宗するものが急激に増加した。

三見の寺院も当然この影響を受けたものと思われ、桃隠庵五代了善は天正のころ禪宗より真宗に転宗、光円寺と改称した。善照寺は光円寺了善が隠居して禪宗宝地庵に移り転宗、改称したものである。色雲寺も光円寺四代教宗が禪宗の古跡を再興真宗色雲寺としたものである。明

満寺は初代了翁が天文三年（一五三四）本願寺で得度、無住であった称奉庵に居住、住職となったもので、三見の寺院中では一番早く真宗に転宗したことになる。円徳寺は毛利の家臣木村一貫が端坊に隨身して真宗に帰依、発心して道因と号し開基となったものである。

桃隠山 光円寺 浄土真宗本願寺派

創建年 桃陰庵 享徳三年（一四五四） 光円寺 天正五年（一五七七）頃

享徳三年（一四五四）十一月十八日鉢多寺住持祥啓はその職を退き、隠居するに際して、鉢多寺より奉免村の一カ所を与えられ、そこに禅宗桃隠庵を建立した。現在の吉広河地である。當時そこに桃の大樹があったので、桃隠庵と称したと云われる。五世了善の代に真宗に帰依、庵号を山号とし、桃隠山光円寺と改称した。了善は天正九年娘あい千代に教善という僧を養子に迎え、光円寺を譲って自分は鉢多寺の末庵宝地庵に移り、善照寺と改め開基となった。了善は俗名を阿武縫殿忠種と称し、津和野三本松の城主吉見氏の一族で高佐の城主阿武将監忠真の後裔といわれる。四世教宗は弟正順にあとを譲り、市に出て色雲寺を創建した。十八世了善代、

明治三十六年（一九〇三）現在地三見浦へ移転、堂宇を新築した。

紅谷山 明満寺 浄土真宗本願寺派

創建年 称奉庵 天文三年（一五三四） 明満寺 貞享三年（一六八六）

開基は公家山本三位中将中務大輔（名不詳）の息男山本雅楽で、天文三年（一五三四）本願寺において得度、了翁と称し無住であつた手水川称奉庵に居住、住持となつた。四世祖貞代火災にあい全焼、このとき中務大輔以来の伝書及び什器などごとく焼失した。貞享三年（一六八六）五世浄玄の代に庵号を明満寺と改称、六世浄泉代、享保十九年（一七三四）三見市に新築移転したが、十一世了翁代文政年間（一八一八〜二九）にも失火のため全焼した。明治三年（一八七〇）光円寺と合併、光明寺となつたが、同十二年（一八七九）合併差止め分離復旧した。

昭和六年（一九三一）十六世常宣代、現在地駅通りに新築移転した。

法明山 善照寺 浄土真宗本願寺派

創建年 善照寺 天正九年（一五八二）

桃隠庵五世了善が真宗に帰依し、光円寺と改称したが、後に隠居して鉢多寺の末庵宝地庵に移り、善照寺と改め開基となった。延宝五年（一六七七）寺号免許、文久年間（一八六一〜六三）のころ火災にあい本堂、庫裡及び寺宝、古文書などすべて焼失したが、元治元年（一八六四）十一月再建した。

香林山 円徳寺 浄土真宗本願寺派

創建年 円徳寺 慶長九年（一六〇四）

開基道因は木村一貫といい、慶応九年（一六〇四）輝元萩打ち入りの節供奉、後に発心して道因と称した。

元和九年（一六二三）九月七日出火、全焼したため、延喜帝の御宸筆、御感帖並びに武具など

ことごとく焼失した。一貫の所持した瓶子（びんじ）、短刀、弥陀尊形は二世道専が所持して河内へ隠居したが、それらは河内畔頭横田庄兵衛組四郎右衛門方へ伝わっているといわれている。

文化十四年（一八一七）二月二十二日再度火災にあい、本堂、庫裡を焼失したが、十二世晃耀代の文政二年（一八一九）十一月三日再建した。

白水仙 色雲寺 浄土真宗本願寺派

創建年 色雲寺Ⅱ寛文九年（一六六九）

開基は光円寺四世教宗である。寛文五年（一六六五）三見新駅開設後、教宗は市への寺移転を希望したが、父教祐の反対にあつたため、光円寺を弟正順に譲り、同地にあつた古跡色雲寺の再興を理由に寺の建立を出願、許可されて建立、住職となった。貞享三年（一六八六）寺号免許された。藩主お国廻りの節は休息所（御本陣）となったこともある。貞享五年（一六八八）一月二十四日、地下より出火の節類焼した。その後再建したが、現在の本堂は寛政九年（一七九七）四月建立したものである。

円通山 潮音寺 天台宗

創建年 観音堂Ⅱ正和年中（一三二二〜一三七） 潮音寺Ⅱ元文三年（一七三八）

古くは観音堂があつた所に、元文三年潮音寺が創建された。宗派は黄檗宗で、開基は粟屋権次郎源信・開山は仰岩（うやがん）元尊老和尚である。

江戸時代は萩東光寺の末寺であつたと伝えられているが、明治初期（一八六八〜）に寺社登録もれから三見浦漁民の維持寺となり、宗派も天台宗に改宗され三見唯一の祈願寺である。

山門は江戸時代の建築であるが、本堂は昭和十二年（一九三七）に再建された。

秘仏馬頭観音の由来については、文明六年（一四七四）沙弥浄栄の記した『静山観音縁記』に、大同元年（八〇六）当浦の漁夫が網に入っていた石を持ち帰ったところ、一人の僧がどこからともなく現れ、「これは馬頭観音の像である」と告げて姿を消した。漁夫たちは一字を建立してこれを安置したと記されている。のち元文四年（一七三九）庵主翁山がこの縁記を書写したものが残っている。

三見八幡宮

祭神 応神天皇 神功皇后 田心姫命たしりひめのみこと 湍津姫命たぎつ 市杵島姫命いちきしま

年代は明らかでないが、山州八幡（京都府）より勧請かんじようされたと伝えられている。慶長の頃

（一五九六～一六一四）什物及び伝書など当時の大庄屋長隅惣右衛門が預かり所持していたが、火災にあいすべて焼失した。正徳六年（一七一六）神殿、釣屋、舞殿が造営され、元文三年（一七

三八）釣屋、舞殿が建替えられた。宝徳の頃（二四四九～一四五二）中原家中興の祖といわれる長嶺神祐中原国勝が社職を務めていたが、その息男長嶺佐渡守中原清国が文明の頃（一四六九～一四八六）中原の姓を以って名字とし、藤原の姓に改め、中原佐渡守藤原清国と称した。宝永の頃（一七〇四～一七一〇）系図焼失のため、代々社職は明らかでない。明治六年（一八七三）十二月社格が郷社に列し、昭和二十二年（一九四七）氏子圏である三見と山田両地区の文字一字宛をとり三田八幡宮と改称した。

蔵王権現宮

祭神 大己貴命おほなむねのみこと 少彦名命すくなひこな 安閑天皇

大同元年（八〇六）大和国吉野郡金峯山より信濃四郎右衛門尉が勧請したと伝えられているが、その真偽も草創年時も確かなことは明らかでない。中世には大内氏の信仰厚く社料五百石が寄付されたといわれている。延徳三年（一四九二）大内政弘が夢の中に拝した神形を仏師播磨法眼に作らせ安置したと伝えられている。当時の厨子ずしに次のように記されてあった。

奉安置 仏師播磨法眼

当山鎮守蔵王大権現尊像

大檀那大中大夫左京兆防長豊筑大守政弘朝臣

大檀那嗣君議郎本州別駕多々良朝臣義興

延徳三年辛亥（一四九二）三月廿七日

鉢多寺住持前南禅寿棟謹造立

長嶺佐渡守中原朝臣清国

又蔵王権現宝殿建立の際の棟札には次のように記されている。

奉再興長州阿武郡三見村鉢多寺蔵王大権現宝殿一字

当国大守大江朝臣秀就公

遷宮導師阿闍梨あじかり宥典ゆうてん 当所代官能美内蔵丞平朝臣元古

慶安三庚寅（一六五〇）孟春神吉日

大工 小杭又三郎

鍛冶 鉄野孫兵衛

大宮司 中原雅樂丞

本願 奉免庄屋久兵衛

棟札裏

大工 戸川次郎右衛門

新五郎

又 吉

為国家安全万民豊楽如意満足

普請奉行 能美内蔵之丞

手子 宇佐川権兵衛

地下人役八百三拾八人ニテ再興相調也
享和三年（一八〇三）正月朔日出火、宮殿神
具など残らず焼失したが、翌年再建した。

明治四年（一八七一）蔵王権現社を金峯神社
と改称した。昭和十二年（一九三七）四月山火
事のため再び全焼したが、翌十三年再建した。

仁王堂

大同二年（八〇七）の建立で蔵王権現の仁王
門と言い伝えられている。江戸時代に三見市
出火の時、堂と仁王二体のうち一体を焼失し



仁王堂（昭和30年ごろ）

た。その後、堂を再建、焼失の仁王像も新たに作られた。また痲瘡はうそう安全の守護神といわれ、享保十九年（一七三四）観光院（六代藩主宗広）が痲瘡を患ったとき永昌院（五代藩主吉元側室、宗広生母）が参詣、全快祈願をしたがその際堂宇を建て替え寄進した。昭和三十三年（一九五八）仁王堂を解体し、仁王会館を建設した。

山王社

永享三年（一六八六）徳右衛門という者が山王山の畑より古い壺を一つ掘り起こしたところ、その中に三枚の鏡があった。それを御神体として奉崇、社をそこに建立した。その後風雨で破損したため明和四年（一七六七）八幡宮境内へ転社した。（山王社山は三見公民館の裏山）

各地区の堂社祠 『風土注進案』による

中山 荒神社一、石祠一、稻荷社・秋葉社相殿あいどの一、石体地藏堂一、鎮守社一、観音堂一

- 手水川 荒神社二、牛王森一、惠比須社一、河内神一、觀音堂一
- 床並 河内森社一、荒神社一、石祠一、觀音堂一、石体地藏堂一
- 畦田 觀音堂一
- 吉広 荒神社一、天神社一、森一
- 石丸 荒神社一、水神森一、石体地藏堂一
- 市 觀音堂一、石祠三、荒神社一
- 河内 河内森社一、荒神社一、稻荷社一
- 蔵本 大歳社一、觀音堂一、薬師堂一、石体地藏堂一
- 明石 大歳社一、荒神社一、觀音堂一、石祠一
- 飯井 権現社一、大歳社一、狼森社一、觀音堂二、河内森社一、荒神社一 石体地藏堂一
- 石体六地藏堂一
- 浦 大歳社一、惠美須社一、觀音堂一、石体六地藏堂一

古城跡

横畠城Ⅱ蔵本にあり、古城横畠と言い伝えられているが、城主は不明である。

古城Ⅱ城名は不明であるが、中山にあり、阿川伊賀守の城址と伝えられている。

箕ノ越窯

中山より畦田へ下る坂の直前に、土地の形状が箕に似ている所があり作者の住宅と窯があった。この地勢からここが箕越と呼ばれ、また作品そのものの名称ともなった。陶工の名は本名藤田長右衛門、陶工名藤田長貞といい、慶応三年（一八六七）七月二十九日死亡、享年七十九歳であった。長貞が何時頃から窯を創めたか、またいつまで製作を続けたかはあきらかではない。

窯は炭焼窯に類するささやかなものであったといわれている。作品は大体三種で一は素焼きよりやや硬く焼かれたもの、中には表面が滑らかなものもある。二は焼上がりが素焼き程度で、表面が煤色をおびているもの、三は純然たる土偶どぐわで天日で乾かし固めたもので、第一と第三の

ものには多少彩色が施されている。作品は火災などのため亡失したが、三見には十数点現存している。

民俗文化財

鶏鬪楽（腰輪踊）

八幡宮の祭礼に奉納される楽で、その起源は明らかでないが古くから踊り伝えられているものである。鶏鬪楽の名はこの踊りの形から付けられたものと思われる。主役は四人で、二人は花笠を被り、締太鼓を胸に、腰には色紙で作った花飾りを配した腰輪をつけている。



箕ノ越焼人形（山本尚由氏蔵）

花笠は鶏冠^{とさか}、腰輪は尾羽根と鶏を形どつたものである。他の二人は大団扇を持って踊るのであるが、これは二羽の鶏の争いを二人が中に入って止めようとしてしているものと思われる。踊りの周りには袷に帯刀した警固役が数人、鉦叩きが数人、さらに杖使いといつて正装して色紙で飾つた竹の杖を持った男の子が数人いる。山口県では長門市、美祢郡など諸所で念仏踊りが古くから踊り継がれているが、この鶏鬨もその流れをくむものと思われる。なお、金峯神社（蔵王権現社）の祭礼にもこの腰輪踊りを奉納する。

手水川神楽舞

毎年十一月十三日の金峯神社の祭礼に五穀豊穡を祈願して奉納される舞であるが、その起源は明らかでない。この舞は二四種類あり、衣装はそれぞれの舞により多少異なるが、烏帽子、ゆだすき、袴、黒足袋をつける。また特殊な衣装をつける舞もある。面は八種類あり、何れも木彫りである。鳴物は大太鼓、合鉦、笛、採物には幣、鈴、柗、扇子、刀、弓、帯、杖、松明などがある。また天蓋といつて格子状の枠に色紙の幣を飾り、紙の玉垣と鳥居で囲んだものを

用いる。この舞は夜を徹して舞われるが、舞の最中に「オリ（オ二ともいう）がつく」といつて舞子が人事不覚となり神懸りの状態になることがあるが、これは豊作の吉兆として喜ばれるという。

床並神楽舞

毎年十二月四日森神社の祭礼に五穀豊穰と疫病の防除を祈願して奉納される舞であるが、その起源は明らかでない。舞は三二種類あるといわれるが、通常舞われるのは二一種類くらいである。天蓋は左右にあり、鳴物、衣装などは木間や手水川とほぼ同じであるが、舞の動きが早い。面は九種類ある。舞の最中に「オリがつく」のは手水川などと同じである。足袋は黒であるが、昔は白足袋であったといわれる。

中山神楽舞

毎年十月二十三日の中山荒神社の祭礼に五穀豊穰、家内安全を祈願して奉納されるが、その起源は明らかでない。

舞の種類は二四種類で、天蓋も舞われる。舞の拍子は六拍子であるが、舞によって太鼓の音の打ち方が変わる。

舞方の衣装は、五色の狩衣、烏帽子、たすき、黒足袋の他特殊な衣装もつける。鳴物、採物は、床並、手水川と同じである。木彫りの面は一〇種類で、江戸後期に中山に住んだ箕ノ越焼人形作りの名手藤田長貞の作と云われる。

舞の最中に「鬼がつく」といって神懸りの状態になることがある。昔は夜の十時頃に始まり、翌朝五時頃まで舞われたが、現在は二〜三時間になった。

文書で見る庄屋名

歴代の庄屋名は明らかでない。次の庄屋名は江戸時代以降の三見村関係文書の中に見えるもののみである。

久兵衛

慶安三年（一六五〇）蔵王権現宝殿再建棟札署名

慶安四年（一六五二）六月二十八日光円寺三世教祐役儀理り状を久兵衛を通じ、代官の能美

内蔵允へ提出

宇兵衛

寛文二年（一六六二）十月十日光円寺坪付状宇兵衛より代官長井七左衛門へ提出

伝右衛門

延宝五年（一六七七）九月二十三日色雲寺坪付状伝右衛門より代官木津半右衛門へ提出

阿武久兵衛

享保七年（一七二二）八月十日三見八幡宮社領田畠打渡帳写祠宮中原大炊より久兵衛へ提出

享保十四年（一七二九）十二月光円寺より久兵衛へ代官直触願状を出す

元文五年（一七四〇）四月二十八日地下上申記載隣村境目確認書署名

長三郎（益田源兵衛領飯井村庄屋）

元文五年（一七四〇）四月二十八日地下上申記載隣村境目確認書署名

源兵衛（三浦勘右衛門知行所河内村庄屋）

同右

中本源三郎（三見浦庄屋）

同右

寛延三年（一七五〇）一月光円寺修復願源三郎へ提出

江良吉左衛門

安永二年（一七七三）六月光円寺十世竜本住職申請、吉左衛門を通じ、寺社奉行乃美伊織、

口羽木工へ提出

阿武久兵衛

天明五年（一七八五）五月三見村諸山改に付ての立銀掛書付などを作成

阿武家は初代、三代、五代がそれぞれ久兵衛を名乗っているので、この阿武久兵衛は五代の久兵衛と思われる。

江良彈藏

文化十一年（一八一四）九月三見村寺社差図面作成

中本重郎右衛門（三見浦庄屋）

天保十一年（一八四〇）三見浦漁物売揚高、島々への里数書など作成

阿武又右衛門

天保十三年（一八四二）三見村土風編集 庄屋阿武家七代

江良彈藏

弘化二年（一八四五）風土注進案（三見村）編集

江良氏は元武士で、先祖江良愛童へ毛利輝元より父彈正忠死（討死）に対する感状（年不詳）、永正八年九月十七日陶興房より江良藤兵衛尉への戦功感状が授与されている。いつごろ帰農したかは明らかでない。石丸に居住し村内屈指の資産家であったといわれているが、今はその跡形もない。彈藏は安政三年（一八五六）十二月二十七日没、妻は慶応四年

十月二十九日死亡している。その息男と思われる江良吉兵衛は明治二十三年七月三十一日に死亡、その後の江良氏の消息は明らかでない。

阿部勘右衛門

嘉永四年（一八五二）三見宿方仕組米銀預根帳

安政二年（一八五五）郡中大略（三見村）編集

慶応二年（一八六六）三見村田嶋御物成春定名寄帳

勘右衛門は中世の項で記した阿部氏の末裔である。詩歌をよくし、その歌を刻んだ石碑なども残されている。明治二十六年（一八九三）三月七日没。享年七十九歳。墓地は円徳寺脇にある。

安田治助

明治四年（一八七一）十二月光円寺、明満寺合併についての嘆願書を安田治助宛提出

各地区の字地、小字地、小名(括弧内) 『山口県風土誌』による

三見市

江戸時代初期までは「奉免村」といつていたが、寛文五年(一六六五)三見新駅が開設されて、「三見市」と呼ぶようになった。

瀬波戸 法ガ迫 柳 埜 (遠ノ木) (奥ノ浴) (原田) (壇尻) (茶ノ木谷) (木屋口) (滝

ノ口) 芝尾 (白水) 岡 上森 神田 (石ガ迫) 市 (アリガ浴) (我膳田) (迫)

(松ガ久保) (小山) (黒田) (大芝郷) 古間地 山下

手水川

この地名の起こりは、鉢多寺、蔵王権現へ人々が参詣の節、こりをかき(神仏に祈るとき、冷水を浴びて心身の汚れを清める垢離の行をすること)手水を使ったので手水川と呼ぶようになったといい伝えられている。また同所に牛王の森という森があるが、往古鉢多寺より牛王(寺社から出す厄除けの護符)などが差出されたので、その所を今もって牛王の森と言いつている。

横道 (草ガ迫) 隠田 (スミ田) 柳ガ迫 水無 滝ノ口 金谷 長木 (寺別当又は鉾別当) (籐平田) (根引) (杵打場) (今山) 足谷 長田 (蟹ガ谷) (瀬波戸) 森畑 谷迫

床並

梅ノ木 (谷迫) (牛切谷) (法師淵) 堂ガ原 (蟹ガ谷) (粕田ガ原) 桂木 (大羽古) (後ガ迫) 鎖板 (団扇ノ浴) (大浴) (銭神) 椎ノ木 神田 (後ガ岩) (黒岩) 赤土 重永 (イラガ谷) (柳ガ峠) (六ガ迫) (一ガ浴) 上田 (龍岩) 浴 市ガ久保 荒川

中山

平原 鳥落 浴村 箕ノ越 森村 蔵川 我膳田 赤村 観音村 岸田 谷村 ホウロクヤ 原田 坂村 橋村 佐古ノ浴 溝ガ迫 瀬波戸 円福寺 石原浴

吉 広

岡ノ坂 (駕籠ノ浴) 河地 (浴) 竹ノ下 下森 千年松 歳福 原 下岡 (大藪)

蔵元

海辺に城山があり、その当時の蔵元であつたので在名を蔵元と呼ばれるようになったと言ひ
伝えられている。

上内面 (勝富庵) 石原 兼久 戸桶田 中内面 一長谷 (薬師) (原) (迫田) (林)
下内面 蔵元 久保 山ノ神 滝ノ口 宮ノ峠 迫ノ浴 清水 菅蓋 厚東坂 横島 磯平

明石

浜田 生化 大道 (ウルシガ迫) (崩ノ久保) (貴船ガ迫) (森ガ浴) (水尻) 黒杭
(堂ガ元) 大奥 (恵比須ガ原) (水ガ浴) 平原 (後ガ迫) 中村 上村 (大崩) (堀
田) 原 (浜村) (下向) 鍵掛

飯井

境目 海道 的場 (堂ノ元) 畑 (奥畑) (栗畑) (中田) (北ガ輪) 前水無 (岡ノ
迫) 奥水無 堀田 (地吉) 牛ガ谷 (山田)

河内

峠村たおむら 立花 神田しんでん (十二方迫) (コミガ迫) (受川うけこう) (高良田) 土入道 喜宝田 南迫

中方迫 (門田) (浅ガ峠) (円通庵) 棚板 (西ノ地) 高田 (法頭ガ迫) 河本 (組田)

(札場) 中村 (古屋) (熊野) 浴村 下村 (浜田) 山崎 (森ガ迫) (一ガ迫) (清水

ガ浴) 境村 (ツヅラ藪) 船戸ガ浴 二ツ釜 (長刀) 水田原 大久保 論地

石丸

下村 (弥介やせけ) (宮ノ前) (上門前) (下門前) (伯母ガ迫) (峠前) (沼田ガ原) (九文

畑) (北方迫) (寄舎畑) (山王) 上村 日間村 (樋ノ口) (久保田) (広田) (石郷

惣) (粟坪) (岸田) (荷付岩) (崩郷) (尾崎)

畦田

紅屋 後方迫 水ガ浴 一木田 嶽ガ浴 一本松 釜ガ迫 惣田ガ迫 河村 円福寺

堂ノ浴

三見浦

境 観音村 友尻 森村 小浦^{おうち} 浜村 上江尻 古観音 片田 下江尻

鯖島

馬方瀬 仏島 立壁 本浴 通湊 餌取崎 真浜

近現代

大政奉還と版籍奉還

慶応三年（一八六七）十月、十五代将軍徳川慶喜は国内諸般の状勢から幕政の推進を断念し、大政奉還を決意、政権を天皇にかえすことを申し出た。これにより鎌倉幕府以来七百年近く続いた武家政治は終りを告げて、天皇中心の新政府が樹立されることとなり、十二月九日王政復古の詔が発せられた。

慶応四年（一八六八）七月十七日江戸は東京と改称され、首都は京都より東京に遷されることになった。年号も九月八日「明治」と改元された。

明治二年（一八六九）一月二十日長州藩主毛利敬親、薩摩藩主島津忠義、土佐藩主山内豊範、肥前藩主鍋島直大なむらは連署して版籍奉還を願い出た。これにならって国内の諸藩も次々とこれに同調した。これにともなうて、政府は奉還を願い出た藩主に沙汰書を下し、藩知事に任命した。

この版籍奉還によつて防長両国は山口藩（萩本藩）、長府藩（後の豊浦藩）、岩国藩、徳山藩、清末藩となつた。

山口県の発足

明治四年（一八七二）七月十四日の廃藩置県によつて旧來の本藩と友藩を受けつぎ、山口県、岩国県、豊浦県、清末県の四県が成立した。徳山藩は廃藩置県の約一カ月前に財政的理由から山口藩に併合されていた。しかしこの四県は県域の広さが不揃いであり、県境も複雑に入り組んでいるため、同年十一月十五日山口、豊浦、清末、岩国の四県を廃して現在の県域に山口県が成立した。山口藩庁は山口県庁となり、初代県令（明治十九年より県知事）に旧幕臣中野梧一が就任した。

郡区町村の編成

明治四年（一八七二）に於いてはまだ畔頭、庄屋、大庄屋は従来通り藩政の下部組織として民政の執行に当たっていたが、同年廃藩置県の発令されるに及んで、町方に於いても行政地域の整理統合が行われた。このとき三見浦は三見村に合併された。

明治十一年（一八七八）七月「郡区町村編成法」が定められ、地方行政区は府県、郡区、町村の三段階となり、郡に郡長、町村に戸長を置くことになった。

明治十五年（一八八二）における三見村戸長役場の分科名、人員、給料は次のようなものであった。

分科名	庶務戸籍科、地券国税科、地方税科
給料及び人員	
用掛	月給 三円五十銭 二人
同	同 一円七十銭 一人
小使	同 一円五十銭 一人

当時の戸長は乃美良多で戸長役場（石丸）の家屋、敷地の持主も同人で家屋坪数は二十二坪五合であつた。

郡制施行

明治二十二年（一八八九）五月郡制が公布され、同二十四年から実施と定めたが、山口県は長門六郡のうち見島郡の廃止問題があつたため、実施することが出来なかつた。結局見島郡は明治二十九年（一八九六）阿武郡に編入され郡制が実施された。明治三十二年（一八九九）にこの郡制が改正され、郡長が議長となる制度を廃止するとともに、大地主議員も廃止して議員数を三十名、任期を四年として町村単位の選挙区による直接選挙とした。

三見村より選出された歴代郡会議員は次のとおりである。

安部 安英 明治三十二年

三浦 範介 明治三十六年

村上 熊一 明治四十年

安部 豊熊 明治四十四年

山中 貞七 大正四年

安部 豊熊 大正八年

この郡制は大正十二年（一九二三）四月廃止されたが、郡役所は大正十五年（一九二六）六月地方官官制によつて廃止されるまで存続した。

市制町村制の施行

明治二十一年（一八八八）四月政府は市制町村制を公布したが、実施されたのは翌年四月一日からであつた。当時県下には村五九三、町一〇二、島二七、計七二二があつた。公布後の町村整理統合実施に当つては、財政的理由や地域的理由などで賛成、反対などさまざまなき動きがあつた。しかし明治二十二年（一八八九）二月二十日内務省からの正式認可は一市四町二二四村であつた。県下で唯一の市は赤間関市（明治三十五年六月一日下関市と改称）のみであり、町は山口町、萩町、岩国町、柳井津町であつた。村は周辺村を合併して旧名を称した村と、その

地域の旧名を称した村が大半を占め、新規の村名は一割に満たず、その他は村の名の組合わせであつた。

明治二十一年（一八八八）八月県が郡長を通じて示した「町村合併並名称」についての諮問案では三見村は山田村と合併「三田村」とすることになっていた。しかし三見村としては合併すれば役場が山田村内になること及び地勢、旧慣習などの理由で強く反対した。また山田村にも反対の声があり、合併実現には至らなかつた。したがって従来どおりの名称で新しい三見村として発足することになった。

行政

新しい行政組織を構成するにはまず議員の選挙が必要であつた。町村会議員は町村の公民の中から選出された。公民とは町村に二年以上居住し、独立の生計を営む満二十五歳以上の男子で町村費を納め、直接国税を年二円以上納めるものと定められていた。選挙人は一級と二級に分かれ、町村民税総額の半額までの上位納税者を一級、残りの半額の納税者を二級とした。こ

のような納税額による選挙権の差別は大正十年（一九二一）まで続いたが、同十四年の普通選挙法の施行とともに廃止となった。

明治二十二年（一八八九）における三見村の選挙実施状況は次のとおりである。（萩市史記載「市町村制実施取調書」による）

人口 二、八二二人

議員定数 一二人

選挙人数 三七四人

投票人数 一級 六七人 二級 二一六人

投票日 一級 四月二十一日 二級 四月二十日

四月議員選挙について五月に議会を開催して三役を選任し、村政が発足した。その節の村長、助役及びその俸給、人口、公民数は次のとおりである。（萩市史記載「市町村制実施録」による）

村長 乃美 良多 月給 七円

助役 渡辺 伸 同 六円

人口 二、八二三人 公民数 三七三人

歴代村長、助役、収入役、歴代議長、副議長、行政機構（昭和二九年）は表18から表22のとおりである。

表18 歴代村長

順位	氏名	就任年月日	退任年月日	種別
一	乃美良多	明治二二年六月一九日	明治二四年七月二三日	有給
二	中村二良	" 二四年七月二四日	" 二八年七月二三日	"
三	"	" 二八年七月二四日	" 三二年七月二三日	"
四	高庸造	" 三二年七月二四日	" 三六年七月二三日	"
五	"	" 三六年七月二四日	" 四〇年七月二三日	"
六	坪井将	" 四〇年八月四日	" 四一年五月六日	名誉
七	神田光藏	" 四一年五月七日	" 四五年五月六日	"
八	"	大正 元年八月一三日	大正 五年八月一二日	"
九	山中貞七	" 五年八月一六日	" 九年八月一五日	"
一〇	"	" 九年八月一六日	" 一三年八月一五日	"

表19 歴代助役

順位	氏名	就任年月日	退任年月日
一	渡辺 伸	明治二二年 二月一九日	明治二三年 四月一九日
二	高 庸 造	" 二三年 六月一八日	" 二七年 六月一七日
三	"	" 二七年 六月一八日	" 三一年 六月一七日

一八	"	" 二六年四月二三日	" 三〇年二月二八日	"
一七	大下 伸	" 二二年四月 五日	" 二六年四月 四日	公選
一六	川上 幸一	" 一七年八月 四日	" 二一年八月 三日	"
一五	"	" 一五年八月一六日	" 一七年七月二一日	"
一四	"	" 一一年八月一六日	" 一五年八月一五日	"
一三	"	" 七年八月一六日	" 一一年八月一五日	"
一二	"	昭和 三年八月一六日	" 七年八月一五日	"
一一	山中 貞七	大正一三年八月一六日	昭和 三年八月一五日	名誉

一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四
"	"	川上幸一	松尾隆助	"	"	"	"	"	吉田六蔵	"	"	神田光蔵	高庸造
"	"	"	"	昭和	"	"	大正	"	"	"	"	"	明治
一一年一二月二四日	七年一二月二四日	三年一二月二四日	三年一月五日	三年六月一四日	一三年六月一四日	九年六月一三日	五年六月一三日	四五年六月五日	四一年六月五日	四〇年八月一二日	三六年八月一日	三二年八月一日	三一年六月一八日
"	"	"	"	"	昭和	"	"	大正	"	"	"	"	明治
一四年一二月一三日	一一年一二月二三日	七年一二月二三日	三年一二月一日	三年一〇月一九日	三年六月一三日	一三年六月一二日	九年六月一二日	五年六月四日	四五年六月四日	四一年五月六日	四〇年八月一〇日	三六年八月一〇日	三一年七月二三日

表20 歴代收 入 役

順位	氏名	就任年月日	退任年月日
一	阿部安英	明治二二年 六月一九日	明治二四年 四月一六日
二	堀勘蔵	" 二四年 四月一八日	" 二八年 四月一七日
三	神田光蔵	" 二八年 四月一八日	" 三二年 四月一七日
四	"	" 三二年 四月一八日	" 三二年 八月一〇日
五	村上熊一	" 三二年 八月二八日	" 三六年 八月二七日

一八	川上幸一	昭和一五年 三月一日	昭和一七年 八月四日
一九	大下伸	" 一七年 八月七日	" 二〇年 三月九日
二〇	山田繁光	" 二〇年 八月六日	" 二〇年 九月一八日
二一	大下伸	" 二〇年一〇月一三日	" 二二年 三月二六日
二二	山本作二	" 二二年 五月三一日	" 二六年 五月三〇日
二三	"	" 二六年 五月三一日	" 三〇年 二月二八日

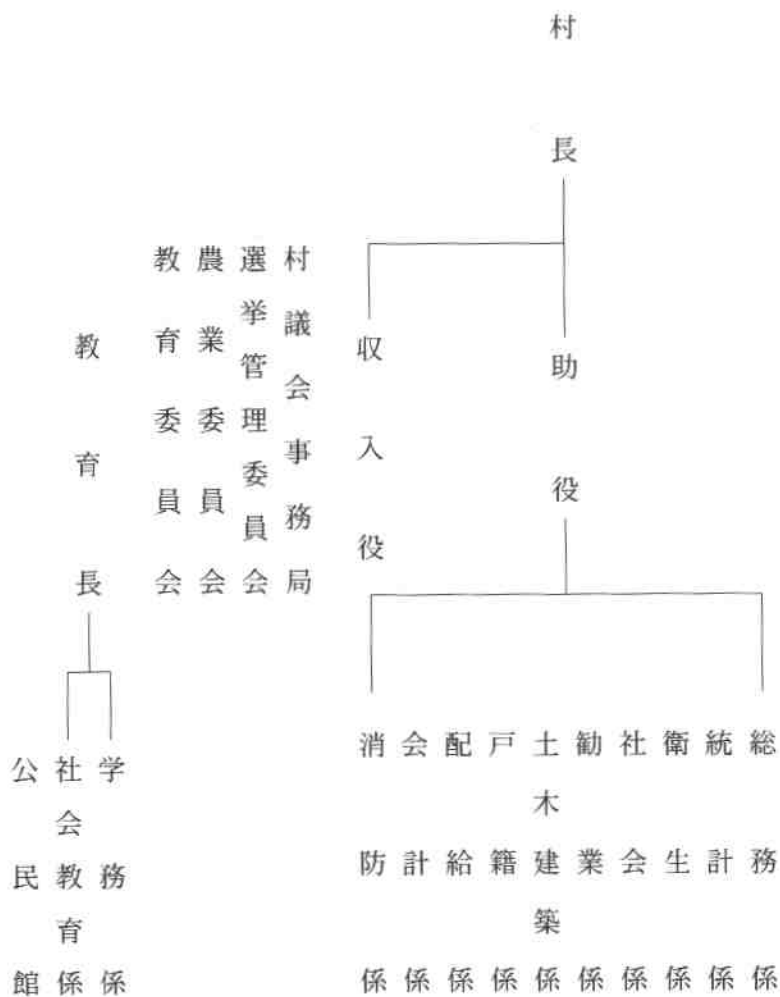
一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
山 本 作 二	山 田 繁 光	"	"	"	"	"	"	吉 田 為 藏	堀 巖	寺 田 正 吉	"	森 田 若 松	村 上 熊 一
" 二〇年一月二〇日	" 一七年 八月 七日	" 一六年 五月二六日	" 一二年 五月二六日	" 八年 五月二六日	昭和 四年 五月二六日	" 一四年 五月二六日	" 一〇年 五月二六日	" 六年 五月二六日	" 四年 四月 二日	大正 元年二月二五日	" 四四年 八月二八日	" 四〇年 八月二八日	明治三六年 八月二八日
" 二二年 五月三〇日	" 二〇年 八月 五日	" 一七年 五月一五日	" 一六年 五月二五日	" 一二年 五月二五日	" 八年 五月二五日	昭和 四年 五月二五日	" 一四年 五月二五日	" 一〇年 五月二五日	" 六年 五月二一日	" 四年 三月二四日	大正 元年二月二四日	" 四四年 八月二七日	明治四〇年 八月二七日

表21 歴代議長

二〇	台新一	昭和二二年 五月三一日	昭和二六年 五月三〇日
二一	"	" 二六年 五月三一日	" 三〇年 二月二八日

表22 歴代副議長

順位	氏名	就任年月日	退任年月日
一	河村竹一	昭和二一年一月二日	昭和二二年 四月二〇日
二	三村象一	" 二二年 五月三一日	" 二四年 四月一二日
三	中村寿一	" 二四年 四月二三日	" 二六年 四月二九日
四	守田義秀	" 二六年 五月八日	" 三〇年 二月二八日
一	寺田正吉	昭和二一年一月二日	昭和二二年 四月三〇日
二	山本祐一	" 二二年 五月三一日	" 二四年 四月一二日
三	横田俵熊	" 二六年 五月八日	" 二八年 三月二〇日
四	中村市夫	" 二八年 三月二三日	" 三〇年 二月二八日



一市四村の合併

太平洋戦争終了後、地方公共団体は、種々の制度の改革実施などにより財政の逼迫を来した。これを解決し、地方自治を強化する方法として、昭和二十四年（一九四九）にアメリカから来日したシャープ調査団は、我が国の税制改革と弱小町村の合併を勧告した。これが契機となつて昭和二十八年（一九五三）九月一日、三カ年間の時限立法として町村合併促進法が公布された。これは町村の組織及び運営を合理的、また能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化を図ることを目的にしたもので、人口八千人以上を標準として合併を促進することにした。

これを受けて、山口県は昭和二十八年十一月一日山口県町村合併促進審議会を設け、同年同月四日には山口県町村合併推進本部を設置して合併促進に乗り出した。萩地方では同年十二月一日、阿武郡町村合併推進委員会が設立され、郡内町村の合併促進を計ることとなった。三見村は合併問題が起つた当初から萩市との合併を希望しており、この意向は早くから県の町村合併推進本部にも伝わっていたため、他町村ほど目立った動きはなく、同二十九年三月八日、

三〇人の三見村町村合併委員会委員が委嘱され、十三日午前第一回委員会が開催された。

この会議で委員会設置規約が制定され、同日午後には三見小学校で一般村民を対象に、町村合併座談会が開催された。そして同三月三十日の第二回委員会では、萩市と合併する立場に立って各種の調査を実施すること、及び村民の啓発に努めることなどを申し合わせた。

当初大井村は奈古町、宇田郷村、福賀村と合併。見島村、六島村はそのまま存置の予定であった。しかしその後大井村では状況が変わり、萩市と合併の気運が高まってきた。また見島村、六島村においても、当初合併によって離島振興法が適用されなくなるのでは



購読料
1ヶ月2円
昭和30年3月1日

新大萩市の発足に当って

萩市長 安村 正人

萩市と三見村、大井村、六島村及び見島村は、町村合併促進法の趣旨に則って合併を行い、三月一日をもって、新しい萩市として発足いたしました。

【三見実所】
支所長 山下 伸
第一課長 山本 作二
第二課長 藤野 新一

昭和30年3月1日
合併時の萩市報

との懸念があり、合併には不賛成であったが、合併後も地区指定の形で適用されることがわかり、改めて萩市との合併論が起こった。

そこで同三十年（一九五五）一月二十四日、山口県町村合併促進審議会では当初策定した全体計画の一部を変更して大井村、六島村、見島村の萩市との合併を承認した。

これを受けて同年二月三日に見島村、四日に三見村及び大井村、五日に萩市及び六島村の議会において、それぞれ合併、編入の議案が上程され、いずれも満場一致で可決された。こうして昭和三十年（一九五五）三月一日、人口五七、六二一人、戸数一二、三七三戸（昭和三十年国勢調査）の萩市が誕生した。

表 23 三見村地区別世帯数及び人口

地区別	区分	世帯数	人 口		
			男	女	計
中	山	19	42	50	92
手	水 川	33	104	101	205
床	並	40	115	101	216
	市	47	148	150	298
吉	広	17	54	48	102
畦	田	18	59	63	122
石	丸	45	87	113	200
蔵	本	35	101	105	206
駅	通	30	57	63	120
浦	一 区	66	184	207	391
浦	二 区	67	183	162	345
浦	三 区	51	115	134	249
浦	四 区	83	244	238	482
河	内	44	119	135	254
明	石	29	85	98	183
飯	井	52	147	148	295
	計	676	1,844	1,916	3,760

昭和 29 年 12 月 31 日

表 24 萩市三見地区別世帯数及び人口

地区別	区分	世帯数	人 口		
			男	女	計
中	山	26	36	32	68
手	水 川	24	32	41	73
床	並	25	24	24	48
	市	42	39	67	106
吉	広	13	14	19	33
畦	田	14	14	20	34
石	丸	40	41	62	103
蔵	本	38	38	48	86
駅	通	16	23	26	49
浦	一 区	51	68	72	140
浦	二 区	48	55	66	121
浦	三 区	33	43	46	89
浦	四 区	49	61	71	132
浦	五 区	80	98	112	210
河	内	37	55	66	121
明	石	28	59	56	115
飯	井	49	71	68	139
	計	613	771	896	1,667

平成 16 年 8 月 31 日

一市二町四村の合併

昭和三十年、三見村の人口は、三、七六〇人（表23）で、現在は一、六六七人（表24）と半分以下に減少している。

萩市近郊の町村も三見と同じように過疎化が進んでおり、平成十七年三月六日、一市二町四村（萩市、田万川町、須佐町、川上村、むつみ村、旭村、福栄村）が対等合併した。

交通、情報通信手段の発達により、住民の生活、行動範囲が広域化し、過疎化、高齢化はもちろん、生活環境の整備や教育・文化の振興、保健・医療・福祉の充実、危機管理、国際交流など行政ニーズの多様化に対応するため、また地方分権、行政基盤、財政基盤を強化、効率化するため、このような市町村合併が全国的に推進されている。（平成の大合併）

学 校 教 育

明治五年（一八七二）七月学制が公布され、これにもとづいて県では「山口県中小学章程」を制定するとともに「心得書」その他の通達を配布し、小学校の設置と就学者の増加に努めた。小学校の設置は明治五年三四校であったが、同八年には六五三校となった。しかし就学率の方はいたって低く明治六年三六%、同十年三八%程度となったが、同十七年にいたってはじめて五〇%となった。こうした低調な状況は、教育費負担の増加、教員の不足、あるいは教科書その他学用品の不足、さらに旧私塾への親近感などが大きな原因としてあげられ、そのため十九年までは、ついに全国平均を上まわることが出来なかつた。

明治二十三年小学校令の改正があり、小学校を分けて尋常、高等の二科とした。

小学校では同年発令された教育勅語をもってその指導精神とし、修身、国語の両教科を中心にして、国家主義の教育振興に努めた。

明治三十三年には「小学校令施行規則」ができ、義務教育（尋常小学校）を四年とした。さらに同四十年にはこれが改正され、六年に延長された。

昭和十六年（一九四一）四月小学校は国民学校に改められ、このころから教育内容や学校諸行事なども次第に軍国主義化していった。しかし、昭和二十年第二次世界大戦終了によつて、日本の教育方針は民主々義教育へと大きく転換した。

昭和二十二年四月六・三制の施行によつて国民学校は再び小学校と改められ、義務教育は小学校六年・中学校三年となつた

三見小学校

明治五年（一八七二）七月学制が公布された。三見村では同八年三見小学校を石丸（下石丸二四九〇番地）に設立開校した。当時の校舎は木造二階建一棟、付属舎及び便所各一棟であつた。同十三年簡易、尋常、高等の三科を置き、明石及び市に各分校を設置した。

明治十六年中内免（蔵本三五四六）に校舎二棟、付属舎一棟を新築、移転。翌十七年明石及び市の二分校を廃止し、飯井に分校を置いた。同十八年学制の改正により、初等、中等、高等の三科を置いた。同二十年学制の改正により三見尋常小学校と改称し、小学簡易科を併置、

飯井分校を飯井簡易小学校と改称、さらに臨江（浦）、桃南（市）の二簡易小学校を増置した。しかし同二十二年小学校令の発布により、小学簡易科を廃し、尋常小学校を置いた。さらに臨江、桃南の二簡易小学校も廃止、飯井簡易小学校を飯井分教場と改称した。

同二十六年浦に分教場を設立し、同三十一年三見尋常小学校に高等科を併置、三見尋常高等小学校と称した。飯井及び浦の各分教場は尋常科の分教場としたが、浦分教場は同三十七年十二月に廃止した。

大正五年（一九一六）校舎二棟の移築を行うとともに、さらに一棟を増築、ついで同十二年一棟増築した。昭和二年（一九二七）二棟七



旧三見小学校

教室と飯井分教場の増築、翌同三年旧校舎木造二階建の老朽校舎を取除き、新たに講堂一棟を建築した。同三十六年鉄筋二階建校舎一棟、木造モルタル特別教室一棟、給食室一棟を運動場東側に新築した。運動場は旧校舎を取除き整備したものである。

同四十一年飯井分校が廃止された。これは同三十九年一月国鉄飯井駅が開設され本校への通学が便利になったことによるものである。同四十五年講堂を取除き、屋内運動場を新築、同五十三年には木造モルタル特別教室を解体、跡地へ学校プールを建設した。



旧飯井分校

表25 三見小学校の沿革史

年号	西暦	事柄
明治八年	一八七五	学制発布により三見小学校として開校する
明治十六年	一八八三	校舎を新築し、開校式を挙行する
明治二十年	一八八七	学制改革により三見尋常小学校と改称する
明治三十一年	一八九八	三見尋常高等小学校と改称する
昭和十六年	一九四一	三見国民小学校と改称する
昭和二十二年	一九四七	学制改革により三見小学校と改称する
昭和三十年	一九五五	三見村が萩市と合併して、萩市立三見小学校となる
昭和三十六年	一九六二	給食室一棟を新築し、学校給食を開始する 鉄筋二階建校舎一棟、木造モルタル特別教室一棟を新築する 運動場を整備(二二〇坪、約七二六平方メートル)、相撲場を設置する
昭和三十八年	一九六三	山口県教育委員会指定「学校環境緑化研究校」となる
昭和三十九年	一九六四	山口県学校環境緑化コンクール第一位に入賞する
昭和四十年	一九六五	全日本学校環境緑化コンクール特選に入賞する
昭和四十三年	一九六八	ソニー理科教育振興資金を受賞する
昭和四十五年	一九七〇	屋内運動場(四五一平方メートル)を竣工する
昭和四十七年	一九七二	萩市教育委員会指定「学習指導研究校」となる

昭和五十三年	一九七八	プール建設竣工する 萩市教育委員会指定「同和教育研究校」となる
昭和五十五年	一九八〇	萩市教育委員会指定「教育課程研究校」となる
昭和五十九年	一九八四	校旗を更新する
平成元年	一九八九	山口県学校環境衛生準優良校となる 萩市教育委員会指定「道徳教育研究校」となる
平成三年	一九九一	山口県健康推進準優良校となる
平成五年	一九九三	コンピュータを設置する
平成六年	一九九四	山口県健康推進優良校となる
平成七年	一九九五	山口県健康推進優良校となる
平成八年	一九九六	木間小学校との交流学习が始まる トランペット鼓笛隊を編成する 学校給食優良校として県教育長賞を受賞する
平成九年	一九九七	米飯給食普及推進校として県知事表彰を受ける 山口県健康推進優良校となる
平成十年	一九九八	パソコンを五台設置する 県主催「花いっぱいコンクール」で優秀賞を受賞する
平成十一年	一九九九	萩市立三見小中学校改築推進協議会を設置し、新校用地を決定する 「全国農業協同組合中央会パケツ稲作り」で金賞を受賞する

平成十一年	一九九九	「PTA広報紙コンクール」「いぶき」会長賞を受賞する 萩市教育委員会指定「特色ある学校づくり校」となる
平成十二年	二〇〇〇	萩市立三見小中学校合同屋内運動場並びに校舎新築に着工する インターネットに接続する PTA広報紙「いぶき」教育長賞を受賞する 日本水泳連盟主催「平成十二年度優秀小学校」に選ばれる
平成十三年	二〇〇一	「さよなら校舎」で各種イベントを開催する 県主催「花いっばいコンクール」で優秀賞を受賞する
平成十四年	二〇〇二	萩市立三見小中学校校舎並びに屋内運動場竣工する 県主催「花いっばいコンクール」で奨励賞を受賞する PTA広報紙「いぶき」会長賞を受賞する
平成十五年	二〇〇三	県主催「花いっばいコンクール」で奨励賞を受賞する 「PTA広報紙コンクール」「いぶき」会長賞を受賞する 「山口県読書ノートコンクール」で優良校に選ばれる

表 26 三見小学校（昭和 29 年 12 月末日現在）

区 分	教 員 数			児 童 数				学級数
	男	女	合計	学年別	男	女	合計	
本 校	6 (4)	7 (5)	13 (9)	1	44 (4)	50 (3)	94 (7)	2 (1)
				2	40 (7)	43 (8)	83 (15)	2 (1)
				3	18 (8)	25 (7)	43 (15)	1 (1)
				4	30 (3)	43 (8)	73 (11)	2 (1)
				5	45 (6)	46 (5)	91 (11)	2 (1)
				6	42 (7)	37 (7)	79 (14)	2 (1)
				合計	219 (35)	244 (38)	463 (73)	11 (6)
飯井分教場	1	1	1	4	4	8	1	
			2	3	6	9		
			3	4	3	7		
			合計	11	13	24	1	

()内は平成 16 年 4 月 31 日現在

表 27 三見中学校（昭和 29 年 12 月末日現在）

教 員 数			生 徒 数				学 級 数
男	女	合計	学年別	男	女	合計	
8 (4)	2 (7)	10 (11)	1	43 (8)	44 (7)	87 (15)	2 (1)
			2	53 (10)	42 (2)	95 (12)	2 (1)
			3	37 (11)	37 (2)	74 (13)	2 (1)
			合計	133 (29)	123 (11)	256 (40)	6 (3)

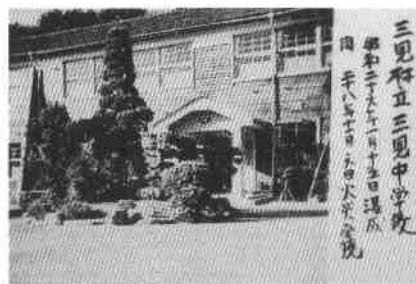
()内は平成 16 年 4 月 31 日現在

三見中学校

昭和二十二年（一九四七）四月学制改革にともない同年五月中学校設立の認可により三見中学校を三見小学校に併置した。同二十四年石丸（字下石丸二四七五の一）に独立校舎建築を企画し、二カ年継続事業として木造瓦葺二階建一棟及び付属舎平屋建六棟、延三八八、七一坪を建築し、同二十七年には特別教室として木造平屋建一棟六〇坪を増築した。翌二十八年十一月六日原因不明の火災により本館及び付属舎四棟を焼失してしまつたが、同二十九年八月に再建築した。

また、同三十一年に屋内体操場が落成した。

その後児童、生徒数減少のため小中を統合した校舎を平成十四年（二〇



旧三見中学校焼失前



旧三見中学校



新築なった三見小 三見中学校

○二 蔵本（字中内免三五三三の二）に新築、同年四月の新学期より授業を開始した。

表28 三見中学校の沿革史

年 号	西 曆	事 柄
昭和二十二年	一九四七	山口県阿武郡三見村立三見中学校として三見小学校内に併置する
昭和二十六年	一九五一	三田八幡宮の境内の一部を借用し、さらに個人所有畑地を買収して本校舎を落成する
昭和二十八年	一九五三	本館及び便所の一部を焼失する
昭和二十九年	一九五四	本館の落成式を行う
昭和三十年	一九五五	萩市と合併して萩市立三見中学校と改称する
昭和三十一年	一九五六	屋内運動場（一〇四坪、約三四三平方メートル）を落成する
昭和三十二年	一九五七	創立一〇周年記念式典を挙行し、屋内設備を整備する
昭和三十七年	一九六二	創立一五周年記念式典を挙行し、校門設置、校旗を制定する
昭和四十一年	一九六六	学校給食を開始する
昭和四十二年	一九六七	創立二〇周年記念事業として温室の設置、保健室の改造整備をする
昭和四十八年	一九七三	県教委指定「交通安全教育」の研究発表をする
昭和四十九年	一九七四	宿直制を廃止し無人化となる

昭和五十年	一九七五	「全国中学校相撲選手権大会」に出場する
昭和五十二年	一九七七	「全国中学校相撲選手権大会」に出場する 「市教委指定学習指導に関する研究」を発表する
昭和五十三年	一九七八	「市教委指定同和教育研究」を発表する
昭和五十七年	一九八二	「市教委指定学習指導に関する研究指定」を受ける
昭和五十八年	一九八三	交通安全山口県対策協議会より表彰される 「全国中学校相撲選手権大会」に出場する
昭和五十九年	一九八四	「全国中学校相撲選手権大会」に出場する
昭和六十二年	一九八七	「県音楽コンクールフルートの部」で第一位となる 「市教委指定道徳教育研究校」となる
昭和六十三年	一九八八	農園事業（萩市農政課指定）を実施する
平成二年	一九九〇	「県学校美術展」優良賞を受賞する
平成三年	一九九一	県社会福祉協議会指定「ボランティア活動協力校」となる
平成五年	一九九三	パソコンを設置する トイレを水洗化する 「県学校美術展」最優秀校を受賞する
平成六年	一九九四	「市教委指定図書館利用推進校」となる 「県学校美術展」最優秀校を受賞する

平成七年	一九九五	「県美術展」推奨を受賞する
平成八年	一九九六	「県図書ノートコンクール」優秀校に選ばれる 木間中、相島中と交流学習を始める
平成九年	一九九七	「県読書ノートコンクール」優秀校、教育長賞を受賞する
平成十年	一九九八	「全国ジュニア陸上大会」に出場する「県児童生徒版画展」最優秀校となる 「県読書ノートコンクール」優秀校、教育長賞を受賞する
平成十一年	一九九九	「県読書ノートコンクール」優秀校に選ばれる
平成十二年	二〇〇〇	萩市特色ある学校づくり推進事業をうける
平成十三年	二〇〇一	「県中学校野球選手権大会」第三位となる 「県読書ノートコンクール」優秀校、教育長賞を受賞する 「ボランティアに関する絵画コンテスト」内閣総理大臣賞を受賞する
平成十四年	二〇〇二	「県読書コンクール」優秀校（七年間連続）に選ばれる 「県読書ノートコンクール」教育長賞を受賞する メダル栄光文化賞を受賞する
平成十五年	二〇〇三	三見小・中学校の新校舎、体育館、プール、運動場落成する 三見小・中学校竣工式、祝賀会が開催される 新校舎で新学期始まる 「県児童生徒版画展覧会」優良校に選ばれる 「県読書ノートコンクール」優良校に選ばれる
平成十六年	二〇〇四	「県学校美術展」推奨を受賞する 「県読書コンクール」優良校に選ばれる

社会教育

文部省は戦後、全国に公民館を中心とする社会教育活動の推進に力を注いだ。

公民館

三見村では昭和二十三年十一月一日青年学校を改造して公民館を設置した。そこでは青年を対象に、和裁、生花及び華道等の各講座を開催した。続いて昭和二十八年九月から毎月各地区で、成人を対象に生活に即応した定期講座を開催した。それらの講座には新しい指導手法として視聴覚教育が取り入れられ、十六ミリ映画を利用して、生活改善普及及び産業振興に役立てた。また、小学校の校庭、講堂での夜間映画会は娯楽の少ない村民にとって唯一の楽しみであり毎回盛会であった。

三見村の公民館は昭和三十年三月萩市への合併を前に新築された。それ以後、三十数年後、昭和六十三年四月十七日に念願の萩市三見公民館、三見出張所が竣工した。公民館では各種学

級・講座の開設の他、各種団体、地区住民の集会の場として活用されている。

平成十五年度三見公民館利用状況は、月平均三二件、利用人数月平均三八九人、一日平均一三人である。

三見青年団・三見婦人会

終戦後、新しい日本を建設する意気込みをもって新しく青年団が結成された。一方、戦前の国策にそった婦人会から、民主的な婦人会が新たに発足した。それぞれの団体の目的を達成するため、団員、会員とも積極的に活動し、団体活動が地域社会から認められ最盛期を迎えた。

ところが、昭和四十年代になると、就業の多様化、価値観の変化等にもない、脱団員の増加による活動の停止という事態



萩市三見公民館・三見出張所



旧三見公民館・三見村役場

に至った。

一方、婦人会も青年団と同様であるが、会員の就業化にともない、以前ほどの活動が望めなくなってきたが、活動は継続している。

三見地区各種団体連絡協議会

昭和五十五年七月、三見地区に住むすべての人たちが明るく、健康で、快適な生活を送ることが出来る地域社会をつくることを目的として設置された。

協議会は教育部会、道路部会、福祉部会、環境衛生部会に分かれ、それぞれが係わる地域の諸課題を見つけ、それらの解決に向け取組んでいる。メンバーは各種団体の長、地区総代及び学識経験者で、その取組みと活動について各方面から注目されている。

教育部会

長年の懸案であった三見中学校校舎改築陳情活動を積極的に継続した。その結果、三見小学校、三見中学校が同一校地に新築、平成十四年四月開校した。同じ校舎で小・中学校児童生徒が学んでいる。

『三見の歴史』発刊を担当し、地域の方々に協力支援をお願いしている。

道路部会

道路部会では、県道萩・三隅間（河内く青長谷間）の道路改良事業、広域基幹林道（三見く木間線）の早期整備、市道の側溝の整備など現地踏査を部会で行い、今後の取組みについて協議し早期着工を強く要望している。

福祉部会

知的障害者の更生施設と老人福祉施設を併設した複合施設さんみ苑を積極的に誘致し、平成十年四月に開苑した。

部会では独居老人への給食サービスを行うボランティア活動を推進している。

環境衛生部会

長年の強い要望事項であった集落排水整備事業が平成十六年度から開始された。平成二十二年度には供用開始の予定である。また、集落排水整備事業に該当しない集落には合併処理浄化槽の整備を推進している。

三見川河口の改修を要望している。また、長浜海岸の清掃活動に努めている。

三見保育園

昭和三十三年（一九五八）九月一日、萩市立三見保育園が新築開園した。園舎は木造平屋建。初代園長は、萩市役所三見支所所長 宮木国益氏が兼務した。

卒園児数は、昭和三十三年二〇名。その後は二〇名から三〇名余を推移し、同五十九年度に二〇名を割り、平成六年度以降は一〇名前後を推移していたが、同十五年度は三名に減った。本年度の園児数は一八名で、内一二名が年長組である。

現在の園舎は、昭和六十二年（一九八七）一月十七日建替・新築。鉄筋コンクリート造り二階建。定員四五名。



三見保育園

さんみ苑

平成十年四月一日、萩市が建設し、社会福祉法人ふたば園によって運営が開始された。

施設は知的障害者更生施設（定員三〇名）を中心として、老人デイサービスセンター（定員二〇名）、在宅介護支援センター等の老人福祉施設を併設した複合施設として運営されている外に、給食サービス事業と在宅介護支援事業所の事業も行っている。

平成十六年度の主な施設の利用者数は、同更生施設が三〇名、同デイサービスセンターが二〇名、給食サービス事業が四五名である。

三見地区内外の独居老人に対する給食サービスが、さんみ苑職員と給食サービスボランティアによって毎日行われ、利用者に喜ばれている。



さんみ苑

交通・運輸

宿場の廃止と陸運会社

明治五年（一八七二）県は宿場を廃止したが、これにともなつて県下各地に陸運会社が発足した。阿武郡では佐々並駅、明木駅、萩吉田町駅が業務を始め、翌六年一月には三見市、大井馬場などに、さらに四月には萩橋本駅が発足した。しかし人足が馬、駕籠を使用して、賃銀を受け取つて駅間を継ぎ送るという方法は従来 of 宿場制度とほとんど変わらず、問題点も解消されず、業績も上がらなかつた。そのため政府は明治八年陸運会社を解散させ、その業務を内陸運送会社に引き継がせた。それ以後、各地の事務取扱所が貨物輸送を中心に営業をしていった。萩地方では西田町、三見村、大井村に事務取扱所があつた。

道 路

明治二十三年県道萩・小串線が改修され道路の面目を一新した。これにともない村内の道路も順次改修整備が進められるに至った。

昭和八年には市・三見駅間の村道を改修して県道に編入、同二十四年には石丸・河内線、石丸・明石線、明石・飯井線の各路線が県道（三隅・萩線）に編入された。同二十五年には県道萩・小串線は国道（二級国道）益田・下関線に編入され、さらに同三十八年には、国道整備事業として道路幅を二車線に拡張するに当り、床並地区は南側の山の手に新道を造成し、現在の国道一九一号線となった。

鉄 道

大正十四年四月三日三見駅が開業、交通運輸の形態を一新した。昭和八年二月山陰本線（下関・京都間）が全線開通し、貨客輸送も次第に増大していった。

昭和三十九年一月飯井駅が開設され、地区民は交通の便がよくなり大きな恩恵を受けることになった。これは地元と市が建設費を拠出した請願駅である。

昭和四十九年一月三十日山陰本線は今まで運転していた蒸気機関車が姿を消し、全線ディーゼル化された。陸上交通の主役であった国鉄もその後道路の整備、改良及び自動車の急速な普及などにより利用が減少し、経営の悪化を来たし始めた。これに対処するため赤字路線の廃止や運行回数の間引き、駅の無人化など合理



三見駅（平成 16 年）



三見駅（昭和 2 年）



飯井駅落成式・飯井駅（昭和 39 年）



化を進めてきたがついに経営は民営となり、山陰本線は昭和六十三年四月、西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）が運営することになった。

バ　ス

昭和三十四年八月三見地区の石丸く中山間の道路改修工事完成にともない唐樋く三見駅間（九キロメートル）にバス路線（防長バス）が開通したが昭和五十九年十月赤字路線整理のため廃止された。

郵便・通信

江戸時代までは書状は飛脚が送達していたが、明治三年政府は郵便規則を定め、同四年には郵便ポストを設け、切手を貼った郵便物を集配する現在の郵便制度を始めた。

三見村では明治八年一月一日三見市に三見郵便取扱所を開設した。初代所長は阿武平十郎が

任命された。明治三十二年一月一日に郵便貯金事務、同年十二月一日に郵便為替取扱いを開始した。さらに翌三十三年七月一日には小包郵便の取扱いを始めた。

大正十五年十一月国鉄三見駅開設にともない局舎を駅通りに移転、同月二十一日電信電話事務を開始した。昭和五年四月石丸に移転した。

昭和三十二年三月萩・三見間手動即時通話が開始となり、同四十七年三月電話交換局が完成し、ダイヤル自動式となった。現在の局舎は昭和五十年六月に建設された。



三見郵便局



旧三見郵便局

三見警察官駐在所

昭和三年（一九二八）一月十五日、三見村に初めて萩警察署三見駐在所が設置された。

（阿武郡三見村役場が萩警察署と連絡・提携を図るため、村の敷地に新築した。）

同二十九年（一九五四）七月一日萩警察署三見巡査駐在所と改称したが、同三十五年（一九六〇）十月一日、萩警察署三見警察官駐在所に改称した。同四十七年（一九七二）十一月十三日、駐在所を建替え新築した。なお、現駐在所が老朽化しており、平成十七年に萩市三見字下内免三五〇番地の一〇へ移転新築する。



三見警察官駐在所

産業・経済

農業

昭和初期、世界恐慌の影響を受けてあらゆる分野の産業が不況にあえいでいた。なかでも農村の窮迫は他の産業以上に深刻なものであった。そのため農村救済請願運動が各地で起こり、政府及び一般社会にとっても農村の窮状は重大な問題となっていた。

この農業恐慌が三見村の農業にも大きな影響を与えた。昭和四年当時の三見村は戸数五九〇戸、人口三、二五〇人でその五〇％が農家であった。一戸当りの耕作面積は五反未満が約四〇％、これに五反以上一町未満の戸数を加えると約九二％となり、零細経営の農家の多かつたことがわかる。農業生産額は約二十一万円でその内訳は、米が約八万三千円、夏橙、梨などの果物、大根、人参などの野菜が約六万六千円、麦が一万四千円、サツマイモ、ジャガイモ、大豆などが約一萬円で、これらが中心的な農作物であった。副業生産物としての藁製品も農家の現金収入を支える重要な産物で約一万九千円の生産額があった。養蚕はわずか五戸で経営されて

いるに過ぎなかつた。

農業恐慌による農業生産額の変化をみると、昭和四年には、農作物の生産額は三見村農業生産の約八〇%を占めていた。そのため、これら主要農作物の生産額の増減が農業に大きな影響を与えることになるのであるが、この生産額が昭和五年から六年にかけて大幅に減少している。米は作付面積が増加しているにもかかわらず、五、六年とも収入は続けて減少し、他の食用農産物の落ち込みは米以上に大きいものであつた。このように三見村の農業生産額は大幅に減少したのであるが、その原因は農作物の価格の下落であつた。特に米は大正十四年以来、続けて下落しているなかでの大暴落であつた。また寒害により夏橙など収穫皆無という年もあり、農産物価格の暴落と寒害が農家に与えた影響は、計り知れないものがあつた。

一方、農業生産に不可欠な肥料について見ると、当時（昭和四年～七年）三見村で最も多く使用されていたのは石灰であつた。その使用量は全肥料の五〇%から六〇%で、金額にすると約二〇%から二六%を占めていた。しかし石灰の価額指数は昭和四年を一〇〇とすると七年は八三%となつており、農産物ほど下落していなかつたので、農家にとって石灰は割高になつていたことになる。その上全肥料の使用量は恐慌前の水準より増加した。そのため、肥料に要す

る現金支払は相対的に増加したことになり、三見村の農家も程度の差はあるが、全国の農家と同じような状況にあった。

農業統制の強化

昭和十六年十二月八日太平洋戦争が勃発、戦争の進展につれていろいろな面において統制が進められていた。農業においては米、麦、甘藷等の農作物の出荷統制、農作物の作付統制、生産資材の供給等農家に関する統制を一本化するため、昭和十八年三月農業団体が公布された。この法に基づいて従来の農会と産業組合は統合され、新しい農業会が設立された。

三見村では昭和十九年一月二十八日農業会設立の総会が開催されたが、資産は保証責任三見信用購買販売利用組合のものを受け継ぎ、会員数は七四六人であった。事業としては一、生産に関する事項 二、農業統制に関する事項 三、配給購買に関する事項 四、農業倉庫事業等を計画した。

このような農業統制の進展は、農村に多くの影響を及ぼした。昭和十五年十月に公布された

米穀管理規則により、米は町村別に割当てられ供出することになり、その米を政府管理米といつた。従つて地主も自家飯米分を除き、すべての小作米を供出することになった。しかも小作米の供出は、小作農が地主に代わつて政府に供出し、小作料は小作米に相当する代金を地主に払えばよいことになった。これによつて、江戸時代から続いていた現物小作料は、事実上金納化された。これに引き続き昭和十六年産米からは生産者の供出米（生産者米価）には奨励金が加算され、地主の供出米（地主米価）には何も加算されないという二重米価制が採用された。しかも小作料統制法（昭和十四年十二月公布）により、小作料は据え置かれていたので、この制度は実質的な小作料の減額をもたらした。

こうした事態は戦前の日本農村を規定していた地主制に大きな打撃を与えることになった。

農業の民主化

戦後の農村問題の解決は農地改革から始められた。これは長年にわたり、小作制度の下で、貧窮農民を多数つくり出した温床ともいふべき封建的な土地制度を改め、不在地主を主流とす

る地主を一掃し、これら地主の所有する土地を小作農民に開放することにより、耕作農民の地位を向上して、農村の民主化を図ろうとする一大改革であった。

表29 三見村地主・自作・小作別戸数（昭和十一年十一月産業組合調査）
組合加入戸数

地主	自作	小作	小作	計
二四戸	七五戸	一九一戸	二二戸	三一二戸

区域内戸数

地主	自作	小作	小作	計
二四戸	七五戸	一九一戸	四〇戸	三三〇戸

表30 三見村自小作別農家戸数（昭和二十九年十二月三見村勢要覧）

自作	自小作	小自作	小作	計
二二二戸	四八戸	二四戸	八戸	三〇二戸

米 作

昭和二十九年十二月末三見村の総人口は、三、七六〇人、農家は一、九〇一人（五〇・五％）であり、耕地面積（土地台帳調整当時の面積）は、田一七八町七反五畝一八歩で、畑は一〇四町九反五歩であった。

戦後の米作状況は昭和三十年までは戦前の水準にとどまった。

耕地面積の推移を表31で昭和二十九年と昭和六十年を比較してみると大幅に減少していることがわかる。一方、表32で農業用機械数を比較してみると急激な増加ぶりがうかがえる。

耕地面積の減少、農業用機械の増加は高度経済成長以後わが国の農業が激動期に入っていることを示している。労働人口の都市への流出、外国農産物輸入の自由化の拡大等により、三見の農業にも大きな影響を及ぼした。

高度経済成長は農業機械の普及をもたらし、農業労働の省力化を可能にし、農業生産力を向上させた。一方、米の全国的豊作が年々続く中で国民の食生活の変化もあって、ついに昭和四十四年産米から政府が米の生産調整を断行するに至った。その初年度には三見では減反は行わ

れなかったが、昭和四十五年米穀年度以降は毎年数%から二十%に及ぶ減反が実施された。

また、三見の耕地の特徴として水田が狭小でかつ不整形な土地のための営農労力節減と農業後継者問題の解決を図るための基盤整備事業が二ヶ所で行われた。一つは平成十二年三月に、三見中央地域、今一つは平成十五年に三見南地域で、農業経営を安定させるための事業が行われた。

現在河内地域では基盤整備事業について熱心に関係者の話し合いが行われている。

表31 三見村耕地面積・地価

単位：ha

年	区分 耕地面積	内 訳		
		田 地	畑 地	樹 園 地
明治 20 年	190.7	180.0	10.7	
地 価		51,232.89 ^円	5,185.43 ^円	
昭和 29 年	181.5	140.3	15.5	25.7
昭和 60 年	141.0	109.0	9.0	23.0

明治20年 三見村田畑山並びに宅地の地価は64,226円27銭

表32 三見村農用機械数

単位：台

	石油発動機	電 動 機	自 動 耕 う ん 機			
昭和 29 年	68	76	1			
	耕うん機 トラクター	動 力 防除機	田植機	バインダー	自脱型 コンバイン	乾燥機
昭和 60 年	312	222	122	168	48	169

夏なつ

橙だいたい

版籍奉還にともない、明治九年士族救済と殖産のため、小幡高政による夏橙の栽培は三見の地にも広がり、重要な物産となった。出荷も国内だけでなく、朝鮮半島、中国、台湾にも及んだ。

明治三十年ごろには、植付面積も拡大し生産量も増加した。出荷価格が十貫入り一籠が九〇銭からもし、主要産業の一つであり、農家の収入源となった。その後寒害によりかなりの被害を受けたが、順調に伸びていった。

戦後には、果実の需要、特に柑橘類の需要の拡大により、夏橙収入の方が米作収入を上回った。竹籠（四〇キログラム）一籠が壱千円で売買された。当時一般給料者の年収分と一反当りの夏橙からの収入が同じくらいであり、高収益であった。

昭和三十年ころ、夏橙の生産が増加し三見で収穫された果実を選果することになり、国鉄から用地を購入し選果場を建設した。なお、選果場が今はJ Aの倉庫として利用されており、当時の夏橙選果の活況ぶりをしのぶことが出来る。

高度経済成長以後、わが国の農業は激動期に入り、労働人口が農村から都市へ流出、外国産農産物輸入の自由化の拡大、それに加えて戦後国民の嗜好の変化などから夏橙に対する需要の減退を来たした。わずかに夏橙の用途としてジュース用として利用されたが以前のような需要は望めなくなった。また、甘夏みかん、はっさくなどへの需要が移り、栽培品種の転換が迫られた。

昭和四十年以降は、上記のほか温州みかん、ネーブル、オレンジ、伊予かんの栽培が夏橙に代わって行われた。その後各地でもそれらの柑橘類の栽培が盛んになるにつれて、しだいに三見では、夏橙に代わる新しい柑橘の植栽が取って代わり、夏橙が姿を消していった。

びわ

昔から飯井のびわは美味しいと定評があった。当時のびわは、小びわといって玉が小さかったが、仙崎や萩町でよく売れた。

飯井は昔から副業に、薪こりが大変盛んであり大舟を使って仙崎、通や萩町へ薪を売り歩い

ていたので、びわを売るにもその販売ルートを利用した。

一方、昭和四十年代に入ると外国からの果実の輸入や、日本人の食文化の変化によりこれまでの小びわでは商品価値が下がり、大玉びわの品種改良が求められた。そこで、生産者は長崎市の茂木や大分市高崎山のびわの産地へ研修視察に行き、苗木を購入し品種改良をして現在の大玉びわが生まれたのである。品種改良後も、飯井はびわ栽培に適した土地であったので、びわの糖度が高く飯井のびわは美味しいと評価は変わらなかった。

また、夏橙の需要がなくなると、海岸沿いの明石地区では、代替の一つにびわの生産に取組んだ。

三見地区びわ部会が昭和五十八年に組織された。三見の特産品として市場に出荷し、生産者の安定収入の一つとして取組んだ。

平成十五年三見びわの生産者が県下唯一「県エコファーマー」の認定を受けたことは、県内に三見の特産品として高い評価を受けることとなった。

平成十六年度の三見地区びわ部会員は約四十名で、同年生産高二七トン、売上高一千万円であった。

年次のに植付けられた茂木びわは表33のとおりである。

表33 三見地区びわ植付数

単位：本

年 度	本 数
昭和61	七〇〇
昭和62	九五
昭和63	二八七
平成元	二四五
平成2	二〇
平成3	三一六
平成4	一〇五
平成5	五〇一

西 条 柿

基幹作物の一つとして西条柿を挙げることが出来る。富有柿ふゆうなどが植え付けられていたが、老木化して各家庭で消費されるぐらいであった。西条柿植付けにともなう土地の造成について助成制度を活用し、三見地区に植付けが広まった。

植付け場所は甘夏畑、棚田に改植、昭和五十七年度には一町歩であった。昭和六十一年には柿部会が結成され、鳥取県八東町へ研修視察に出かけ、栽培、販売などについての研修を深めた。

西条柿の特徴として従来植えてある柿に比べ、成木になるのに八年しか要さない上に、糖度が二度く二三度と非常に高く消費者に好まれる柿である。栽培過程で摘芽、摘花などかなり

の作業を要するが、市場では二・一〇キロが平均二、〇〇〇円で売れる基幹作物である。

なお、西条柿の植付けは表34のとおりである。

表34 三見地区西条柿植付数

単位：本

年 度	本 数
昭和61	四六〇
昭和62	九五三
昭和63	一、二五八
平成元	二八五
平成2	二五四
平成3	七六一
平成4	三五〇
平成5	六〇七

ブロッコリー

減反政策にともない、平成十年ごろからブロッコリーの栽培が始まった。稲作の裏作として、玉葱の重量に比して軽く、栽培し易い作物として田に植え付けられた。八月下旬に種まき、十月下旬に植付け、十二月～一月に収穫し北九州市場へ出荷し好評を得ている。

平成十三年にはブロッコリー部会が結成され会員相互での研修を深めていった。

今後、ブロッコリー栽培で排水問題と栽培従事者の高齢化をどのように解決し、克服していくかが大きな課題である。

玉葱

産地指定品目の一つである玉葱栽培は、昭和四十年代初め稲作の裏作として行われていた。九月に種まき、十一月に植付け、六月に収穫、九月に出荷できる作物である。特に、産地指定を受けていると価格補償制度が適用され安心して栽培できると好評である。また、三見の「みがき玉葱」は他の地域のそれと較べて市場において高価格で引き取られている。

竹材

三見は良質の竹材産地として、早くから国内に移出しており農家収入に占める割合が非常に高い時期があった。特に石油製品が出現するまでは、重要な収入品目であった。

用紙の原料、竹すだれ、網浮き、竹箆などに多く利用されていた。その他温暖な気候である気象条件を生かし、筍を市場に出荷し好評を得ている。

現在、竹材は石油製品に取って代わられてしまい、ほとんど需要がなくなっているが、豊富

な竹材に恵まれている三見で前述の外、
 貴重な竹材を有効に活用する用途が待た
 れている。

なお、この他三見には会員相互の情報
 をもとに品質の向上、生産を高めるため、
 各種専門部会 表35が組織され活動して
 いる。また、三見地区で生産され、三見
 農業協同組合で取扱った農産物の販売額
 は 表36、37のとおりである。

表 35 三見地区専門部会

単位：人

部 会 名	構 成 員 数						備 考
	H3.3	H4.3	H5.3	H6.3	H7.3	H16	
玉葱生産部会	45	40	38	32	32	16	
ナス部会		15	15			4	
たけのこ部会	90	76	81	80	80		昭和61年発足
泉和牛部会	9	9	9	6	6		
びわ部会	40	33	38	40	40	38	昭和58年発足
西条柿部会	80	38	38	47	47	30	昭和61年発足
農協婦人部会	222	222	188	188	188	87	
ハウス生産部会				9	5		
アグリ農壮年部会				5	5		
たまげなす部会						5	
ブロッコリー部会						15	

表 36 三見地区特産物生産高・販売額

		玉葱	びわ	柿	なす	ブロッコリー
昭和61年	生産高	224.6	4.1	1.6		
	販売額	5,882	6,635	622		
昭和62年	生産高	145	4.3	6.4		
	販売額	11,922	2,563	1,140		
昭和63年	生産高	176	4	6.4		
	販売額	9,194	2,465	1,131		
平成元年	生産高	98	7	5.6		
	販売額	11,268	4,320	444		
平成2年	生産高	92	6.2	2.3	21.6	
	販売額	9,393	3,703	936	2,174	
平成3年	生産高	140	11.9	1.0	16.5	
	販売額	12,737	6,770	444	2,971	
平成4年	生産高	77	5.6	1.0	9.4	
	販売額	6,619	3,026	502	1,854	
平成5年	生産高	131	5.2	8.8	9.4	
	販売額	7,146	4,374	1,383	2,913	
平成6年	生産高	98	13	1.7	51.1	
	販売額	15,610	8,571	788	14,036	
平成7年	生産高	80	9	10	45	
	販売額	10,335	999	2,154	8,364	
平成12年	生産高	59.6				13.3
	販売額	6,147				4,514
平成16年	生産高	59.6	20			51.2
	販売額	6,147	10,962			14,840

単位：生産高＝トン
販売額＝千円

表 37 三見農業協同組合農産物販売高

単位：千円

年度 種類	昭和 40 年度	昭和 45 年度	昭和 49 年度	昭和 55 年度	昭和 60 年度		平成元年度		平成 5 年度	平成 7 年度
					種類	金額	種類	金額		
米	16,030	48,854	61,366		政府売米	75,298				
					自主流通米	1,296				
麦類	884	540			その他	552				
						(小計77,146)				
果実	14,995	10,314	25,519	1,436	雑穀豆類	1,160				
					野菜	18,446				
					果実	3,758				
					その他 農林水産物	49				
					肉用牛	2,073				
鶏卵	16,876	21,468	13,186	1,761						
その他 畜産物	54	1,087	323				うるち米	90,224	67,189	32,307
林産物	2,178	314	69				もち米	699	649	167
レンゲ	14						くず米	411	1,686	531
							小計	(91,334)	(69,524)	(33,005)
仔牛				6,126			大豆	674	106	
肉牛		3,526					玉葱	11,268	7,146	10,335
牛			6,273				たけのこ	2,980	1,375	211
蔬菜			643	10,025			わらび	37		
							加工柑	719		
政府売米				77,435			びわ	4,320	4,374	999
自主流通米				21,520			西条柿	444	1,383	2,154
その他 米				1,376			肉用牛	3,434	1,261	789
				(小計100,331)			ピース豆	3,216	1,882	1,614
雑穀豆類				446			馬鈴薯			
							わらび	396		
							ふき		156	192
							なす		2,913	8,364
							きゅうり			769
							甘夏			
							中晩柑		2,458	1,261
							その他の 野菜	16		
その他	80	5								
合計	51,111	86,108	107,379	120,125		102,632		118,838	92,578	59,693

農業協同組合

政府は昭和二十二年十二月に農業協同組合法を施行した。太平洋戦争中の国策遂行機関であった農業会は、新しく設立された農業協同組合へ吸収されることになった。

三見村では昭和二十三年六月三見農業協同組合が発足した。この新しい組合は耕作農民の自主的な団体として組織され、加入、脱退は自由で、農業生産力の増大と、農民の社会的、経済的地位の向上を目的としたものである。

平成八年、市内の農業協同組合が合併し、新しく萩市農業協同組合としてスタートした。



萩市農業協同組合三見支所

表 38 三見農業組合代表者

西暦	年号	代表者氏名	備考
1918	大正 7 年	山中貞七	4/15 有限責任三見村信用組合設立認可
1925	14 年	神田光蔵	3/9 就 任
1934	昭和 9 年	神田光蔵	3/8 保証責任三見信用購買販売利用組合設立認可
1940	15 年	守田義秀	3/9 就 任
1944	19 年	守田義秀	2/1 三見村農業会設立登記(会長)
1947	22 年	河村定一	5/25 就 任
1948	23 年	河村定一	三見農業協同組合設立 8/15 三見村農業会解散
1965	40 年	河村定一	
1968	45 年	河村定一	
1976	51 年	重村市松	昭和50年 河村定一氏 九月二日逝去 改選就任
1978	53 年	横川 博	改選就任
1982	57 年	藤井芳章	改選就任
1983	58 年	重村市松	改選就任
1984	59 年	重村市松	再選
1985	60 年	藤井芳章	改選就任
1988	63 年	森田重遠	改選就任
1996	平成8年4月1日	三見、大井、見島、萩市農業協同組合へ合併 萩市農業協同組合三見支所となる	

(登記簿謄本による)

表 39 三見農業者・組合員数

単位：人

西暦	年号	個人+法人 正組合員	個人+団体 準組合員	計
1975	昭和 51 年	588 [^] +1	58 [^] +2	649
1976	52 年	(355) 594+1	(58) 60+2	657
1980	55 年	(358) 632+1	(61) 65+2	700
1985	60 年	(329) 593+1	(87) 113+1+1	709
1989	平成 元年	(328) 583+1	(84) 101+1+1	687
1993	5 年	(329) 603+1	(99) 127+1	732
1995	7 年	(329) 597+1	(99) 125+1	724

() は戸数、正組合員の法人は手水川組合

三見農業協同組合代表者は、表 38 のとおりである。また、三見農業者、組合員・準組合員数は、表 39 のとおりである。

漁業

明治以後の三見浦の漁業は、防波堤の整備にともない少しずつ発展し、大きく飛躍したのは明治の終りのころのようである。

はえ縄（細縄）こまなわ 漁は東シナ海、朝鮮近海へ、羽魚流網漁かじきが対馬海峡と一部は台湾海峡へ、鱸いわし流刺網漁なみさしは地元なまの漁期を終えて朝鮮近海へとそれぞれが船団を組んで近海、遠洋へと地元を遠く離れて操業に取組んだ。

昭和四年現在、漁業の生産額約十七万七千円は三見村生産額の約三四%を占め、農業生産額二十一万円の四〇%に次ぐ地位にあつた。しかし世界的恐慌は漁業をも不況に巻き込んだ。

当時三見村では漁船の近代化が図られていた。昭和三年現在、動力船の漁船はわずか二隻であつたが、同四年には四二隻、五年には四四隻（総船隻数の三三%）と大幅に増加した。

ところが、昭和五年ごろから遠洋漁業が不漁となり、それに加えて鮮魚や水産製造物の価格が表40のように低落している。このような漁獲高の大幅な減少と、水産製造物の価額の下落は、三見浦漁業に深刻な影響を与えた。

昭和七年三見村会会議録には「財界の不況に加ふるに漁業の不成績にともない、漁業部落の財政甚だしく困窮せり」とある。

表 40 三見浦漁獲収入・水産製造物価格

単位…円

	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
漁獲収入	一五八、〇〇〇	一三五、〇〇〇	一一四、〇〇〇	五二、〇〇〇
水産製造物	一一、五〇〇	五、〇〇〇	九、四〇〇	五、六〇〇

近海、遠洋へ進出した各漁業も、不漁や無動力船での危険性や世相不安などから、昭和十三年ころには廃業して地元での漁業が主体となった。

このように漁業をとりまく状況は厳しく、昭和十二年に日中戦争、同十六年に太平洋戦争が始まり、同二十年に終戦となったが、この間資材や人手不足、一部漁船の徴用により三見浦漁業は危機的状態であった。

敗戦の混乱が落着いた昭和二十四年に漁業協同組合の設立、翌二十五年統制が撤廃された。この頃から漁業も回遊する鰹ぶりや鰯ぶりなども多くなり、鰹流刺網漁、定置網漁、八田網はちだあみ、一本釣、

また、秋の対馬イカ釣漁などによる漁獲水揚げは好調に推移し、資材や近代化資金問題はあったものの一時期活気ある時代であった。

昭和三十年代に入ると、再び漁業は厳しくなった。回遊魚の減少、漁船、漁具の近代化などによる乱獲が影響して漁獲が減少し、さらに、昭和二十七年の李承晩ラインの設定、平成八年の二百海里問題が起った。

こうした厳しい地元漁業から新たな試みとして、昭和三十六年組合自営の近海まぐる漁業に進出したが、同五十年これも廃業に至った。

漁獲水揚げが厳しい漁業は経営の合理化を迫られた。そこで、平成十三年阿武萩十四漁協が合併し、経営の建て直しに取組んでいる。

明治以降三見浦における主な漁業種別は次のようなものがあつた。

一 はえ縄漁業（細縄）こまなわ

創業は明治の終りから大正初期で、昭和十年頃まで続いた。当時は三見浦での主漁業であつ

た。一八〇一トシくらいに和船、十隻余りの船団で東シナ海、朝鮮近海方面へ出漁していた。漁場が遠く和船のため危険性も大きく、地元で鱈流刺網が盛んになったので、この漁に切り替わっていった。

一 鱈流刺網漁業

創業は大正初期で昭和三十三年ごろまで続いた。三見浦としては最も栄えた長い期間の漁業であった。この鱈流刺網漁は地元漁場のみでなく、遠く釜山、清津、せいしん城津など朝鮮北海岸の港を基地として出漁、飛躍的發展をしたが、戦時中より遠洋漁業が困難となった。終戦後は、領土の關係でこれら地域の漁業が不可能となり、近海漁業のみに依存していたが、山陰地方に鱈が回遊しなくなり自然に消滅した。



豊漁の鱈

一 羽魚流網漁業

創業は大正初期で、長崎県勝本港を基地とし、漁場は対馬海峡であった。漁期は九月より十一月と比較的短期間であった。三見船団は二十隻余り、乗組員百五、六十名で期間中基地勝本は大いに賑わったという。また当時台湾へも出漁したが、この方面は不振が続き操業は四、五年で中止になった。

後、昭和十三年頃全面廃業。理由は昨十二年の日中戦争に若者が出征し人手不足のため

一 近海まぐるはえ縄漁業

この事業の創業は昭和三十六年に始まり、同五十年で廃業した。

当時、県内では最も進んだ新漁業として注目された事業であった。近海まぐるはえ縄漁業への



羽魚漁の優勝旗

進出は、関係者にとって全くの未経験の分野で、創業当初は先進地である鹿児島県串木野漁協の斡旋により、当地の指導船員に乗船してもらう一方、三見浦の優秀な青年を乗り込ませ、操業を開始した。

漁船は、三見丸第一、第二、第五、第六、第八、第十一であった。第八以外は新造して乗り継いだ。船型は第一と第二が三十八トン型、第五と第八が四十八トン型、第六と第十一が六十トン型で、第十一は鋼船で冷凍能力を装備していた。

基地は串本港で、主要水揚げ港が清水港であり、同港が実質の基地であった。

漁場は、暖流に乗って北上するまぐろ類を追って、西は比島東沖から沖繩付近、日本近海を北上し、金華山から青森県八戸沖であった。また、赤道付近でも操業した。魚種は、とんぼ、ばち、きはだ、めかじき、まかじき、くろかわかじき、しろかわかじきやほんまぐろなど。一匹の大きさは、とんぼが一〇〜一五キロ、ほんまぐろが二〇〇〜三〇〇キロであった。

漁獲水揚げ高は、一航海最高三十八トン型で一、〇〇〇万円を記録するなど、漁業自体の採算は採れていた。ところが、座礁、沈没という大きな事故に見舞われたため、それを契機に断念し、昭和五十年三月この事業は廃業に至った。

一 定置網漁業

定置網漁業は、近世中期の項で述べた「大敷網代場三カ所」とあるように古くから続いている漁法で、三見浦にとっては、経営上重要な漁業の一つで、隆盛を極めた時期もあった。

定置には、大型定置と小型定置があつて網代（漁場）は、大型定置は鯖島の東側が漁場で、仏島大敷と呼んだ。小型定置は、鯖島の江取、地先の双又、次網、新網、新網代、中網、黒島の七統があつた。これら小型定置を地の大敷と呼んだ。

昔は漁業行使（漁場使用権利）については、この行使料が組合経営の大きな収入源であつたが、時代が変わり一部弊害等もあつて中止になつた。その頃から小型定置は下火となり、平成十五年に最後の一統も廃業した。大型定置は実行組合経営であつたが、平成十三年の阿武・萩十四漁協の合併にともない、同十五年に合併漁協に売却し、実行組合は解散したが、大敷はそのまま合併漁協の経営で三見の漁民によって引き継がれている。

一 その他の漁業

漁業種別ではこの他に、対馬イカ釣漁、地元八田網など三見浦をあげての漁業もあつたが、

漁業資源の減少から廃業となった。

三見浦では昔から漁業種別によつて各種団体が組織されうまく機能していた。現在、沖建網団体七隻、底曳団体八隻、潜水団体十隻、地先団体二十六隻の四団体があり、地元での漁業のみになったが、漁業種別団体制度は今でも引き継がれている。

なお、漁業種別、年間総生産高は表41のとおりである。

三見漁港

近世後期の項で三見浦漁港について述べたように、三見浦の海岸は自然の港となる

表 41 三見浦漁業種別総生産額

1840 (天保11年)	1933 (昭和8年)	1946 (昭和21年)	1955 (昭和30年)	1975 (昭和50年)	1985 (昭和60年)	1995 (平成7年)	2000 (平成12年)
大敷網漁	鱸大敷網	大敷網	大敷網	大敷網	大敷網	大敷網	大敷網
小あみ漁	鱸落網	落網	落網(仏島)	落とし網	落網	落網	落網
長縄漁	坪網漁	壺網	壺網	つぼ網	壺網	壺網	壺網
小釣漁	鱸流刺網	鱸流漁	鱸流刺網	小型底曳網	建網	沖建網	沖建網
篝火漁	鱸建網	磯建網	磯建網	沖建網	小型底曳網	磯建網	磯建網
鉾漁	羽魚流網	機船底曳網	折網	磯建網	一本釣	小型底曳網	小型底曳網
	延縄漁業	遠洋延縄	飛魚流刺網	飛魚刺網	延縄	飛魚刺網	飛魚刺網
	地曳網	鱸船曳網	一本釣	一本釣	その他刺網	一本釣	一本釣
	磯貝漁	フク延網		採貝、採藻	採貝、採藻	延縄	延縄
		アミ曳網			その他	その他刺網	その他刺網
		地曳網				その他漁業	その他漁業
		一本釣				採貝、採藻	採貝、採藻
		鯖釣					
		蛸壺					
		鉾突					
年度総生産量(1)					940	608	
年度総生産額(円)	91,000	923,000	42,085,000	250,380,000	384,041,000	350,540,000	273,705,000

湾形でなく、漁船を係留する港がなかった。

漁港としての整備は、図1のように明治、大正、昭和と引き継がれたが、本格的な漁港としての整備は、昭和八年九月四日の津波のような高波による大惨事が契機となった。

このため、防波堤の一部と堰堤えんていの全部が崩壊し、船舶のほとんどが破壊、沈没。漁具の損傷、流失もはなはだしく漁師九名が水死した。高波は浦集落の一部を床上浸水、三見川を海水が逆流し国鉄鉄橋の下一尺（二〇センチメートル）まで増水した。さらに、小学校前までにも達した。

港の整備は昭和九、十の二カ年を要

し、既存の防波堤の沖に二重に総延長二四七メートルの石積みの防波堤を完成した。工費総額四二、八八九円すべて地元負担で取組んだ。昭和四十年代には、船舶の大型化にともない港内が狭くなったため、二重の防波堤である沖波止をコンクリートで嵩上げかさあげし、内



図1 三見漁港防波堤築造年代図



三見漁港 平成16年

波止を取除き港内を拡張した。

その後も、漁港の安全な泊地、係留岸壁と漁港施設用地が課題となり、漁港の外郭北側海岸線約三五〇メートルを埋め立て、沖に防波堤総延長約三八〇メートル張り出し、平成十年三月新漁港が完成した。総事業費二十七億円の内、地元負担額四パーセントの約一億円を要する大事業であった。

漁 船

明治以降の三見浦漁船保有状況は表42のとおりである。

表 42 三見浦漁船数

(西暦) 年代	無動力船 (隻)	動 力 船 (隻)					
		総 数	1 吨未満	1 ~ 3 吨	3 ~ 5 吨	5 ~ 10 吨	10 ~ 20 吨
(1688)元 禄 頃	20						
(1740)元文5年	25						
(1855)安政2年	38						
(1928)昭和3年		2					
(1949)昭和24年	102	39					
(1954)昭和29年	86	96					
(1965)昭和40年	32	109	34	49	9	4	13
(1975)昭和50年	22	139	47	59	14	6	7
(1985)昭和60年	10	142	46	58	15	11	2
(1995)平成7年	6	127	53	46	12	6	4
(2001)平成13年	3	111	50	38	10	6	4

漁業協同組合

明治三十四年に漁業法が制定され、同三十六年三見浦漁業組合が設立された。その後数度の改組をし、昭和二十四年六月三見漁業協同組合を結成、組合業務は金融、購買、販売、利用の各部門に分かれ漁民の福利増進を図っていた。ところが、平成十四年四月、萩市、阿武郡の各漁協が合併し、山口はぎ漁業協同組合としてスタートした。それにもない名称が山口はぎ漁業協同組合三見支所と改称した。三見浦漁業組合代表者は表43、三見浦漁業者・組合員は表44のとおりである。



山口はぎ漁業協同組合三見支所

表 43 三見浦漁業組合代表者

西暦	年号	代表者氏名	備考
1901	明治 34 年		漁業法制定
1903	36 年	中村平太郎	1/10 三見浦漁業組合設立
1905	38 年	中村平太郎	
1923	大正 12 年	宇野松次郎	三見浦漁業組合
1935	昭和 10 年	三浦伊八	12/26 保証責任三見浦漁業組合設立(登記)
1936	11 年	横田源兵衛	
1938	13 年	横田源兵衛	1/31 保証責任三見浦漁業協同組合に変更(登記)
1942	17 年	宇野嘉一	2/17 就任
1944	19 年	横田源兵衛	4/18 三見漁業会設立(登記)
1949	24 年	大谷経三	三見漁業協同組合設立
1951	26 年		12/31 三見漁業会解散
1958	33 年	恵本長一	改選就任
1977	52 年	吉村亀雄	改選就任
1988	63 年	鈴木八寿	改選就任
1991	平成 3 年	中村誠二	改選就任
2001	13 年	中村誠二	平成 13 年 4 月 1 日 合併により山口はぎ漁業協同組合三見支所となる(理事)
2002	14 年	中村嘉男	7/1 改選就任(理事)

表 44 三見浦漁業者・組合員

単位：人

年度	漁業者数			備考
昭和 12 年	198			漁業協同組合
15 年	197			19 年 漁業会
20 年	235			
	組合員数	正組合員数	準組合員数	24 年 9 月 1 日 漁業協同組合
25 年	264			
30 年	265			
40 年	307	288	19	
45 年	308	208	100	
50 年	325	196	129	
55 年	324	203	121	
60 年	301	183	118	
平成 元年	290	174	116	
5 年	279	159	120	
10 年	240	104	136	
13 年	190	99	91	13 年 4 月 1 日合併 山口はぎ漁協三見支所

文化財

三見八景 (三見八幡宮奉納献額)

阿部勘右衛門

香林山晚鐘

鐘の音も遠くおもふや八重霞

小浦帰帆

雲に帆のすはる気色や朧影

古城夕照

謂れ有る松の落葉や夕日照

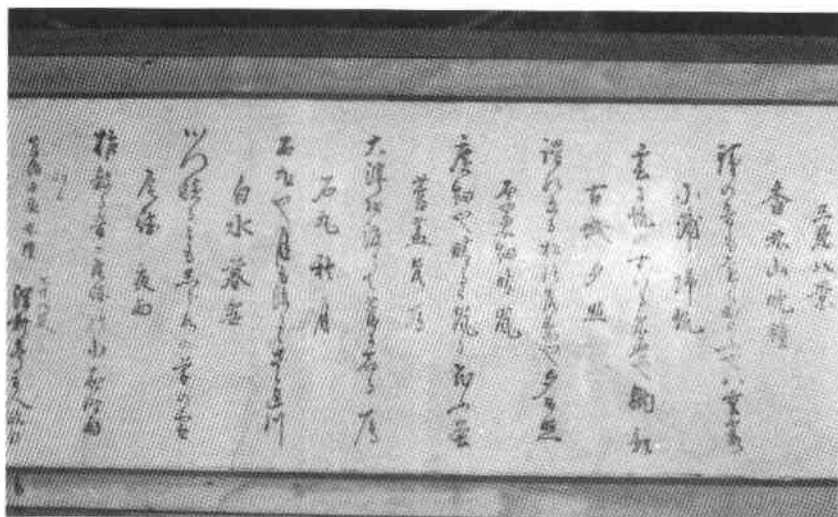
厚東畑晴嵐

広畑や晴るる嵐に飛ぶ虫

菅蓋落雁

大洋を渡りて菅に宿る雁

石丸秋月



三見八景

石丸や月も流るゝさゝれ川

白水暮雪

いつ積るともしら水の暮の雪

尾崎夜雨

柞^{ほほそ}散る音が尾崎の小夜時雨

明治壬辰林鐘 七十八叟

深耕亭主人敬白

註 香林山 〓 円徳寺の山号

柞 〓 コナラ、クヌギ、オオナラな

どの総称

明治壬辰 〓 明治二十五年

林鐘 〓 陰暦六月

深耕亭主人 〓 阿部勘右衛門（勘衛、

宗義）有秋とも号す 俳号護秋

辞世 長き代もたゞ夢ならん暁の春



阿部勘右衛門句碑（手水川）



阿部勘右衛門句碑（萩城址）

三見橋（眼鏡橋）

床並の下を流れている三見川をまたぐ橋を、地元では眼鏡橋と呼んでいる。大正三年（一九一四）土橋から改築された県内では唯一大型のアーチ型石橋で、橋の長さは約二一・四メートル、幅三・五メートル（親柱間）、水面からの高さ約一三メートル。石材には安山岩や閃緑岩が使われている。

石橋に通ずる道路は、維新後、県道萩・小串線として改修され、三見地区は明治二十六年に完成した。この県道も、昭和二十五年（一九五〇）には二級国道に昇格したが、昭和三十八年（一九六三）、近くに国道一九一号が開通して幹線道からはずれた。今は地区の生活道路となり、そのお陰で石橋は取り壊されずに生き残った。

威風堂々として曲線が美しく、専門家の評価も高い。平成十年十月、国の登録有形文化財となる。



眼鏡橋 大正3年竣工時
（鈴木隆昭氏蔵）



眼鏡橋 平成15年4月

吉広のバクチノキ

県指定天然記念物 昭和五十五年十二月五日指定をうける。

暖地性の常緑樹で、日本海側における分布の北限に近く、県内最大の大樹であるので学術的にも貴重である。樹種は、バラ科、サクラ属。樹齢は約九十年。大きさは幹周り二・五メートル、樹高、枝張りとも約二〇メートル。

名前は、木の成長とともに樹皮が剥がれ黄褐色になる様子が、まさに博打に負けた者がその代償に身包み脱がされる様になぞらえたものと云われる。

傍らの石祠、森様の御神木として大切に保存されている。



吉広のバクチノキ

三見史年表

年号	西曆	三見関係	一般関係
推古天皇 十九年	六一一	鉢多寺、琳聖太子渡海の節の安全祈願所として建立されたと伝えられる	百済の聖明王の第三王子琳聖太子、防府多々良の浜に着くと伝えられる(大内氏の始祖とされる)
大化 元年	六四五	大化改新、中大兄皇子、中臣鎌足等と謀つて蘇我入鹿父子を誅す	改新の詔宣布
和銅 三年	七一〇	三月十日 平城京に遷都	地方行政区画の里を郷と改める
霊亀 元年	七二五	九月「佐美郷」より庸米六斗を納める	
天平 三年	七三一	美東町長登銅山遺跡より木簡出土する(平成三年十一月)	
延暦 十三年	七九四	藏王権現宮を長門守護職信濃四郎右衛門尉、大和国吉野郡金峯山より勧請と伝えられる	十月二十二日 平安京に遷都
大同 元年	八〇六		

大同二年	八〇七	仁王堂建立と伝えられる	
大同年間		三見八幡宮建立と伝えられる	
延長五年	九二七	延喜式に「參美」の駅名が見える	延喜式撰上
承平七年	九三七	倭名鈔に美祢郡六郷のうち「作美」の郷名が見える	倭名類聚鈔成る
寿永四年	一一八五	三位の地名の由来この年にさかのぼる	三月二十四日 壇ノ浦の戦いで平氏滅亡する
文治二年	一一八六		七月十三日 佐々木高綱長門守護となる
建久三年	一一九二		鎌倉幕府開く
文永十一年	一二七四		十月二十日 蒙古軍襲来する(文永の役)
弘安四年	一二八一		閏七月一日 蒙古軍再び襲来(弘安の役)
元弘三年	一二三三		鎌倉幕府滅亡する
建武元年	一二三四		厚東武美、長門守護となる
延元三年	一二三六		十一月七日 足利尊氏幕府を開く

文和 元年	一三五二	<p>「三見郷」の初見（大井八幡宮文書による）</p> <p>十二月十三日 僧祥祐、五郎左衛門へ名田を譲与する</p> <p>十一月十日 鉢多寺僧祥啓より国藏主へ名田を譲与する</p> <p>十一月十八日 鉢多寺住持祥懔、祥啓僧へ奉免村の一部を桃隠庵々敷として譲与する</p> <p>桃隠庵を建立する（光円寺の前身）</p> <p>大内教弘、山口より領国各地間の行程日数及び請文提出期日を定める。三見は行程日数一日、請文七日と定められる。</p> <p>「藏本村」の地名の初見（大内政弘文書）</p> <p>三月二十七日 大内政弘、夢中に拝した神形を仏師播磨法眼に作らせ、藏王権現宮に安置する</p> <p>仁王像も大内政弘の寄進と伝えられる</p> <p>十月五日 鉢多寺住持寿嶺、景悟僧へ鉢多寺領名田を譲与する</p>	
正平十三年	一三五八		
元中 九年	一三九二		
応永十二年	一四〇五		
享徳 三年	一四五四		
寛正 二年	一四六一		
文明 元年	一四六九		
延徳 三年	一四九一		
明応 六年	一四九七		
			<p>六月二十三日 大内弘世、厚東氏を滅ぼし長門守護となる</p> <p>閏十一月五日 南北両朝合一する</p>

天文 三年	一五三四	公家山本三位中将中務大輔息男、山本雅楽、三見に来て禅宗称奉庵に居住、住持となる（明満寺の前身）	
六年	一五三七	一月八日 伊佐元綱、大内義興より与えられた玉井郷（玉江）六石の地を子息武綱に譲与する	
天文十二年	一五四三	大内義隆、三見郷の元福王寺領一石八斗の地を文龜元年（一五〇一）九月二十五日の大内義興の下知に任せて僧長賢に執務させる	
二十年	一五五一	三月八日 長門守護代内藤隆世、益田刑部少輔に対し、須子氏所有の三見郷内知行地に対する侵害を停止するよう命じる	
二十三年	一五五四		
弘治 元年	一五五五		
三年	一五五七	十一月十一日 吉見正頼、野村新十郎頼春に三見郷内に一〇石を宛行う 十一月十五日 吉見正頼、長嶺道祖寿に三見郷内に一〇石を宛行う	
			八月二十五日 ポルトガル人、種子島に漂着鉄砲を伝える 八月二十八日 陶晴賢、大内義隆に叛き山口を攻める 義隆、山陰にのがれ、九月一日湯本大寧寺で自刃する
			毛利元就、陶晴賢を安芸嚴島に破る 四月三日 大内義長、長府長福寺に於て自刃、以後防長両国は毛利氏の支配するところとなる

永祿 十年	一五六七	阿部家の祖問田十郎隆盛の子安弘、三見郷生化ヶ原に來住する	
元龜 元年	一五七〇		織田信長、石山本願寺を攻める
天正 元年	一五七三		七月十八日足利義昭、織田信長に降り、室町幕府滅亡する
天正 五年	一五七七	この頃桃陰庵五代了善禪宗より真宗に歸依、桃陰山光円寺と改める	織田信長、本願寺と和す
八年	一五八〇		
九年	一五八一	光円寺了善隱居し、宝地庵に移り、善照寺と改称、開基となる	
十年	一五八二		本能寺の変、織田信長自刃する
十九年	一五九一	十月十八日 吉見元頼、下瀬市之進に三見郷内一二石六斗五升六合を宛行う	
文祿 元年	一五九二		文祿の役、豊臣秀吉朝鮮に出兵する
慶長 二年	一五九七	阿部氏、生化ヶ原より蔵本林山に移り、毘沙門天小社を建立する	慶長の役、秀吉朝鮮に再出兵する

慶長三年	五年	八年	九年	十年	十三年	十五年	十八年	十九年
一五九八	一六〇〇	一六〇三	一六〇四	一六〇五	一六〇八	一六一〇	一六一三	一六一四
<p>慶長五年の検地、三見郷一、二二六石九斗</p> <p>木村一貫、毛利輝元に供奉、萩に来て後、発心して道因と称し、三見郷に円徳寺を創建開基となる</p> <p>九月二十八日三見八幡宮中原雅楽之允国光へ当職佐世元嘉、社領坪付状を与える</p> <p>慶長十五年の検地、三見郷二、八五〇石九斗八升五合</p>								
<p>秀吉死去、朝鮮より撤兵する</p> <p>九月二十四日関ヶ原の戦勃発、西軍敗れる</p> <p>毛利輝元、領地を防長二州に削減、転封される</p> <p>徳川家康征夷大將軍となる</p> <p>江戸幕府開く</p> <p>六月一日萩城、築城の工事が始まる</p> <p>六月 萩城工事を完了する</p> <p>防長両国検地完了、石高五万九千二百八十六石七斗八升五合</p> <p>防長両国石高三万九千九百一十一石三斗一升五合と幕府に上申、以後公称石高となる</p> <p>十月 大阪冬の陣起る</p>								

元和 元年	一六一五	九月七日 円徳寺、出火全焼する	大阪夏の陣、豊臣氏滅亡する
寛永 二年	一六二五	寛永二年の検地、三見の石高二、三七三石七斗	四月二十七日 毛利輝元死去する
慶安 三年	一六五〇	飯井村が益田就景の給領地となる 萩藩は民政の区域を一八宰判に分け、それぞれに代官をおく、三見の地方（農村部）は当島宰判に、浦方（漁村部）は浜崎宰判に属した 三見浦家数三十軒 鉢多寺蔵王大権現宝殿再建、萩藩初代藩主毛利秀就寄進、代官能美内蔵丞、地下人役八三八人	
承応 二年	一六五三		八月五日 防長両国にわたる暴風雨、萩浦の船二四艘破損、萩回りの百姓家七五〇軒が潰れ、死者一四人、牛馬斃死一一匹に及んだ
承応 三年	一六五四	萩回り鉄砲打ち禁止令施行、三見口は中山峠に禁止札が設けられる	
寛文 元年	一六六一	円徳寺本堂再建する	

寛文 四年	一六六四		大津郡から見島郷を割いて見島郡を設置する
五年	一六六五	三見奉免村が新市として取立てられる、以後三見市と称する	
九年	一六六九	光円寺四世教宗、三見市に色雲寺を再興、光円寺は弟正順が継承する	
十二年	一六七二	称奉庵、四世祖貞代ころ火災焼失	
延宝 五年	一六七七	善照寺、寺号免許される	
貞享 二年	一六八五	十月十四日三代藩主吉就領内巡視の節、三見市で休息する 本陣を光円寺とする	
三年	一六八六	色雲寺、寺号免許される	
元禄 元年	一六八八	称奉庵五世浄玄、庵号を明満寺と改称する	
二年	一六八九	山王山より鏡出土、これを御神体として山王社を建立する	
		市で火災発生、色雲寺も類焼する	
		幕命により防長両国の鉄砲改帳を提出する	
		狐師筒、椿郷に七一挺、三見郷に三挺、商売筒、城下に三二挺	

元禄 四年	一六九一		二月二日 毛利吉就、東光寺を建立する
九年	一六九六	十月十八日 四代藩主吉広防長兩國巡視の帰途三見市で休息する 本陣を色雲寺とする	
十二年	一六九九	三見郷は三見村となる 小名「明石村」の初見	
十五年	一七〇二		赤穂浪士、吉良義央を討つ 萩町奉行、浜崎代官に物価の抑制を訓令する
宝永 六年	一七〇九	河内荒神社、山口高倉荒神より勧請と棟札に記す	徳川吉宗八代將軍となる
享保 元年	一七一六	三田八幡宮、神殿、釣屋、舞殿を造営する	六月十八日 萩市中、当島浜崎宰判内に居住する諸職人の賃銀値下げを断行する
十四年	一七二九		
十九年	一七三四	明満寺、三見市頭へ新築移転する 仁王堂、六代藩主宗広の母永昌院が再建寄進する	
元文 元年	一七三六	円徳寺八世円貞は、毛利輝元の母方祖母「岩永の太方」の位牌を安置する	

元文 三年	一七三八	三見八幡宮、釣屋、舞殿を改修する 潮音寺、粟屋源信が創建、黄檗流萩東光寺の末寺となる	
五年	一七四〇	四月二十八日 地下上申編纂する 三見村、山田村が分離、それぞれ独立した一村として記載される 三見村は御蔵入庄屋 阿武久兵衛、三見浦は庄屋 中本源三郎が編纂する	
寛保 二年	一七四二	六代藩主宗広、防長両国巡視の帰途 十月四日 三見市色雲寺で休息をとる	
宝暦十三年	一七六三	三月二十一日、七代藩主重就遠出の節、潮音寺で休息をとる	
明和 四年	一七六七	山王社を八幡宮境内へ転社する	
寛政 五年	一七九三	三見浦で大敷網漁不振のため、藩御所帯方より貸渡銀一五貫目を借受ける	
九年	一七九七	色雲寺本堂を再建する	
享和 三年	一八〇三	蔵王権現宮火災全焼、翌年再建する	
文化 十年	一八一三	十月十八日 伊能忠敬の一行が三見市に入り翌十九日三見村、山田村、椿分を測量する	防長地下上申編纂される 享保寛延年間の防長における統一した村記録の最古のものであり、村絵図も同様である。

文化十四年	一八一七	二月二十二日 円徳寺、再度火災にあり、本堂、庫裡を焼失する	
文政二年	一八一九	十一月三日 円徳寺再建する	
十年	一八二七	三月四日 三見宿百姓村上長兵衛、書状伝達の問屋株の認可を郡奉行所へ願出て、許可される	
十二年	一八二九		玉江浦で火災発生し、一七五戸余三〇〇世帯が罹災する
文政年間	一八一八、一八三〇	明満寺、火災のため本堂、庫裡を焼失する。ただちに再建する	
天保元年	一八三〇		吉田松陰誕生
八年	一八三七	三見浦、漁不振のため困窮者六六人に対し取救米二石二斗八升の給付を藩府に願出る	
十一年	一八四〇	三見浦、漁不振のため困窮者三八人に対し取救米の給付を藩府に願い出る	
十二年	一八四一	三見浦庄屋、中本重郎右衛門「諸郡書出し」(風土注進案)を編集する	一月十日 諸郡に命じて各村の風土を注進させ、近藤芳樹に編集させる 数年で風土注進案一七卒判四三六巻が完成する

天保十三年	一八四二	防長両国に淫祠 <small>いんし</small> 解除の令を発する。三見に於ては堂宇十ヶ所、小社三九ヶ所、石田地蔵六ヶ所が解除となる。 庄屋阿武又右衛門三見村風土の編纂を完成する。
十四年	一八四三	六月十三日 医学稽古場の若手教師一名は、藩の許可を得て三見浦沖合いの鯖島に行き、葉草の採集を行う。 十月二十三日 夜六ツ半頃より三見浦出火一五軒焼失、冷泉右近助宅類焼する。
弘化元年	一八四四	
二年	一八四五	三見村庄屋、江良弾藏「風土注進案」を編集する。
嘉永二年	一八四九	七月六日 吉田松陰、北浦沿岸巡視の途中、海路萩より三見に上陸、地形などを視察する。
安政二年	一八五五	三見村は阿部勘右衛門、三見浦は中本重郎右衛門が郡中大略を編纂する。
四年	一八五七	三見浦家前に初めて一文字二五間の波止が築かれる。
		四月一日 藩主毛利敬親、兵一三、九六三人馬五三六匹を動員して福川羽賀台で大演習を行う。 外国船の来襲に備え、長門北浦海岸を七地区に分け、各方面防備の総奉行を任命する。

安政 六年 一八五九	潮音寺本堂再建する	十月二十七日 吉田松陰が 処刑される 三〇才
文久 元年 一八六一	三見浦、漁不振のため困窮者二六人に対する取救 米の給付を願出る	四月十六日 藩庁を山口に 移す 六月十八日 鑄砲のため藩 内の梵鐘、銅器類を集める
三年 一八六三	このころ善照寺出火、全焼する	七月十九日 蛤御門の変が 起り、長州軍は敗れる 久坂玄端、来島又兵衛自 刃する 七月二十三日 長州藩に追 討の勅命下る
元治 元年 一八六四	三見浦、漁不振のため困窮者一七人に対する取救 米の給付を願出る 十一月 善照寺再建する	八月五日 英、米、仏、蘭 四カ国の連合艦隊、下関を 砲撃する
慶応 元年 一八六五	三見浦漁船遭難、乗組員三名全員死亡、遺族に対し、 藩より船頭銀四〇匁、舸子銀二〇匁宛給付される	四月十四日 高杉晋作、馬 関で病死する 一九才
三年 一八六七	三見漁港前面及び東西に波砕用捨石投棄の費用と して藩に銀二〇貫目の貸し渡しを願出る	十月十四日 大政奉還 十二月九日 王政復古の詔 が発せられる

明治	元年	一八六八	このころ三見浦漁港波止修築・海岸前面と東西に波砕きのための捨石投棄が行われる 河内住、三浦政三郎景保戊辰戦争に干城隊長として従事する。七月二日、福島芭之の役で負傷する（七月二十六日没す 二九才）	七月十七日 江戸を東京と改める 明治維新
	二年	一八六九	光円寺と明満寺が合併される	版籍奉還
	三年	一八七〇	三見浦が三見村に統合される	廃藩置県
	四年	一八七一	蔵王権現社が金峯神社に改称される 潮音寺が三見浦住民の共有財産に移管される	山口、岩国、豊浦、清末の四県を廃し、山口県成立、県庁は山口に置く
	六年	一八七三	三見八幡宮が郷社に列せられる	
	八年	一八七五	三見小学校が創立される（下石丸二四九〇番地） 一月一日、三見市に郵便取扱所（郵便局）が開所される（阿武平十郎の自宅）	
	九年	一八七六		十月二十六日 前原一誠ら決起し萩の乱起る このころより夏橙の栽培始まる

明治 十年	一八七七		
十二年	一八七九	三見村戸長役場が石丸に置かれる 光円寺と明満寺が合併差止め分離独立する	
十六年	一八八三	三見小学校校舎が新築される（蔵本字中内免三、五四六番地）	
十九年	一八八六	三月一日、三見三等郵便局に改称される	
二十年	一八八七	一月一日、床並に火災二六戸焼失する	
二十二年	一八八九	四月二十五日、三見村役場が石丸に開設される 六月十九日、乃美良多村長に選任される	
二十三年	一八九〇	県道萩・小串線の三見地区改修に着手、同二十六年に完成する	
二十六年	一八九三	六月一日、三見村役場が新築される（建築費 三四六円）	
二十七年	一八九四	村内各里道の改修に着手、同二十九年に完成する	
三十一年	一八九八	隔離病舎が字菅蓋に新築される（工事費 四四六円八十二銭）	
			二月十五日 西南戦争起る
			四月一日 市制、町村制が実施される 萩町誕生する
			八月一日 日清戦争起る

明治三十六年	一九〇三	一月十日、三見浦漁業組合設立する 十月一日、光円寺が河地より三見浦へ移転新築される	
三十七年	一九〇四		二月十日 日露戦争起る
四十年	一九〇七		小学校令改正（義務教育六年）
四十三年	一九一〇		八月二十二日 日韓合併条約に調印する
四十四年	一九一一	三月一日、河内耕地整理組合設立、同四十五年工事に着手し、大正三年一月工事完了する	
大正三年	一九一四	三見橋（眼鏡橋）が土橋からアーチ型石橋に改修される	第一次世界大戦起る
五年	一九一六	三见到電灯が点灯される	
七年	一九一八	三月一日、三見信用組合（農協の前身）が設立される	
十二年	一九二三		関東大震災起る
十四年	一九二五	四月三日、萩・長門三隅間鉄道が開通する 三見駅が開設される	

昭和	元年	一九二六	
三年	一九二八	十一月一日、三見三等郵便局が市より南江尻に移転される 十一月二十一日、三見三等郵便局が電信電話業務を始める	
五年	一九三〇	萩警察署三見駐在所が石丸に配置される	
六年	一九三一	六月二十八日、飯井で山崩れにより、列車(客車)脱線横転事故が発生する	
七年	一九三二	明満寺が三見市より片田(駅通り)へ移転新築される	萩市誕生する
八年	一九三三	九月四日、高波により三見浦が大災害を被り防波堤、船舶、漁具が大破流出し、漁師九名が死亡する	山陰本線が全通する
九年	一九三四	一月二十八日、保証責任三見信用購買販売利用組合設立、改称される	
十年	一九三五	このころ三見地区に初めてラジオが入る 十二月二十六日保証責任三見浦漁業組合設立、改称される	
十二年	一九三七	四月十三日、明木からの山火事は強風のため、手水川、市、中山、河内各方面の山々を延焼し、手水川の権現社も類焼した	

昭和十二年	一九三七	十月二十一日、三見郵便局が南江尻より石丸三、四番地に移転新築する 一〇番地に移転新築する 潮音寺本堂再建する	
十三年	一九三八	保証責任三見浦漁業協同組合設立、改称される	
十四年	一九三九	三月一日、郵便局が電話交換業務を始める	
十六年	一九四一	二月一日、三見三等郵便局が特定郵便局に改称される 三月一日、三見国民学校に改称される	十二月八日 太平洋戦争始まる 真珠湾を攻撃する
十九年	一九四四	三見漁業会設立、改称される 三見農業会設立、改称される	八月十五日 太平洋戦争(第二次世界大戦)終結
二十年	一九四五		日本国憲法公布
二十一年	一九四六	四月一日、三見小学校に改称される 四月三十日、河村定一氏山口県議会議員に就任される	学制改革により六・三制の義務教育が始まる
二十二年	一九四七	五月一日、三見新制中学校が設立される(小学校に併設) 三見八幡宮が三田八幡宮に改称される	教育基本法・学校教育法公布

昭和二十三年	一九四八	三見農業協同組合が設立、改称される 三見青年学校を廃止し、三見公民館が設置される	
二十四年	一九四九	三見漁業協同組合が設立、改称される 三見中学校が独立校舎を二ヶ年継続事業として建設を開始される	八月シャーブ勅告を発表する
二十五年	一九五〇		朝鮮戦争始まる
二十六年	一九五一	一月十五日、三見中学校が石丸二、四七五―一番地に完成する	
二十八年	一九五三	十一月六日、三見中学校が火災により本館、付属四棟を焼失する	朝鮮休戦協定なる テレビ放送始まる
二十九年	一九五四	七月一日、三見巡査駐在所に改称される 八月二十四日、三見中学校が再建される 三見村勢要覧が編集される 十一月十日、三見火葬場が城山に開設される	
三十年	一九五五	三月一日、三見村、大井村、六島村、見島村が萩市に合併、萩市三見となる 三見村役場が萩市役所三見支所となる	
三十一年	一九五六	三月四日、中学校の屋内体操場が竣工する(一〇四坪)	
三十二年	一九五七	四月一日、萩市役所三見支所が萩市役所三見出張所と改称される	

昭和三十三年	一九五八	秋市立三見保育園が新築、開園する 仁王堂を解体し、仁王会館建設、仁王像同館に安置する	関門トンネル開通する
三十四年	一九五九	八月一日、石丸・中山間の道路改修が完成し、唐樋・三見駅間にバス（防長交通）路線が開設される	
三十五年	一九六〇	五月十日、三見簡易水道の給水が開始される 十月一日、三見警察官駐在所に改称される	
三十六年	一九六一	七月十日、小学校鉄筋二階建新校舎が竣工する 三見地区に初めてテレビが入る	
三十八年	一九六三	五月十四日、河村定二氏山口県議会副議長に就任される 六月十日、三見テレビ共聴利用組合が設立され、浦地区を中心にテレビが普及する	
三十九年	一九六四	一月二十一日、飯井駅が開設される	
四十一年	一九六六	三月、飯井分校を廃止する	
四十四年	一九六九		
四十五年	一九七〇	四月十四日、小学校屋内運動場兼講堂が竣工する	アポロ十一号月面着陸成功
			東京オリンピック大会が開かれる 東海道新幹線開業する

昭和四十六年	一九七二	三見漁港の内波止を取除き、港内拡張される	
四十七年	一九七二	三月一日、三見港の西防波堤灯台を建設し初点灯する 三月二十四日、三見電話交換局が完成し、ダイヤル式となる 十一月十三日、三見警察官駐在所が建替新築される	沖縄、日本に復帰する
四十九年	一九七四	二月十一日、三見浦で火災が発生し、六戸が全焼、一戸が半焼する	
五十年	一九七五	九月二日、山口県議会議員河村定一氏逝去される 三見郵便局が石丸三、四一〇から同二、四八七の一に移転新築される	
五十一年	一九七六	八月二十七日、河村建夫氏山口県議会議員に就任される	
五十三年	一九七八	三見小学校にプールが完成する	
五十四年	一九七九	三見駅が民間委託となる	
五十五年	一九八〇	吉広バクチノキが県指定天然記念物に指定される	
五十七年	一九八二	三見漁村センターが新築される	

昭和五十九年	一九八四	十月一日、萩バスセンター・三見駅間のバス路線が廃止される	
六十二年	一九八七	一月十七日、三見保育園が鉄筋コンクリート二階建に改築される 二月三日、三見港西防波堤灯台が高波のため倒壊する 翌年十一月三十日、復旧する 十一月二十九日、三見浦で火災、四戸全半焼する	国鉄民営化・JR七社に分割
六十三年	一九八八	四月十七日、萩市三見出張所と公民館が改築される	
平成元年	一九八九		消費税3%実施
二年	一九九〇	二月十八日、河村建夫氏衆議院議員に就任される	
七年	一九九五	四月三十日、田中文夫氏山口県議会議員に就任される	
八年	一九九六	三見農業協同組合が萩市農業協同組合に合併し、萩市農業協同組合三見支所に改称される 二月一日、床並飲料水供給施設が整備され、供用開始する	
十年	一九九八	三月一日、三見漁港に新漁港が増設される 三月、県道の道橋(新)三見橋架設される 四月一日、複合福祉施設さんみ苑が開苑される	

平成 十年	一九九八	十月九日、三見橋（眼鏡橋）が国の登録有形文化財に登録される
十二年	二〇〇〇	三見中央圃場整備事業が行われる 十月二十七日、県道「新規（新）三見橋―蔵本」認定される
十三年	二〇〇一	三見漁業協同組合が阿武・萩十四漁協と合併し、山口はぎ漁業協同組合三見支所に改称される
平成十三年	二〇〇一	三月二十七日、県道を市道に変更（三見市―駅通）される 五月、県道の道橋新石丸橋架設される 六月一日、三見市営農飲雑用水整備事業が行われる
十四年	二〇〇二	二月一日、市道を県道に変更される 一部新規（中山―新石丸橋） 三月一日、三見小・中学校併設校舎等、屋内運動場が新設される 四月より授業が開始される 十二月二十五日、明石農業集落排水施設整備事業が行われる
十五年	二〇〇三	三月、山陰高速道路飯井第二トンネル工事着工する 九月二十二日、河村建夫氏文部科学大臣に就任される

参考文献

- 防長地下上申・同村絵図
 防長寺社由来
 阿武郡当嶋三見村土風（阿武又右衛門編纂）
 防長風土注進案
 諸郡書出し（三見浦文書）
 郡中大略
 三見宿方仕組米銀預根帖
 山口県風土誌
 萩市史
 萩市誌
 萩市史年表
 山口県文化史年表
 光円寺文書
 三見村勢要覽（三見村役場編纂）
 第八二号三見村史（三見村行政文書）
 三見浦郷土史（吉村龜雄著）
 三見農業協同組合事業報告書
 三見漁業協同組合業務報告書
 山口県小学校の系譜
 萩市立三見小学校沿革史
 萩市立三見中学校沿革史

計量単位換算表

(長さ)

間	尺	メートル(m)
1	6	約 1.81

(面積)

町	反	坪	アール(a)	平方メートル(m ²)
1	10	3,025	約 100	約 10,000

(重さ)

貫	匁	キログラム(kg)
1	1,000	3.75

(体積)

斗	升	合	リットル(ℓ)
1	10	100	約 18

あとがき

三位ふるさと史の会代表

中 村 芳 生

はじめに、今回「三見の歴史」発刊に際しまして各方面から絶大な協力を賜りましたことに、編集者一同心より厚くお礼申し上げます。

さて、三見のふるさと史を作成しようという話が持ち上ったのは平成三年三見中学校長上原明先生の発案によるもので、子どもを対象にした「三見ふるさと史」でありました。

既に、光円寺第二十世住職、元三見公民館長阿武秀道さんが古代、中世、近世についてまとめられた原稿がありました。

当初、この会は編集懇談会の名前で、構成メンバーは中学校長、教頭、育友会三役、公民館長、主事、光円寺住職、三田八幡宮々司各氏によるメンバーでスタートしました。わたしも郷土の歴史に興味、関心があり二回目の会合から仲間入りさせていただきました。

同会は、原稿の読み合わせ、見直しと現地研修を重ねていましたが、平成六年ごろから自然に中断してしまいました。

再開の話が持ち上ったのは、平成十五年、田中親明公民館長さんの音頭によるものであり、「三見の歴史」を発刊しようということでありました。

発刊に際して一番の課題は何といつても印刷に係る予算であり、わたしどもの会でいろいろと話し合いを重ねた結果、三見地区各種団体連絡協議会のご配慮により予算の見通しが立ち、会員一同ほっとして編集作業に取りかかることができました。

三見地区は他市町村と比べて、顕著な歴史上の史跡、文化財に恵まれない上、史料が十分ではありません。

幸いにも熱心に史料収集された阿武秀道さんがまとめられた原稿に、近現代を加筆していただき、編集同人それぞれが地区の方々からの貴重なご提言、ご助言をいただき、近現代の部分に加筆補充しました。

編集に当っては、全くの素人集団であり行き先不安でありました。

幸いにも「マシヤマ印刷」阿武さん、中野さんの適切なご指導により発刊に至りました。両氏に厚くお礼申し上げます。

平成十七年三月六日一市二町四村の合併という歴史の大きな節目の年に「三見の歴史」が発刊できたことはまことに大きい意義があると思います。

最後に、「三見の歴史」が皆様のお役に立ちますことを心から願っております。

平成十七年三月

著者略歴

阿武 秀道

大正七年十二月十二日

出生

昭和十二年

萩中学校卒業

昭和十二年～昭和十三年

武蔵野高等無線電信学校

昭和十三年～昭和二十一年

船舶無線通信士

昭和二十五年～平成四年

光円寺住職

昭和二十七年～昭和三十一年

三見村・萩市教育委員

昭和三十二年～平成二年

三見公民館館長

編集同人

中村 芳生

鈴木 隆昭

田中 親明

中原 勉

三村 直充

柳井 明彦

山根 勉

(五十音順)

表紙絵(眼鏡橋) 三見公民館絵画教室

裏表紙書(三位) 米原 祥三

写真撮影 三村 直充

三見の歴史

発行日 平成十七年三月六日

著者 阿武 秀道

編集 三位ふるさと史の会

発行者 三見地区各種団体連絡協議会

〒七五九一三七二一

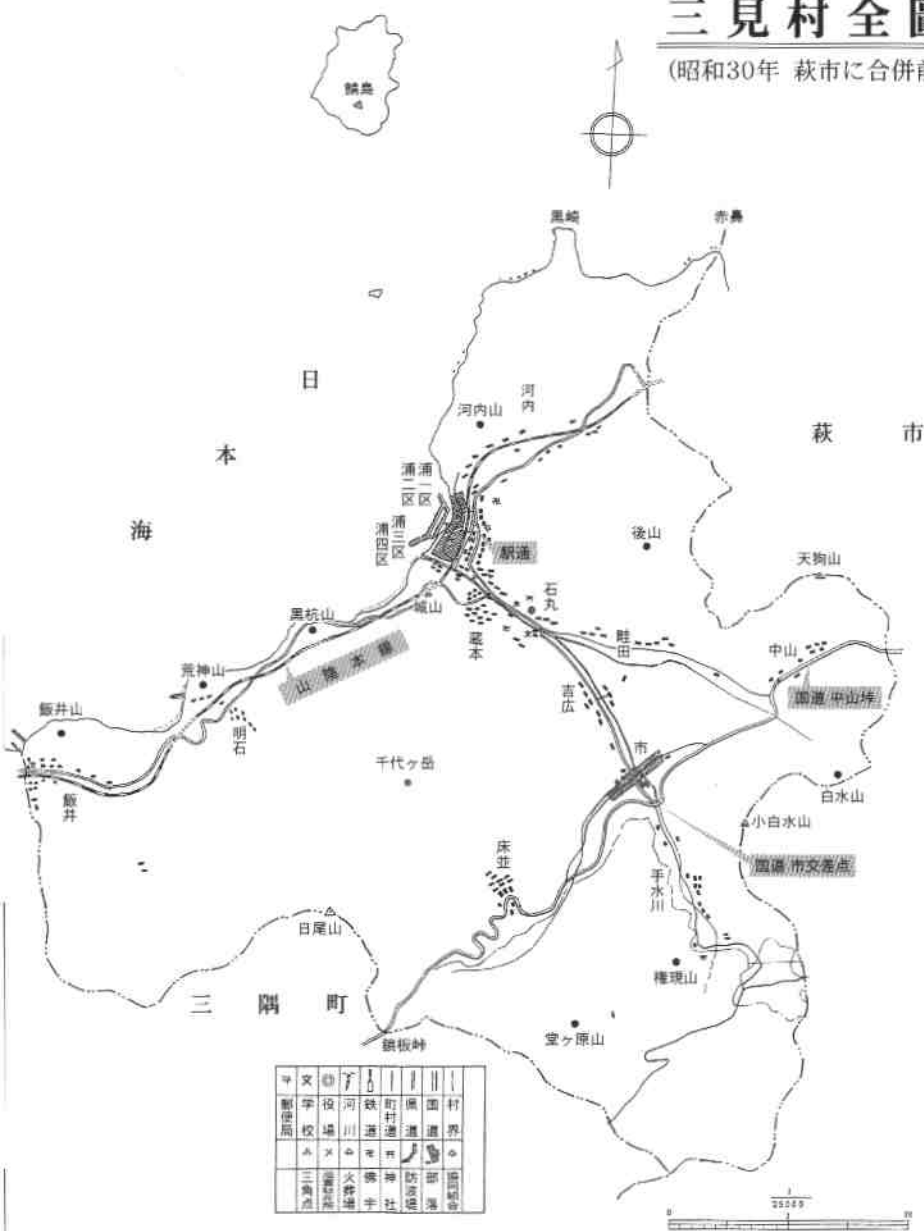
山口県萩市三見二三九三の二
(萩市三見公民館)

電話 〇八三八(二七)〇〇〇四

印刷 南マシヤマ印刷

三見村全圖

(昭和30年 萩市に合併前)



「三見の歴史」正誤表

頁	行	誤	正
78	1	へんびな町で	へんびな所で
91	3	(約1,650メートル)	(約9.6キロメートル)
126	5	藤田長衛門	藤田長右衛門
161	10	上内免(蔵本三五二三の一)	中内免(蔵本三五四六)
202	表	正組合人、準組合人	正組合員、準組合員
231	10	東西に破碎用	東西に波碎用
240	7	修旧する	復旧する

三行